

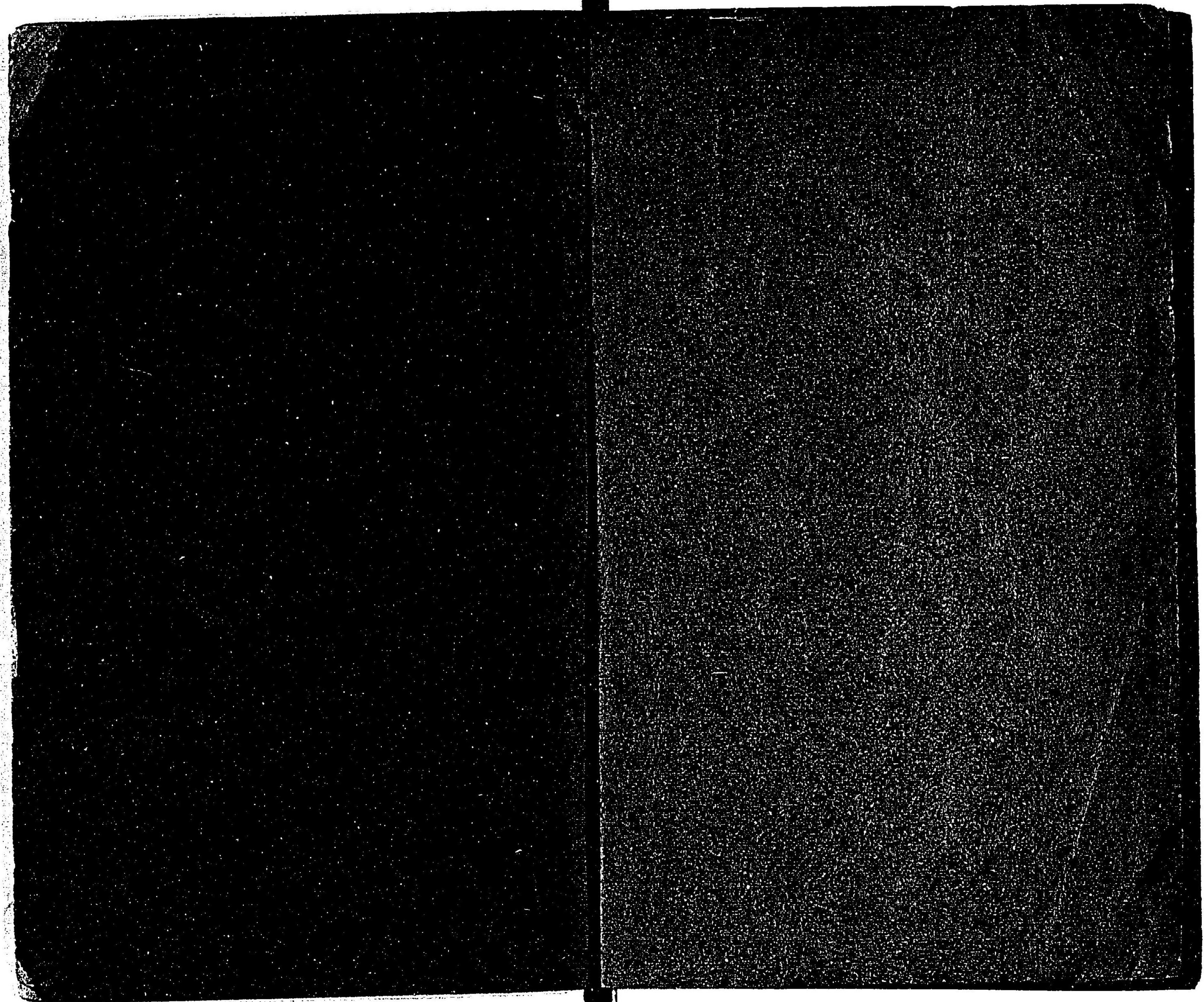
72
344

千河岸櫻所著

徳川時代の文學

東京

高山堂發行



72-344

徳川時代の文學

徳川時代の文學

目録

緒言	一
東照公	二
台徳公	三
大猷公	四
嚴有公	五
常憲公	六
文昭公	七
有章公	八
有徳公	九
惇信公	一〇
浚明公	一一

明治
42 10 13
内宛

- 文恭公 (十一代將軍家齊) 三〇
- 慎徳公 (十二代將軍家慶) 三六
- 温恭公 (十三代將軍家定) 三八
- 昭徳公 (十四代將軍家茂) 四二

徳川時代の文學

櫻所居士編撰

續言

幕末の碩儒安積良齋が唐宋八家文格の序に曰、吾邦文章の起る遠し、遺唐の使留學の士、唐朝の諸名士と相交り、親く指授を承け、才藻の美彬彬如なり、其未だ駢儷文即ち對句を用ひの習を脱せざるを惜むのみ、爾後數百年亂多く治少く干戈相尋ぎ、文章蕩然として地を掃て盡く、元和韃靼以還操觚の士寢興る、其文未だ精暢ならずと雖も、亦頗る轉蹶を以て法とするを知る、譚園翁物祖出に至りては、則ち才力以之を振に足り、學殖以之を運らすに足り、筆力閎肆俗習を超越し大に藝林に功あり、而て願ふに獨り指を李王詭僻の文に染め誤を後學に貽すこと尠からず、五十年來諸老先生始て其非を悟り、専ら意を唐宋八家に刻し、而て之に參するに有明宋景濂、方希古、唐荆川、王逸

岩諸家を以て、是に於て文章の道大に開け高き者は以韓歐に配すべく、次も亦唐王諸子に下らず、猶熾盛なり、後進の士風を聽て興り、争て皆文章を以相濯磨す、斐然として觀るべき者多し、然れども其間體格或は變化少く、辭句或は鏗鍊ならず、議論或は駁雜の弊多し、其粹然として瑕疵無き者を求むる幾ど稀なり、豈才力足らざる歟、學殖博からざる歟、抑も未だ法に熟せざればなり、其到る所寧ろ量る可ん耶、蓋し吾邦世愈降りて文愈精し、正に彼邦支那と相反す、則ち英俊の士前に唱へ後に和し、巧力益す至る、庸詎知らん百年の後文章百代に雄跨して、美を韓歐に比する者、果して東方君子の國に出る無からむ乎哉、

此文簡潔にして能く我邦文學の歴史を叙し得たるものと謂ふべし、遺唐使入唐僧など唐の文學を輸入し、其詩文唐朝の名士と唱酬するに至る、文藻の彬彬たる弘法大師の秘藏寶輪の如き、菅家の文等その他本朝文粹などに見わたるものは、孰れも好文辭なるが六朝風の對句を用ひたれば、其對の爲に自然文勢軟弱に流れ易き弊あり、是は唐

時代の詔勅その他奏議など、すべて此風あり韓退之が非常の才學を以一代の文豪たりしが、此人は頗る駢儷の文體を嫌ひ散文を以大に文章の風を一變したり、宋の歐陽永叔は頗る韓退之に隨喜し、四六體の文を忌むこと甚しく、其新唐書を撰むに方りて、唐の諸帝の詔勅諸名臣の奏議等の四六文なるを概ね散文に書改めたるほごなり、當時安積良齋翁のころの儒家はみな韓柳歐蘇を貴ぶ故に、四六體の文を喜ばず、然れども宋の程朱と同代の人なれども、呂東萊の博議などは對句を議論に用ひたるが多し、我邦にて源平盛衰記に見わたる山門南都の牒狀、又は義經腰越狀の類、みな對句多きは所謂駢儷の習を脱せざるものなり、その對句を用ひたる文と散文との得失は茲に論ずるの要なし、唯我邦王政時代より鎌倉時代の文章は、其高尚なる者には駢儷の習氣あるもの多く、其俗なる者は所謂和習澤山なり彼の東鑑の如き是なり、之を日本風の漢文といふべきか、徳川氏の初までも日本人にならでは解しがたき漢文少なからず、足利氏時代は天下の動亂未だ熄ず、彼南北朝の戰爭漸く收りて少康をたのしむ間もな

く、山名細川が盤穀の下に戦ふこと十餘年に及び、數回の兵燹に播録その他公卿の家に珍蔵したる古文書は概ね灰燼となり、應仁文明已來豪傑各地に割據し、邊境僻地までも戦塵起らざる處なく、武門武士は山野に起臥して長槍大刀を揮ひ、馬を馳せ弓を試むるを知るのみ、農工商は其業に安んずる能はず、四民ともに心を文學に寄する暇なし、左れば當時の文柄は五山の僧侶の手に歸し、武士は無學文盲の者のみ多かりし故に文章蕩然として地を掃て盡といふ實況想見るべきなり、彼の稻葉一鐵が雲横秦嶺の一聯を讀みて、是は唐の韓退之が佛骨表を上りし爲め帝の逆鱗に觸れ、八千里外の潮州に左遷せらるゝ時の詩なりと語るを聴き、斯る學問あるものを殺すは惜き事なりと思ひ、信長公が襖の後より踊り出て互ひに胸襟を披きて語りしなど、往時文學ある武士の甚だ稀なりしを知るべし、徳川氏覇權を握るに至り下に記する如く家康公は大に文學の事にも世話を焼かれたるに由り、其太平に向ふとも文運益す開けたれども、其大に開けたるは物徂徠以後

なるべし、兎に角元祿時代ごろより士大夫の間に漢學盛んに行はれ、徳川幕府の末造に至りては僻郷寒村の庄屋今村長にも、七言絶句ぐらゐは平仄の合たる字をならぶものある様になりしは、全く徳川氏代々の將軍家が文學に重きを置き、天下の士大夫を學事に奨勵せられしに依るものと謂ふべし此文學の開けたる模様を簡易に知らんとすれば、家康公より三代家光公までに歴史したる林道春の羅山文集の文を讀み、新井白石(六代家宣公の侍讀)の詩文より、十一代家齊公時代の柴野栗山などの文を讀み、その後文名高き安積良齋鹽谷宕陰の文を讀み、彼此を對較すれば自らその文章の次第に進歩したるを知るべし、詩の如きも古き日本人の詩には、之を唐人の詩集中に措くも辨識しがたき程の詩は絶無ともいふべし、近古已來の詩人には唐宋作家の域に進入したるもの少數ながら其人あり、是詩文ともに次第に和習を脱したればなり、和習といふは如何なる類なりやといふに、邦人の常に用ひ慣れたる語路が識らず知らず文章にあらはるゝをいふ、例へば實語教の初に、山高故不貴、以有木爲貴、

人肥故不貴、以有智爲貴、とあり故にといふ字は我俗語に「から」といふに
 あたる、因故と熟して「だから」「だによつて」「なごいふ時」の「から」「よつて」の意に用ふ
 る文字なり、山高故といへば山は高いから貴くない、人は肥れたから貴くないと云こ
 とになる、若高くとも木がなければ貴くない、肥太人でも智慧のないものは貴くな
 いといふ意味を漢字に寫し出すときは、山雖高人雖肥とかねばならぬ雖の
 字を用ふべきところが故の字を用ひ誤りしが如き、即ち和習なり、慶元以前の文章に
 は此類鮮なからず、又慶元以後に於ても或儒士が家康公の事を記したるに、大権現と
 初めより稱呼せり、成程左傳などに文公とか桓公とか諡を稱せし例に依るとすれば、
 別に非難なきが如くなれども、長篠の軍にも小牧の對陣にも、大権現大権現と書たる
 は如何にも目に立て面白からず、然るに近古の山陽が選びし日本外史は史記の文に倣
 ひしものか、徳川氏の記には家康公が參議に任せられし時より同官職に在る間は參議
 と記し、中納言たる間は中納言と記し、其官職の進むに隨て其稱呼を改めたり、是史記

の漢高祖紀に於て、初め漢祖が豊沛より起り沛公に封せられてよりは沛公と呼び、漢
 王に封せられしよりは漢王と稱し、その帝位に即きしより皇帝と稱呼したると同じ、
 すべて是等の事は史傳中最も親易きものなれども、さて注意する人は少きものも見ゆ、
 小倉百人一首にても天皇は申すもおろか、河原左大臣鎌倉右大臣法性寺入道、すべて
 三公はその名をいはず、參議眞僧正大僧正みな名を書す、文屋康秀春道列樹の如き氏
 名を書す、藤原業平朝臣俊賴朝臣等朝臣の字を付す、是は二十一代集等勅選の歌集の
 書式に依り、官位等級に依りて其差別を立てたるものと知らる、拙堂文話に曰、従前
 稱謂の非を謂ふもの貝原益軒之が始たり、伊藤東涯之に次ぐ、然れども益軒唐山を謂
 て中華と爲し、東涯京都を謂て京兆と爲す猶従前の弊を踏む、久習の改むべからざる
 一に此に至る、又曰、近世尾藤二洲が稱謂私言菱川大觀が正名緒言、平春海が時文摘
 批あり、極めて従前稱謂の非を斥す、學者讀すんばあるべからず、是等の事も次第に
 改良し來りたる一斑を觀るべし、

家康公は其武力を以天下を統一し、二百五十年の覇業の基礎を創めたる人なれば、其武のすぐれたる事は言までもなし、而て公が文學に志深くおはして、當時印書の衝の開けざるころ、僅に寫本にて一二部ならでは傳はらざる者、皇室若は公卿古社寺の秘庫に藏せられたるを、活字版なり木版などにて之を梓行し、人を派して寫取らせなど干戈未だ全く收まらざる時に於て、熱心に古文書の保存と、有益なる書籍の印行とに力をを用ひ給ひしことは、徳川幕府の歴代の將軍家が殊に文學を崇重せられたる淵源にして、徳川氏時代に漢學國學の勃興したる濫觴なり、其中庸即ち吉宗公將軍に及び蠻書を翻譯するの禁を解れしより、蘭學大に開け文化文政に及びて種々の翻譯書も世に行はるゝに至りぬ、左れば徳川氏時代の蘭學は新井白石の采覽異言にその端緒を發き青木昆陽始めて蠻行の字を讀むことを學び、醫學の開くるに隨ひて高野長英大槻東陽前野蘭化学多川棧齋等の諸大家出て、之に亞で佐藤泰然緒方洪範箕作杉田等の諸先生あり、天文學兵學も亦漸く泰西の學に依るを知り、地理歴史も亦稍その一斑を窺ふに至

れり、左れば米國水師提督が浦賀の關門を敵かざる以前に於て、既に蠻行の文字に熟し歐人の思想學術に心を傾ふけたる蘭學者あり、鎖國時代に在る歐洲の醫術天文地理地理歴史兵學などの概略を講究しつゝありし事なれば、鎖國の鍵鑰一たび開け歐人の埠頭に来るもの多きに及びては、意外に早く歐洲の學術を移し、歐洲諸國就中英語に熟する者を多く出すに至り、開國以來僅かに五十餘年を経るに過ぎずして、歐米の文明を斯までに模倣應用し得たるは、全く蘭學諸大家が吉宗公時代より百方苦辛して、蘭書の乏しき爲に字書を寫して之を用ゆるに至り、人體解剖圖を觀て鼻の處に在る横文は鼻といふ字にして目又は口の處に在るは目又は口といふ字なることを判斷して知得たりといふ如き、非常の熱心非常の勉強を以、六七十年間に蘭書翻譯の事は遺憾なく立派に出來得る人を出すまでに至りし功勞は、決して没すべきに非ず、而して斯く鎖國時代に蘭學をして發達せしめたるは、當時漢學の盛んなるに依らずんばあらず、鳥家蠻行文字こそ異なれ文學といふ點に至りては、自ら其歸着を一にするものありと

見えて、漢學の素養あるもの、歐學を修むるには容易に造詣する所あり、彼の中村敬
字翁の如きは是なり、漢學は少しも知らず所謂眼に一丁字なきものが、初め二十六文字
より習ひ覺ゆるときは、容易に其學歩を進むる能はざるものなりといふ、左れば蘭學
の先輩と稱せらるゝ人々は、既にその醫學に於て金匱傷寒論を講究し、漢學の素養十
分なれば、醫範提綱、氣海觀瀾、坤輿圖識の如き、其翻文の流暢穩雅なる決して今日
出版の翻譯書中に復た看るべからざるものたり、
上來略叙する所に據りて我邦今日の文明は蘭學諸大家の開發に根底するを知るべし、
而して其等諸大家は漢學の素養十分なりしに依りて、蘭書之乏しきにも拘らずその造
詣する所深くして、其學理を譯述して門人にも教へ世にも公けにしたるものは、徳川
氏の文學を獎勵せしに淵源したりといふも敢て溢美に非ず、請ふ次を追て徳川氏の神
祖以來代々文學を獎勵せられし事より、碩儒の輩出し士大夫間一般に文學を重んじた
る事蹟を叙述せしめよ

東照公

徳川將軍家は代々儒者をして儒經の講義を聽かせらる、是は家康公より始まりしこと
にて、公が文祿二年處士藤原肅に命じ御前に於て貞觀政要を讀せられしは、その記
録に見えたる始なり、

藤原肅は惺窩と號す中納言定家十二世の孫なり、當時海内喪亂日に干戈を尋ぎ、文
教地を掃ふの際、卓然道をその間に唱へ、後世文學の祖たり、豪傑の士に非ずんば何
ぞ能く此の如くなるを得むや、林道春、松永昌三、那波活所の如き碩儒皆その門に
出で、宋學を推奉する者の鼻祖たり、惺窩嘗て關白秀次の召に應じ五山の僧侶と同
じく詩を相國寺に賦す、他日復召す即ち辭するに疾を以す、弟子に謂て曰君子小人
各黨あり黨に非して交はる終に相容れず、後必悔みらむ余復見ゆることを欲せず
と、秀次聞て之を銜む、惺窩免れざるを懼れ肥前名護屋に避く、時に太閤朝鮮征

伐の爲に多くの諸侯を率ゐて此地に来る、惺窩この時初めて家康公に謁して禮遇せらる、又中納言秀秋に見ゆ、秀秋天性倨傲なれども、惺窩至るときは肅然として容を改め其性行も亦爲に改むる所多しといふ、而して慶長五年家康公を慕ひ江戸に來り其入國を賀す、惺窩命によりて漢書及び十七史等を御前に購じたり、其秀次が召せども再び見ゆず秀秋をして容ちを改めしめたりと云、惺窩の人格蓋し一代の鴻儒たりしを想見るべし、而して此翁が家康公を慕ひ江戸にまで來りしこと、亦公の盛徳一世に卓越したる證とすべし、直江兼續は各諸侯皆之を陪臣として輕視せざりし人なり、而して其京都に在るや、三たび惺窩を訪ひしかども出て遇はざりしといふ、亦惺窩の道を以自ら尙ぶる今の學者が權貴富察の門に奔趨するを以榮とするとは、雲泥の差ある一斑を知るべし、

永祿文祿より三十五年二月源家相傳の軍書四十八冊、阿部善九郎正勝奉行として書寫せしめらる、此事家康公藏書の事の記録に見えし始なり

文祿三年十二月、禮記正義を清原秀賢に貸し給ふ、

此本は十二冊あり宋版附釋音本の影鈔なり、其奥書に右一冊第九卷以三内府家康公之本、課朝鮮文士鄭鴻業、令二騰寫一者也、于時文祿三年臘月吏部秀賢とあり清原秀賢の朱印を捺す、是秀賢所持の本に闕卷ありしを、駿府の本を以捕寫したるなり、此本清國にも希世の寶とする珍書なりとぞ、貞觀政要とか禮記正義などいふ書は、當時儒家と雖も儲藏なきに、既に御庫に收藏せられしものと見たり左れば家康公は文武兼備の名將たりしは世の認識する所なれども、諸記録には當時武邊にのみ重きを措きたる事とて之を筆記するもの少く、且武功は戰場にあらはれ衆人之を見聞し文事は園内にかくるゝを以て、公の文徳を世に傳ふること稀なり、但公の中年以後の事は林道春崇傳長老天海僧正等の左右に侍して、間亦之を記するものあれども、その壯年にして學を好まれし事は一も之を記したるものなきは遺憾とすべし、然れども禮記正義の如き珍本をも所藏せられたる一事にても、公の壯年より學を好

ませられし一斑を窺ふに足れり、

文祿四年、足利學校に傳ふる所の聖像圖野祐清所及び宋版五經の注疏足利安房守井右寮、主元信此書を取て龔關白秀次に從ひ京都に赴く、家康公聞て之を悲らせ給ふ、既にして秀次高野に入て自殺す、公什物を責收し以て再び學校に還し納めらる、

足利學校は下野國足利郡に在り、小野篁の草創する所といひ、或は足利義兼が建立する所といふ、永享年中上杉憲實の再興あり以て廢頽を免かれたり、其僧侶を以て監守としたるは再興前よりの事なるが林道春の羅山文集慶安元年日光紀行中に曰、原漢六日晨次漸く過て西場を出て足利に赴く殆ど二里半、肩橋の中に眠る、先行者宿を里人に假る、余繼で至り函三友元を携へ學寮に往く、寮主陸子出迎ひ、寒温了り餅柿羹を進め酒茗を備ふ、既にして聖像を出て之を見せしめ、之を壁間に掲ぐ、曰左は子路右は顔子、且云あり、往歲尾州亞相日光往旋の時此に來りて之を覽、諭教して曰関子窺か子路に非るなり、余嘗て此事を談す、延喜式に大學寮孔子並に

十哲あり、太宰府の學寮只孔子関子あるのみ其餘これあらず、故に亞相論す所然るが如きか、又杏壇孔子樹下孔子あり、又孔子欬器を見る圖あり、此圖陰に曰、上杉安房守憲實永享十一年閏正月足利學校に寄進す、又孔子の木像を客殿に安ず、皆拜して歸る、曾て聞く此學寮は小野篁の舊蹟なり、故を以て學校と爲すと、年久しく未だ詳かならず、又聞く源將軍尊氏官軍と戦ひ、利を失て西州に落ち、多々良の濱の役に及びて遙かに聖像を祈り、遂に大勝洛に入る、且聞く藤左府頼長記、私館に大學寮にして孔子を禱るの事あり、後世皆浮屠に淫し聖人を崇信するを知らず、故に内裏大學寮を建す況や餘州をや、遂に國學の名を聞くを得ず、太宰府の舊蹟亦之あらざるなり僅かに此處のみ告朔の羊廢すべからざるなり、吁風俗、頹敗悲むべき哉、絶句一首以之を呈す、函三友元同く作る、即ち陸子に授け復談す云、關白秀次東より歸る時、前の寮主元信閑室什物を取て秀次に從ひ以洛に赴く、東照大神君聞て之を悲る、既にして秀次秀吉公に背き高野山に入り自殺す、是に於て信又轉徒

す神君城氏と月齋をして什物を責收せしめ以此所に還す、所謂此四幅聖像及び五
經註疏其中に在り、即今縦觀する所の圖像是なり、故法眼狩野祐清の畫く所なり」
又貝原篤信の東路之記に曰、

足利の町は山の下にあり、東西に長し、東の方に學校あり、門二重あり二の門の間
に櫻を列樹にうるたり、奥の門の内に孔子の御廟あり、其前の庭に海棠櫻柳梅京
櫻などあり、御廟は南にむかへり、面六間入四間なり、つねのごとく板敷なり白木
づくりなり、前に東階西階あり、堂上に木にて作れる古き聖像を安置せり、座像な
り、高貳尺五寸許、聖像の前の左右に顔曾思孟の四配の神主あり朱ぬりなり、堂の
中おまへに簠簋饗豆のごとくなる祭器あり、著格著楨あり、神位の前に小房あり穢
室なりと云ふ又神位の東の方にも小房あり、前に櫛形の口あり、其内に小野墓の神
主あり、此所は小野墓學問所なりしと云、墓初て開基の所なれば其神主を置く
なるべし、墓の時は未だ學校なし、其後上杉憲實初て學校を建て、鎌倉の圓覺寺よ

り僧を呼て其師とす、其時より僧の學問する者多く爰に來り築る、東照宮の御時、
此學校に三要といへる僧あり、京へのぼる時足利の書を多く持去るもるに今は書多
からず、此説は三要はすこぶる才辯ありて時々東照宮へ伺候す世の人これを學校と號
す、今此學校に住持する僧は鎌倉建長寺の僧の弟子なり、今も學校と稱す學徒僧俗
四五人あり、専ら儒書を讀むといふ、此御廟に社領百石公儀より御寄附、御廟の社領
也此四十三年以前江戸より今の堂御建立なり、又聖廟の東の方に引離れて客殿あり、
中の正面に藥師あり、其西に東照宮以下御位牌あり江戸より足利に貳拾貳里半、
此學校に藏する所李唐以前の古鈔本などは海内唯一本のみの珍書にして、其他も多く
宋版なり五經正義の如き明に至て既に亡佚したるもの此學校に現存せり、
慶長元年建部昌興通稱はを召出し右筆とし、采邑五百石を賜はる其父賢文は青蓮院
尊鎮法親王の門に入り能書の聞わあり、昌興も能く父の箕裘を繼ぎ入木の道に達せし
を以なり、昌興薩摩守忠吉朝臣はじめ公達方へ筆道を傳へまゐらせければ、これより

して御家流を唱へしとぞ、

慶長四年、家語を開版せらる、是徳川家官版の始なり、四冊三要の版に曰、原文世季運に際して學校の教將に廢せんとす維時内府家康公文に武に其名を得、故に廢を興し絶を繼ぎ、後學の爲に文字數十萬を刻梓して賜予す、退て公の恩惠を謝せんが爲に初に家語を開く、此書は是聖人の奧義治世の要文、寔に小補に非るなり、刊字列盤中則ち明本家語數本を以校正す、或は板行訛謬あり、或は文字顛倒あり、亡を以之に加ふ、余を以之を刪る此の如きありと雖も、帝席鶴鶴の誤る者あること必せり、只願はくは博雅の君子を待て改め制せむなり、謹で版す、

慶長第四龍集己亥仲夏吉辰

前學校三要野酌於三城南伏見里一書寫慈眼刊之

此活版は匡郭縦七寸三分横五寸三分、七行十七字、字畫鮮明紙墨潔淨、四周雙邊上層に又一郭あり、縦一寸三分郭中界行なく直に音節を標す、目錄の末に今素王

事紀を將て別に一卷と作して後に附し刊行す、幸に鑒よとあり、此本標題句解孔子家語上中下三冊素王事紀孔子廟記一冊合四冊にして、元の泰定年間に王廣謀句解したる者なり、其原本は足利學校に存する古寫本なり、

又本邦活字版を用ひたる事は由來久し、近藤守重は曰、予親く睹る處は文祿五年同十一月慶長活版蒙求あり、是其權輿なるが、其版に云、「桑城洛陽 西洞院通勘解由小路南町住居市巷道喜、新に一字版を刊す此を繼す、惟時文祿第五丙申小春吉辰道喜記すとありといへり、此次は慶長二年勅版活字錦繡段あり其版に云、「茲に載籍の文字を取り、一字を一样に鏤めこれを一板に基布し一紙に印す、縦に基布を改むれば則ち渠祿亦適用せざるなし此規模頃朝鮮より出で天聰に傳達す、乃ち彼の様に依り工をして模寫せしむ云云、慶長第二歳丁酉に在り夷則下幹、臣僧南禪靈三誌焉、」これに依れば此法本と朝鮮より傳へしと見ゆ、其後家康公には獻慮を續述し給ひて活字を刊刻せられて有用の書を汎く天下に播布せんとの盛意あり、三要が學を好みて

其事に幹當すべきを以、新に撫印の鑿造を命せられ遂に其活版を三要に賜はりしなるべし、即ち上に引きたる三要の版文に、「後學の爲に文字數十萬を刻梓して賜予す」とは是をいふなり、其活字は京都の圓光寺に近世まで傳はれり、三要是開室和尚元信といふ又三要和名け信長老と稱す、肥前小城郡の人南禪寺の住職となり紫衣を賜はりし人なり、慈眼は上總の産にて刻工の僧なり、此慶長四年は豊太閤薨せられ、征韓諸將凱旋の翌年なり、當時内外尚多事の際なるに家語開刊の盛舉あり、是徳川家儒書刻版の始にて實に他日圭運の隆昌此時に胚胎せりと謂ふべし、

又三要の版語に家康公が版を興し絶を繼ぐの盛徳を記し、學校の教へ將に廢せんとす維時云々といふものは、學校を起して後學を啓迪せんとの微意を洩らせし文意ならん、按ずるに慶長記に慶長六年九月大御所伏見に於て學校を草創し、僧俗の入學を勤めんとて、足利の學校の住職開室三要を置て師範たるべきの旨を命せらる、即ち一院を建立ありて圓光寺と云ふ」と見ゆ、圓光寺由緒書に慶長年中伏見圓光寺に於て新規に御取立遊ばされ、上方の學校に仰付られ云々、又曰「植字判木拾萬字餘拜領仕り、上意を以家語貞觀政要武經七書等の書籍開板仕候、東照宮様より御書籍二百部下し置れ候」と見ゆ、されば慶長の初めに伏見に學校を設け三要を校長兼教授に任せられ、家語は此學校にて刊行せられしなり、唯其校名は圓光寺其校長兼教授は信長老なれば、何となく後人の注目を惹かざるが如きも、其文教に功益ある事業の端緒は既に慶長の初めに發かれたり、

慶長五年二月貞觀政要八冊を開版せらる、

此書の版に曰、

唐の太宗文皇帝は創業守成一代英武の賢君なり、千載の下其徳を仰ぎ其風を慕ふ者、今の内大臣家康公是なり、故に今前學校三要和禪、貞觀政要を校訂す、去歲家語を版に開き、今歲政要を梓に刻す、聖賢の前軌に導て國家の治要を作す、宜なり豊

國大明神辭を下土に降すの日、命嗣秀頼幼君賢佐の遺命を受け、爾來寛厚にして人を愛し聰明にして衆を治む周勃霍光が劉氏を安むじ昭帝を輔るに異ならざるなり、矧や又海内此書を弘めて士民の心を協和す、則ち明神の爲に舊盟を忘れず、幼君の爲に至忠を盡さば、其用大なる哉

慶長五年星輯庚子花朝節

前龍山見鹿苑承兌叟謹誌 慈眼久徳刊之

此慶長官版の外元和の活字一本天和の坊刻一本あり、共に元の弋直が集解にして慶長版に依て刻せしものなり、家康公は前に記せし如く文祿二年藤原肅をして此書を講せしめて聽講あらせられ又慶長十九年正月には足利學校の寒松が貞觀政要點本を獻せし事あり、同年の四月貞觀政要を出し公家武家の法度たるべき處を拔萃せしめられ、又同二十年七月禁中并に公家諸法度に禁秘御抄の文を載せられて、「學ばざれば則ち古道に明かなら

ず、而て能く太平を致す者未だ之あらざる也とは、貞觀政要の明文なり」とあり、然れば公が常に此書を講究あらせて、創業守成の洪基を建設せられしものなる事を知るべし、左れば三代將軍家光公が貞觀政要を林道春に讀ましめられ、寛永元四年將軍家綱公幼年の御時、阿部忠秋をして林道春に貞觀政要諺解を作りて進呈せしめられし等は、みな神祖の志を繼承せられしものと謂ふべし、此書の版を作りたる承兌は相國寺の兌長老なり、龍山は南禪寺をいふ曾て南禪を経たればなり、鹿苑寺俗に金閣寺と稱する是なり、兌長老は慶長十二年に寂す、家康公の知遇を受けたる人なり、此貞觀政要を以施治の要書としたるは、家康公のみにもあらず、宗吾記に一鎌倉右大將頼朝卿の北方二位殿政子と申せしは、北條四郎時政の女にて二代の將軍の母なり、大將薨去の後は一向鎌倉を管領したまひ、いみじく成敗ありしなり、貞觀政要といふ書十卷を菅家の爲長卿といひし人に和字にかゝせて、天下の政のたす

けとしまひしなり」といへり、左れば東鑑に「建曆元年十一月二十日將軍家貞
觀政要談議、今日其篇を終らる、建長二年五月廿七日相州淨眞をして貞觀政要一
部を書寫せしめ、今日將軍家に進せらる」とあり、鎌倉時代に於ても將軍家の購學
に怠らざりしを見るべし、

同年慶長四月三略を開版せらる、

此書は一冊なり、三要の版文あり、

右三略内大臣家康公の命に依て刻梓す、板行の誤は講直兩部講義直を以改正する者なり、

時に慶長五龍集庚子孟夏吉辰

前龍山元信叟於伏見城下書之

同年十一月安國寺沒收の書籍を兎長老三要に賜はる、是徳川家賜書の事の記録に見え
たる始なり、

此年の冬晉我又左衛門尙祐へ公方家の法式を下問ありて故實を採録せらる、

又是歳永井右近大夫直勝をして、細川玄旨に諸禮式等の事を下問せらる、玄旨より獻
する所の書籍を直勝に賜ふ、

同六年九月伏見に學校を設く、是徳川家に於て學校を設くるの始なり、

同七年六月江戸富士見の亭に文庫を建られ金澤文庫の本其他の圖書を收儲せらる、是

江戸御書藏の記録に見えたる始なり、

茲に金澤文庫の事を略記せんに、金澤文庫は武州久良岐郡金澤郷に北條實時が設け

たるものにて、後には字して文庫ヶ谷といふ、即ち實時が采地にて其別荘の在る所

なり、實時を稱名寺と號す、顯時に至り一寺を建立し金澤山稱名寺といふ、建長

四年四月宗尊親王下向その月の三十日也、實時は清原教隆と共に引付衆に列す、思

ふに教隆此時親王に扈從して鎌倉に淹留せしより、實時もと學を好むと雖も今また

良師友を同僚に得て特に切磋の功ありしなるべし、故に凡そ金澤本の版尾には建長

五年己後の題署に係るもの多し、其孫顯時其曾孫貞顯の記ありと雖も實時の跋尤も多し、又教隆未だ歿せざる際は、多くは教隆の題跋たり、既に没するの後は實時親から題署するもの多し、其本また文永の火災に罹りて再び繕寫せしものも少なからずといふ、實時閱閣を以幼弱より出仕し機務に參じ勢位に在りと雖も、又よく恬退し金澤の別業を營み書史に耽り風月を愛し、勢位を以屑とせず、且中年より教隆の教授を得て學彌長進し、其嗜好の深き遂に藏書の豊富を致し、縉紳神社佛寺の舊藏に係るものまでも、力を竭して搜訪鈔寫し、且當時支那の往來宋舶の貿易、また常に宋本を購入し、彼此の書冊愈多きに至り遂に文庫を設くるに至りしものなるべし、顯時貞顯祖武を履み家學を隆さず、且貞顯の六波羅に在るときまた新に收め得たる書も多かるべし、正慶二年五月鎌倉の亂金澤貞將も高時滅亡と俱に陣亡したりけれども其文庫は僻在せるを以依然として存せり其守僧も亦實時の遺徳を荷ひて遺書を愛護せしなるべし、其後諸國兵火に罹りて書籍みな散佚に歸しければ、其學

を好むものは此文庫に群書の存在するを以遂に一處の書院とせしといふ、澤庵和尚の鎌倉紀行に、金澤山稱名寺はいつの事にか龜山院の御願所と號せらる(中略)昔舟つかはして一切經をも異國より取渡り、其外俗書外典ども世に類ひすくなき本ども、金澤文庫と書付あるは當寺より紛失したるなりと語らる、經藏もこはれぬれば、本堂に一切經をこめおくとなり、寺の境致を見めぐらしぬれば、山かこみ古木をびね立て松杉の隙ごとに秋よりけなる紅葉のはのめきて、青地なる錦を張たらむはかゝるべきかなといひあへり云々、以德川氏初に於ける稱名寺の狀況を想ひ見るべし、
同九年正月 足利學校寒松貞觀政要の點本を獻す、同三月秀忠公へ黒田筑前守長政より其父如水高孝の遺物 東鑑を獻す、同六月十一日吉田神龍院梵舜謠抄を獻す、同十年三月 東鑑を出版せらる、(五十一冊)
家康公には常に東鑑を愛讀せらる、而て此出版せられし原本は、もと北條家のもの

なり、天正十八年黒田孝高是を得たりしを、同九年孝高の遺物として長政より進獻す、然れども此進獻あるに依りて家康公が初て東鑑を御覽ありしには非ず必ず舊藏の本ありて愛蔵せられしに、此北條本を得て校正開版を命ぜられしなるべし、徳武編年集成に黒田如水井上平兵衛に命じ城中(小田原城を指す)へ其酒一樽と糟漬十尾を贈り數月の籠城を極ふ即ち兵政の旨に依て北條隆興守彼使者に對面し其恫嚇なるを謝し其後又寄手も長陣倦勞なるべし是を以當城を攻らるべしとて鉛十貫目炮藥十貫目を謝禮として送るに於て如水無刀に肩衣袴を着し城中に至り兵政に對面し顔に和融の事を沙汰し兵政父子漸く許諾し遂に如水へ日光一文字の刀並に東鑑の書を送るあり長政の所獻是也

羅山文集に東鑑考あり、此書の如何なる書なるやを知るべければ左に録す、東鑑一部五十有一卷、治承四年より文永三年に至る合て八十有七年、此中壽永三建久七年八年九年嘉祿元年二年安貞元年正元元年無之し、此間廣常誅に伏し頼朝卒去頼經元服等の事蓋し脱落す、東鑑は未だ誰が撰なるを詳にせず、蓋し北條家の左右文筆を執る者之を記せし歟、此中北條殿請文下知書狀等皆平姓を書して諱を書せず、又其廣元邦通俊兼等の筆記亦混雜して在る歟、三十四卷以後は其文略多し、

且重複誤出する者あり、禪僧義堂鎌倉に在る時、町野氏來り義堂をして吾妻鏡を見せしむ、此事空華日工集に在り、然は則ち吾妻鏡は町野家の讀習する所なり、御成敗式目も亦町野の傳授する所と云、吾妻鏡の名は東國を指して吾妻といふ、鏡を以書に名くるもの、我邦に水鏡大鏡増鏡等あり、今此書は關東の鑑戒たり故にこれに號す、我邦神武より光孝に至る書紀實録あり、然れども宇多醍醐以後書紀なし、纔に假名草子あり而て國家の治亂君臣の興廢十の一二を知らず、獨り東鑑文章古への書紀實録に減すと雖も、然も其事實ありと爲すか之を源平盛衰記平家物語に校して、彼此眞偽亦見る可し、

此歳二條城に於て儒者林又三郎信勝を召出さる、同十二年命に依り祝髪して林三條の下問あり、道春が野槌に曰、させる事なき事ども自贊するためしに、余が弱冠の頃大相國いまだ内大臣にてましましけるが、二條の御所にて拜謁し奉りし時兎長老信長老清原極藪なども祗候せ

られしが、光武は高祖より幾代へだたりけるを尋仰ける、各おぼへ申されざりければ、汝は覺へたるかと仰ごごあり、光武は高祖九世の孫なりと後漢の本紀に見侍ると申す、又反魂香の事は何れの書にあるやと宣ひければ、皆人覺束なき由なりしに、反魂香の事は史漢の本文には見候はず、白氏文集李夫人の樂府と東坡詩註とには、武帝の焚て夫人の魂を來すとしるし侍ると申す、又屈原が蘭は何をか云ぞと仰せられしに、朱文公が注には澤蘭也と申す、大相國左右をかへり見給ひて、年若きものよく覺わたりなき感じ仰られき、慶長乙巳の年なりけりと、是家康公初て信勝を召しそれとなく難問を出して其才を試みられし者か、其問題といひ答辯といひ當時には希に有るの好談柄なり、

同十一年七月七書を開版せらる、

七書は文獻通考に曰、六韜六卷、晁氏曰周呂望撰、按するに漢の藝文志に此書無し梁隋唐著錄元豐中、六韜孫子。吳子。司馬法。黄石公三略。尉繚子。李衛公問對。顏行

武學を以之を習はしめ七書と號す、此書の元倍三要の跋文に曰、原漢
夫兵書古今多しと雖も、諸家の説凡そ七書を以樞機と爲す、孫子兵書を以闔廬に見
も、闔廬孫子が能く兵を用ひ將となり強楚を破るを知る、是孫子の力なり、吳起は
書を曾子に學び魯の君に事へ、後魏の文侯に事ふ、秦を撃て五城を拔く、吳起が將
たる所以なり、穰苴は齊の景公の時、文能く衆を附し武能く敵を威す、景公聞て將
と爲す尉繚は天官時を以日に勝を決するのみ、三略は老人が子房に授くる書なり、
是漢代平均の基なる乎、太公は文武龍虎豹犬を以文王に傳ふ、周代を興起する八百
餘歳なる者乎、太宗李靖に問ふ、靖對て曰、仁義を先にして權謀を後にす、文武兼
並すと謂ふべきなりと前大將軍家康公文を以人を安むじ武を以衆を威す、天下萬
民咸歸服す周漢と雖も過ること能はず、忽ち公の欽命に隨ひて七書を梓に上す、講
直講義を直を以之を正し畢んぬ、予太平を後人にせしめんが爲に其後に跋するなり、

慶長十一龍集丙午初秋念又一日

榮陽關室元信叟書寫

同十二年二月細川幽齋台命に依て室町家式三卷を書して奉呈す、
 細川家譜に、慶長十一年十二月永井右近大夫直勝を以、室町家足利氏柳營の禮儀故
 實を尋ねらるゝにより、十二年二月十五日室町家式三卷を書して奉る」と見ゆ此年
 侍醫壽命院宗巴玉海綱目を獻す、同年林道春長崎より歸り本草綱目を獻す、
 駿府記に、慶長十六年九月廿二日施藥院崇伯印京都より下り着く、則ち御前に
 召され、宗哲法印と同じく本草藥種の御雜談あり、同十九年四月廿八日安藤對
 馬守御前に出で云々、本草綱目遣はしめ給ふ、江戸に之なき故なり、又吉田意安
 家譜に、其頃異國より入貢無名の玉石御見せ遊ばされ、名を御尋に付栢枝瑪瑙に
 ても候哉と申ければ本草綱目御取寄御覽之あり感賞せらる」とあるは、此本なる
 べきか、

同十三年、駿河に於て道春をして常に論語三略等を讀ましめらる、且道春に御庫の管

鑰を掌らしむ、

同十四年八月東寺の觀智院に令して經藏の諸書副本を高野清嚴寺に納めしめらる、

同十五年九月群書治要一部鎌倉の僧徒に命じ、總持院に於て謄寫せしめらる、(全部五

十卷内第四第十三第二十三兩本四十七冊なり) 慶長二十年の事なり下に見ゆ

同十六年九月十六日吉田神龍院梵舜藤原系圖を獻す、同月林道春をして建武式目を

讀ましめ其得失を論せらる、此年四月十六日京都にて三條の御條目を出され、天下の

諸大名に誓書を捧げしめらる、其第一條に「右大將家以後代々公方の法式の如き、之

を仰ぎ奉るべし」と載せらる、是貞永式目の文に據られしなり、爾來建武式目及び延

喜式、群書治要貞觀政要續日本紀の類常に講究せらる、是慶長二十年新法度を制定せ

らるゝ爲の豫備なるべし、家康公の能く古法舊訓を稽へ給ひしことを知るべし、

同年慶長十九年九月二十日南蠻世界圖屏風御覽ありて、異域國々の御沙汰に及ぶ、

按ずるに是歐洲の輿地圖なり、而して地圖の記録に見えし始なり、是より前後外船

の來るもの、慶長六年に安南東埔寨呂宋、同七年に太泥同十一年に暹羅占城田彌、同十四年に阿蘭陀、十七年に亞媽港新伊西把爾亞同十八年漢又利亞等の國々あり、十月二日天台西樂院遺物として三大部六十卷法華玄義同文句同止觀いはらこはうこれな三大部と稱するなり若本坊是を獻す、同十一月十八日鎌倉莊嚴院御尋に依て鎌倉の三代將軍北條九代の舊規の事を言上す、保曆間記所持の由にて其書御覽あるべき旨仰せらる、十九日夜に及びて莊嚴院保曆間記持參御前に於て是を讀む、

同十七年二月御前に於て東鑑盛衰記異同を考へしめ給ふ、十一日道春中と權と湯武放伐の御論あり、四月十六日相國寺良西堂春秋左氏傳三十卷齊民要術十卷を獻す、六月廿五日道春へ曾子子貢一貫の事を下問せらる、又湯武の論あり此前後湯武の論のこ七月十八日閑室遺物として黃氏日抄三十一卷を獻す、八月三日科注法華經を僧廓山に賜ふ、此年道春に命じて東鑑綱要を撰上せしめらる、公常に東鑑を愛讀せられ其校案に對せざる爲此命あり同十八年六月十六日公家法度を定めらる其第一條に「公家衆家々の學問晝夜油斷無く

仰付らる可き事」と載せられたり、同七月七日日本の記録書寫あるべきとの御沙汰あり、九月五日江州管山寺一切經の事披露目錄御覽あり、

光記に云、江州伊香郡管山寺の密嚴院來る、一切經の目錄持參、經數五千四百三十五卷、箱數二百八十三、目錄十六卷、音義二十卷、以上五千四百七十一卷、彦坂九兵衛披露にて、九月五日に目錄經二卷御目に懸るなり」とあり、

淨宗護國篇成語考に一切經三藏を置く、夷註に第一藏經本、舊江州北郡管山寺に在り、卷數凡五千七百十四卷缺本若干卷、慶長十八年某月有司安藤帶刀上田上野介彦坂九兵衛に命じ、經本を請得て以増上寺に納む、乃ち管山寺に報ゆるに采地御某地を以して俸給に充つ、且近隣の山林寺に供し租徭を免すといふ、右の經本は輪藏に安置する者是なり、第二藏經本は舊豆州の修善寺に在り、慶長十五年某月使を遣はし請得て以増上寺に納む第三藏經本は舊和州の圓成寺に在り、慶長十四年三月十四日南都一乘院御門主に啓し、請得て以増上寺に納む、第一第二藏は唐本（輪藏

に在るものは元版なり第二藏は宋版なり別に厨を設け之を貯ふ第三藏は高麗本なり云々、

されば元版の大藏經は近江の菅山寺より宋版は大和の圓成寺より高麗版は伊豆の修善寺より請得て、之を増上寺に納められたるを以、三種の大藏經は三緣山に現存す思ふに家康公の書籍保存に意を用ひ給ふこと、國典は勿論儒書佛典醫書等すべて周到なり、且此三藏經の如き各御朱印等を以之が報酬としたまふ、然も此三藏を早くも増上寺に納められたればこそ元版宋版高麗版とも完備して散佚を免かれ、以今日に至りしなれ、明治の初に於て縮刷大藏經の豫約出版あるに際し即ち増上寺より此三個の藏經を借りて異同を校するの便利を得たる如き、即ち佛家は今日に至るまで家康公慶長年間の三藏寄附の餘澤を被ぶるものと謂ふべし、

同十九年四月群書治要貞觀政要續日本紀延喜式御前より出され、五山の僧に公家武家の法度たるべき所を書拔かしめらる、崇傳道春之を承はる、淨土宗西福寺長老選

擇集三卷を獻す、即ち御前に於て讀しめらる、十三日群書治要續日本紀延喜式等の抜書を上る、金地院傳道春御前に於て是を讀む、廿日大御所家康の仰に曰、公家中の法式札し定められむが爲に公家衆の記録皆書寫あるべきの旨、三代實錄西三條所持の由言上す、

光記六月廿四日の書帳に三條殿に三代實錄廣橋殿に文德實錄之ある由、先度御前に於て御兩人直に仰上られ候」と見ゆ、同年十一月六日南光坊天崇傳長老與御座の間に召て御雜談あり、今度諸家の記録御寫に就て、日本後紀弘仁貞觀格式類聚國史類聚三代格等、仙洞に之あるや否南光坊を以、仰遣さる、記録等書立即傳長老道春之を奉す、南光坊院參奏せらるゝ處に御所持の本御書寫あるべき旨云々十日仙洞より類聚三代格六卷聖武より一條院迄年代略十九卷、類聚國史二卷古語拾遺名法要集神皇系圖南光坊院使として持參す、夜に及て道春御前に於て是をよむ云々、十七日南光坊取次にて仙洞より令集解來る、光記以上

同二十年正月大藏一覽版行に依り、清見寺臨濟寺へ物書六七人出すべき旨を命せらる。六月晦日に至り道春新版大藏一覽十部駿府より持参、此年は大阪落城の年にて家康公は二條の城におはす御覽の處文字鮮明、初て編の活字を一部毎に朱印を押して諸寺に寄進すべしと命せらる、閏六月九日金地院本朝文粹兩部を持参して御覽に備ふ、件の本は甲州身延山久遠寺より到來す、仍て囊に五山の僧侶に命じ書寫せしめられし所なり、其第一卷不足なりしと道春京都にて探出し御覽に備ふ、仍て急に寫補すべき由を命せられ、此一巻出來奇特の由道春御感を蒙る、同廿二日本朝文粹一部兩傳姿を以禁裏に進せらる、九月廿八日の舊事紀古事記律令續日本紀續日本後記文德實錄三代實錄將軍家公忠へ寫させられ然るべき記録なる由仰出さる、

元和二年二月二日家康公病中に群書治要校合人は五山の僧を呼下すべき旨を命せらる是より先即同年正月十九日を以群書治要出版の事を命せられしを以なり、家康公は此年正月廿一日田中へ遊獵あらせられ、それより遑例の爲病瘵に臥し給

ふ、而して群書治要開版の事を病間に指揮せらる、尋常書を好む者と雖も企及すべからず、況や公の霸基既に固しと雖も干戈を收めたるのちにして、百年の大計尙公の思量を費すべきもの多かりしをや公の意を典籍に留め給ふの厚きを見るべし、三月十日律令并に群書治要の異本を直江山城守に搜訪せらる、同十七日群書治要植字の時見合の爲、一本新寫の事を清見寺臨濟寺寶泰寺の僧へ命せらる、此年四月十七日を以公薨去せらる、

武野燭談に曰、人倫の道明かならざるよりおのづから世も亂れ國も治らずして、願亂やむ時なし、この道理をさとし知らしめむとならば書籍より外にはなし、書籍を刊行して世の傳へむは仁政の第一なりと仰有て、これより諸書刊行の事を御沙汰ありしなり、以て公の文を修めて太平を致さんとの本志を窺ふに足れり、家康公は篤く學問を好ませられ、天下を一統して太平を致さんとするに方りて、先づ首めに公家法度を制定せられんとす、然るに當時の公家衆多くは家傳を秘して、容易

其書を出すことを許さず、時として舊記を援引して常に異論ありと聞ゆ、公には此に大に観る所あり慨然として日本の記録諸家傳記まで、悉く蒐集網羅して之を書寫せしめらる、武徳大成記に「神君禁裏へ奏聞し給ひ、祕府の記注並に諸家の舊記群書を寫させ給はむと請はせらる、公卿或は書を祕する人あれば、今其書を出さずして他日其書を舊證とせらるゝとも、信すること有まじと仰有に依て、祕本を皆々出されける傳長老林道春に仰付られ五山僧徒に寫さしむ」と、さる事もありつらむ、又駿府記にも「院の御所をはじめ公卿の家に傳ふる所の本邦の古記録を遍く新寫せしめ給はんとの盛慮にて、院へも聞わあげ玉ひ公卿へもその旨仰下され、五山僧徒の内にて能書の者を選ばしめ、卯刻より酉刻まで、毎日に京の南禪寺にあつまりて書寫せしめられ、林道春信勝金地院崇傳これを總督す、この時御寫に成し書籍は、舊事紀古事記。日本後紀。續日本後紀。文徳實錄。三代實錄。類聚國史。律令弘仁格同式。貞觀格同式。延喜格同式。新式類聚三代格百鍊鈔。江家次第。新儀式。北山鈔。西山

鈔。令義解。政事要略。柱下類林。法曹書林。本朝月令。新撰姓氏錄。除目鈔。江談抄。會分類集。古語拾遺。李部王記。明月記。西宮記。山槐記。類聚三代格。釋日本紀。名法要集。神皇系圖。本朝續文粹。菅家文集等なり、これ等の書籍その頃までは家々に祕め置のみにて、世の人書名をだに記すものなかりしが、この時新寫ありしにより公武の規法もこれ等に根據し選定せられ、後々には世上にも寫し傳へ、今の世に至りても國書をよむもの、本邦古今の治亂盛衰を考へ、制度典章の沿革せし様を伺ひ知る便を得しは、全く當時好文の御餘澤による所なり、かしこみてもなほあまりある御事にぞい、
公が退隱せられし後の事なるべし、日野前大納言輝資入道唯心舟橋式部少輔秀賢圓光寺開室金地院崇傳等、御談伴として毎度伺候する頃は、和漢古今の事跡または京都寺社の事共御物語絶すおはしけり、其頃冷泉中納言爲滿卿江戸よりのかへる駿府へまかり見わし時、御藏の定家卿自筆の歌書を見せ給ひ、歌道の御物語あり、其後中納言を

の家の秘本なりとて三十六人の歌を一人毎に十首づゝねらみ、定家卿のみづから書れしをもち出て御覽にそなへ、爲家卿自筆の假名遣等も御覽せらる、その頃江戸より七井大炊頭利勝を使として、定家卿真蹟の伊勢物語を進せらる、是は後土御門院の御物なりしを、能登の畠山義統入道へ賜はり、後に三好修理大夫長慶につたへ、三好亡びて後和泉の堺の商人の藏となりしを、細川玄旨法印購求して秘藏せしが、後に下野守忠吉朝臣懇望してその藏となされ、朝臣失せられて後江戸の所藏とはなりしなり、こは殊さら御感ありて、日野冷泉飛鳥井等の人々をはじめ公武の徒にも見せしめ給ふ、又山崎宗鑑がかきし廿一代集、尊應准后飛鳥井榮雅兩人が奥書せし、定家卿真蹟の古今集、逍遙院 稱名院兩筆の三代集及伊勢物語、又高野大師真蹟の般若心經、佐理行成の眞蹟なども、同く珍かなるものなりとて、例の人々に見せしめ給へりと、以公が文學詞藻に御志篤かりし一斑を知るべし台徳公二代將軍 秀忠公

元和二年五月下旬を以群書治要開版成る、十一年道春をして駿府に至らしめ、御文庫

の書籍を分ちて尾張紀伊水戸三家に賜はる日本の舊記と希世の古本は江戸の御文庫に納めらる、道春兼て預り奉りし駿府の御本をいかせむと土井大炊頭利勝もて江戸に伺ひしかば將軍家われにて尤も罕遺のものを取り江戸御文庫に納む 銅版群書治要を天朝へ進獻せらる、同七年十月後水尾天皇より勅版宋朝類苑を賜ふ、御前に於て金地院 是を讀む、前三河守定基入道 寂照入宋して宋帝に崇敬せられしことを聞召し、日本の名譽なりと御感心あり、寛永某年御居間の側に學問所を建らる、張付は墨繪の耕作の圖なり、同八年尾張殿より世界圖を進せらる、家康公が學を好み道を弘め、凡そ本邦古今公武の制度に於て深く意を留められ、本邦の舊記を搜訪せられ神道儒經佛典より、本草その他に至るまで其樞要を提擧せられ、爾來文運大に開け治教休明なるは、其源茲に基す、故に秀忠公家光公並によく

父祖の文思を紹述し、懿範を遵奉せられしのみならず、連枝の人々即ち所謂御三家の方々も、亦賢にして學を好まれけり、尾張義直卿の事は、水戸光國卿源敬公誄に「嘗て學に志あり其旨に通曉す己を盡し己を推し、一貫唯々、勤て怠らず、膏を焚て晷に繼ぎ更に朝儀を考へ善く國史を讀む、廢を興し絶を繼ぎ、道の弛むを張皇し、聖殿を經營し又書を藏す」とあり羅山文集に、寛永六年十二月尾州に赴き亞相に謁し奉る、坐定りて後孔子堂を拜す、蔣繪塗の小厨子形堂の如し、奥に金像の堯舜禹周公孔子あり其中に安云云、其堂兩扉あり石を築て臺と爲す、地より高さこと四五尺許、堂下に花塙數畝あり、其文庫あり書籍殆ど一千部に及ぶ」と見ゆ、されば敬公の儒術を尊信せられしを見るべし、故に敬公は日本紀分類御年譜の著作あり、紀州頼宣卿亦學を好み、道春に囑して棠隱此事該解を作らしめ、且屢法律の事を問はれ、創業記の著作あり、且其老臣安藤帶刀が駿馬を買ひしことを聞かれ、或日

帶刀が出仕したる時、近習の士をして漢書の孝文帝の紀を取よせ、文帝が千里の馬を斥ぞけられたる條を讀み聞かせられしなど、史籍の事例を活用して帶刀を戒められし如き、流石に尋常讀書の人に非るを知るべし、水戸光國卿は日本史禮儀類典を編纂せらる、威公頼房卿即光も道春に囑して神道要語を抄出せしめられし事あり、會津正之朝臣の季子は濂洛の學を講究せらる、晩年玉請附録の二程治教録の三子傳心録の著あり、是等はみな家康公の文思より胚胎して台徳大猷家光二公大孝達ふこと無く、奉承貫行の美の薰陶する所なり、即ち元和二年駿河御文庫の遺書を三家へ配分せらる、公は弱年のころより容儀端正におはして謹嚴なる御方なれば、病痼の折からと雖も敢て怠慢の狀なし、或時山口修理亮重政等諫め申しけるは、古へより賢主名將と雖も内外張弛の別ありて、かゝる御違例の御時にはしばらく機務を停められ、大奥にましま

して、御心のごかに御保護あらまほしき由申上しに、およそ人の上たる者下々の疾苦を察せず、己れが遊興にのみ耽るはあるまじき事なり、まして天下の政を預かる身は己れが命の長からむを欲して下民を苦め、一身の佚樂をこひねがふは禽獸にも劣れりといふべしとのたまひければ、感涙袖にそゞぎけるとなり、公が五十歳に満たせられしころ、藤堂佐渡守高虎ものゝ序に、尊齡已に知命に及ばせ給へば、今よりは何事もすこし御ゆるみありて御心のまゝに御遊などおはしましたば如何にと申上しを聞玉ひ、汝等が如きは年老へ後何事をなすとも妨あるまじけれど、我はかしくも即闕の官に在て天下の具瞻する所なれば、死ぬまでツ、しみても尙足らずとありければ、高虎も公の謙遜の老て怠らせ玉はざるを感歎しけるをぞ、是みな道春等より和漢の聖賢の言行など聞せられ是を古人の事とのみ聞すてられず、躬行實踐せられし故なるべし、家康公には東鑑を珍重したまひ、既に活刷して遍く世に行はしめられしほどの事なれ

ば、公にも其志を繼承せられ常に此書を座右に備へられしにや、慶長十年足利學校の寒松に命じ、活版の東鑑へ朱墨もて點を加へしめられしは、その句讀の解し易きことを思召ての事なり、公の御歳十三にならせ給ふ頃より文字を讀習はしめられ、御成長の後は惺窩の講説を聴しめせし事もありと、慶長十二年四月林道春江戸に参りし時三略及び漢書を讀ましめて聞かせらる、又慶長八年の頃常に用ひ給ふ御硯箱及び印籠に、古人の詩を蔭繪にすべしと命せられ、佐竹修理大夫信吉が家臣峴庵といふ者、兼て能書の聞ねあればかれにかゝしめられ、其賞として銀十枚賜はりしとぞ、筆蹟も幼年より善くせさせ給ひ、七歳の御時菅神の名號をかゝせられ、半井大和守正清に賜ひ永く其家に傳へたり、また本多中務大輔忠勝が家臣都筑彌左衛門が見し時世には予を能書なりといふよしいかにと問ひ玉ふ、いかにも仰の如くたれもく目を見驚かし奉ると申上ければ、されば汝に手本かきてとらせん、何にても好にまかせんと

仰ければ、彌左衛門畏りてたゞ俗間通用の書版文を賜はらんとねぎ奉りければ、その如く御筆をそめられしとぞ、後々まで楓山の御文庫に傳へし王羲之が聖教序は公の臨本にせられしものなりとぞ、又下總の舟橋太神宮の神庫にも、二條城行幸の時の懷紙を傳へ、狩野探淵が家にも古歌八首を書かれしを珍藏したり、いづれも筆勢温潤富腴にしてよく青蓮一派の骨法を得玉ひしものなりとぞ、家康公相國拜任の時駿城にて和歌管絃の宴を催されしとき公の歌に、

花契萬春

萬世の春にちぎりてあづさ弓やまと島根の花をみるかな

寛永三年上洛の折二條城へ行幸ありし時

竹契還年

吳竹の萬代までと契るかな仰ぐにあかね君の行幸を

大猷公(三代將軍)

寛永元年四月より林道春に日講の事を命せられ、同十三日より道春日々論語及び貞觀政要を進講し、又和漢の故事を聞け上しめらる、公素より聰明にましましてればよく其理に曉通し玉ひ、一を聽て十を悟るといふ如くにておはしける、

同三年三月道春に命じて大學和字抄を撰せしめ、五月孫子諺解を撰せしめ、六月三略諺解を撰せしむ、同月道春四書五經の要語を標して之を獻す、

同六年十二月除夕道春同永喜に法印任叙の命あり、蓋し儒臣を崇尚せらるゝなり、同七年に長崎に於て舶來の書籍の内、耶穌教の書を禁せらる、世に是を禁書令と稱す、同年道春に忍岡にて別墅の地をたまひ、學寮營むべしとて費用金二百兩下さる、

同九年尾張大納言義直卿道春を資けて聖廟を營建せしめ、聖像及び顔魯思孟の像を安置し、卿親ら先聖殿の三大字を書して掲げしめ、且祭器若干を寄附せらる、道春も亦文庫を建て群書をあつめ、畫工に命じて諸賢の像をかゝしめその數にあつ、かくてそ廟貌頗る儼備して一大書院の體になりぬ、

同十年二月道春はじめて釋菜を行ふ、其四月公東叡山に詣せられし歸途、かの先聖殿に立寄られ聖像を拜覽し給ひ、道春に命じて書の堯典を講せしめ聽聞あり、白銀を賜ひ其弟信澄永喜にも時服を賜はる、此年初めて御書物奉行を置かる、
 同十一年三月公上洛せらる、道春に命じて御入洛記を作らしむ、七月林春齋へ十七史の闕卷を賜はる、此年の二月駿河大納言家の舊第を毀撤せられしにより、大夏一字を道春に下され、聖堂の傍に建て講習の所となさしめらる、
此後元禄に至り聖廟を神田遷に移し私塾を變じ官學となされ學政興起せしもその初は此時の故制に依る

同十二年道春に命じ和漢法制三卷を撰上せしむ、

同十三年正月仙洞へ律令を貸し進せらる、二月道春に命せられ和漢荒政恤民法制二卷を撰せしむ、四月日光廟成る道春に命じ新廟記を作らしむ、

同十四年三月南光坊天海の請に依り、東叡山にて大藏經新刊を命せらる、
此開版慶安元年三月に至る即ち十二年を歴て成る

同十六年七月紅葉山御書物藏を建らる、此月道春をして無極大極和字抄を撰せしむ、
 九月八日柳生但馬守兵法の書を獻す、
 同十七年四月東照大神二十五回忌御登山あり道春をして御齋會記を作らしむ、
 同十八年二月武家の系圖を編纂せらるべき旨台命あり、此武家の代大部の書を台命にて編纂せしめらるゝの濫觴なり、この書は林道春及び信勝と春齋春勝に命じ編纂せしめ、太田備中守資宗をして總裁たらしむ、そのはじめ家々の譜を呈せしめ、本支を正し眞偽を分ち、また凡例數十條を作り其體例をとゝのへ、此年の冬より筆を起し二十一年九月全備し、和字漢字合せて三百七十卷進呈せしかば、御覽の上官庫に納めらる、總裁備中守に吉岡一文字の刀を下され、同じ事にあづかりし輩にも賜與あり、凡そ本邦にて譜牒を編輯ありしは萬多親王の姓氏録より後は、未だ其例しを聞かず、然るに此はわづか二年にも盈たずして、斯る一大部の書成功ありて譜牒の事瞭然として筆を指すが如くなるは、公が餘澤の致す所と謂ふべきなり、此書を寛永諸家系圖傳とい

ふ、漢字百八十六卷和字百八十
六卷計三百七十二卷なり

寛永十九年二月豊臣秀吉譜を道春に撰せしむ中華帝王譜十三卷道春に撰せしむ、羅
山文集にその跋語を載す、曰、

欽で台命を奉じ創撰する所なり、上古より蜀魏吳に至るは則ち春怨之を纂む、晋よ
り以下皇明に至るは則ち皆守勝之を纂む云々、數千萬歳の盛衰、帝王本枝の綿綫、
以て乙覽して知る可きなり、

同二十年東福門院の下問に依て阿部豊後守忠秋朝鮮往來を 林春齋に作らしめ京都に
獻す、是は東福門院朝鮮來貢始末を聞かんを欲する旨あり阿部

正保元年十一月道春命を奉て本朝編年録四冊本朝王代系圖大綱を撰上す、十二月
日本國郡國同諸城繪圖を撰せしめらる、是を正保古國繪圖といふ、此年より本朝通鑑
を撰ばしむ、同二年三月道春をして老子諺解を撰せしめらる、四月道春に命じて若君
御元服記を作らしむ、

同三年四月十七日尾張大納言義直卿より權現様御年譜を撰上せらる、此書は寛永十六
年六月の頃より卿が編輯に着手せられしものにて此年既に成りければ直垂着せられて
持参あり、阿部對馬守重次吉良若狹守義冬今川刑部大輔直房これを迎へ卿は退出せら
れ、御年譜は白書院の御床に置かれ、紅葉山御参に先立ちて御覽あり、御拜戴の後再
び御床に置れ、其後二丸の内宮に納められことさら阿部豊後守忠秋を尾州邸に遣はさ
れ、御年譜成功の事感し思召旨の仰せを傳へられけるとなり、

是歳井上外記正繼其曾て著はせし鐵砲の書武極集。玄中大成集。遠近智極集三部を台
覽に備ふ、北條新藏正房命に依て雄鑑抄を獻じ、其後士鑑用法を選上す、

同四年十月北條正房命に依て城制等の圖を獻す十一月、王子村に於て犬追物あり、林
春齋犬追物御覽記を獻す、是年道春をして日本大唐往來を撰せしめらる、

道春編書目錄に正保年中大明福州の鄭芝龍龍窟と戦ひ、而て書を獻じて援兵を本朝
に請ふ、教に應じて之を獻す」とあり又た春齋諸略に、四年福州援兵を乞ふの事あり

り、書簡屢至る或は御前に讀進し或は日に閣老の席に陪す、此事皆執政甚だ秘す、故に余亦之を寫す能はず、其略記粗家に存す」とあり、其林家に存するは夏火種態崎港小説等此時の風説書なりしといふ

慶安元年四月東照宮三十三回忌御社参あり其時日光御宮に於て新刊の大藏經御覽あり是往年天海僧正の請に依り新刊を命せられし本なり、寛永十四年の下参若林春齋が三十三回御忌記慶安元年四月十七日の條に、將軍家御座し給ふ時若狹少將進出で新刊の大藏經成就する事を言上す、是は慈眼大師の天海僧正存生の時望請によりて、東叡山にて新に開版の事を仰付らる、此頃全部板行終るもへ此度當山に持せ來り、今日かねて拜殿の西の方に五百餘函積ならへ置て台覽に備ふ、東朝にて藏經を梓に刻む事はこれぞ始なるべし云々、此時新刊の藏經は部數一千四百五十三部、卷數六千三百二十三卷、函數六百六十五函、寛永十四年丁丑三月十七日始て之を刊行し、慶安元年戊子三月十七日に到るまで、十二年を歴て其功を終る」とあり

同三年北條正房陣屋割繪の圖、阿蘭陀國攻城の法を記し其器械を製して獻す、北條系圖下及御近習の人數積り并陣屋割御本陣御殿の圖諸士兵糧主用等の事を按定し繪圖及冊子となして台覽に備ふ其後阿蘭陀人來る時仰を蒙りて彼國の攻城の法を推問し是を書に依り或は本を以て其形を造りて奉る」猶前に漏せし分を茲に記すれば、寛永十九年閏九月、二條關白康道公家に傳へし舊記を手寫して進せられければ、高家大澤右京亮基重を御使として京につかはされ、厚く之を報謝せられしとぞ、是官庫に收藏せられし所の日並記といふものなり、公には伊勢小笠原が家に傳へし弓馬の古式をも搜索し玉ひ、島津家の家臣伊勢兵部といふは、もと足利將軍につかへ世々の家法を傳へけるよし聞及ばれ、府に召喚ばれ親しくかの古式ごも一わたり聞召され、召出されんとの事なりしに固辭したりければ、後にその一族兵庫貞衡を召出され、其後兵部が死せしとき香資として銀三十枚賜はりしとぞ、又阿部四郎五郎正之はその家に小笠原の古禮を傳へければ、寛永八年正之に命じ弓箭の古式を選ばしめ、此を入卷として獻せし事ありとぞ、公は機務の餘暇には和歌の浦なみくならず御心をよせられ、筑波山しげき木蔭の露

をも御袖にかけ玉ひ、山水のをかきさま或は月花の興ある折にふれていひ出玉ひしもの、世にも人にも遍く傳へしも少なからず、抑も徳川家にて専ら文教を興隆せられしは常憲公 吉文昭公 宣の二公を以指を屈すべけれ、此公は優にみやびやかなる歌詠の多く傳はりしは、前後その比類を見ず、公の英明にまします斯る筋の事は左まで思を勞せられずして自ら其妙を得られしものか、今その二三を抄録せん、
寛永三年上洛のとき二條の亭へ行幸あらせられ、九月六日御歌會行はれ竹契還年といふ事をよませたまひける、

行幸する我大君は千代經べき

千尋の竹をためしとぞ思ふ

武州河越水尾谷村養竹院といふは、昔し小田原北條氏の家臣太田十郎氏房の創建に係り、久しく荒廢せし所なりしを、公が遊獵の序に立寄らせられけるに、折しも庭前の大なる垂絲櫻さかりにさみみちければ、花下に酒宴を設けられ、柳生又左衛門宗矩和

歌を詠じ、林道春は詩を賦して御覽にそなへ、またことさらの仰にて頼に新亭を花下にしつらひ、稻葉丹後守正勝をもて其主人とし御茶を獻せしめ、四五日はかり御滞留あり、同じ七年二月にも重ねて茲に立寄らせ給ひしに、また盛りに開きければ、

白糸をかけ亂したるみなのやの

櫻をけふの主とぞみる

寛永十一年六月廿日京へ首途させたまひ、其日夕つかた神奈川にやどらせて、

旅とてもいづくも同じ我國の

へだてはあらし照す日の本

廿一日藤澤につかせられ折ふし白雨降ければ、

ひと通り降る夕立の雨晴て

こゝろすいしきもふぐれの空

同七月十八日御参内あり、是よりさき勅使院使しばくまわりて、太政大臣に昇らせ

給ふべきよしの敬慮を傳へられしかどもかたく御辭退ありて、

位山昇れば下る世の中の

よのありさまはかくばかりなり

又或時花の心といふ題にて、

咲ばちるちればまたさく梅が枝の

薫りや花の心なるらむ

慶安四年正月頃鏡にむかはせ玉ひて

鏡にはしらぬ翁の影とめて

もとのすがたはいづち行らむ

此歌何となく人々心にかゝりし様言合りにしに幾程なくその年四月廿日薨去せられけり

嚴有公四代將軍家綱公

慶安四年八月阿部豐後守忠秋林道春をして大學和字抄貞觀政要諺解を作らしめて、

之を公に獻す、

白石手簡に云、儒臣等日をさだめて書籍を進講せしに、殊更貞觀政要をば度々聞

しめしける、御記臆すぐれて渡らせ玉ひ其後常の御遊にも、かゝる事は政要には見

わざりき、この事は政要にはいましめらるればをすまじなど仰られ、又近習の輩に

も汝がけふの舉動、魏徵が旨にはかなふまじ、房玄齡にはしからるべきぞなど仰ら

れし事もありて、之を聞くもの公には御幼年ながら躬行實踐の御心構へにて常人の

ものまなびするたぐひにはあらずと感んじ奉れりとぞ、

承應元年會津肥後守正之輔養編一冊を編集して之を獻す、

同二年水戸殿三國筆海全書を獻せらる、同六月御本外臺秘要を紀伊殿醫師の本と校合

すべき事を御書物奉行に命せらる、

明暦元年の春林道春に命じて、中華歷代名臣三十六人を選び贊を作らしめ、又漢魏

六朝唐宋百人一首を撰進せしむ、六月林春齋に命じて日本百將傳抄五卷を撰上せし

む道春白紙五經注本を献上す、

同二年五月酒井讚岐守勝が牛籠の邸へ台臨あり、歌仙折本書物秀吉公薨去より關を獻す關原始末記と名くる書なり、

羅山文集二年二月關原記の跋に曰、

大君幕下若神君武功の勤勞を知らんと欲するありと雖も、然も年既に久くして向來人の此事を知る無きを慮かる、若狹羽林粗その見聞する所、且當初の小説及び耄耆の傳言する所を尋ね、乃ち道春及び春齋をして以之を纂記せしむ、上下巻あり號して關原合戦始末記と曰ふ」

同年十二月はじめて道春を御前に召て大學の開講あり、畢りて後時服を賜ふ、肥後守正之傳へ承りて大に喜び、幼君の聖道に向學したまふ事實に國家長久の基なりとて喜悅しけり、その頃侍讀には塙宗悅直貞といひし奥醫師つねに召出て句讀を授け奉りしとぞ

萬治元年三月官庫の重本六十部を林春齋に賜ふ、是去年道春が書府災に罹りしを以なり、更に官金五百兩を賜ひ購書の資に充てしめらる、六月春齋に命じて唐百人一首を輯めしむ、十二月同人に命じ論語十有五而志于學一章を探幽が畫ける聖像の上

に書せしめらる、此時公十八

同二年七月官庫の重本十五部を侍醫塙宗悅に賜ふ、

寛文元年十一月春齋に命じて、異朝百將本朝三十六將小傳を撰上せしむ、其同二年官庫の明月記はそのかみ家康公禁裏の御本を申し下し寫しおかせ玉ひしを、其後大内炎上の折から原本も災にかよりしかば、こなたの本もて寫し進らすべきよし内の御旨により、此年九月頃善書の者召集め將た儒臣等にも校正の事を命せられ、傳奏屋敷にて書寫せしめ功成て奏覽ありしかば御感殊に深くまし〜けり、

此年の十月春齋へ本朝編年録を繼成すべきことを命せらる、

同三年二月春齋新刊羅山文集を獻す、十二月春齋へ弘文院學士の號を賜ふ、

五經講讀残らず事畢るの趣、台聽に達し候古來稀成儀に候の條、忍岡家塾弘文院と稱し、彌儒業を勤むべきの旨仰に依て、執達如件

久世大和守

稻葉美濃守

阿部豊後守

酒井雅樂頭

林學士

同四年文 十月編年録御用に付、稻葉正則寺社奉行に諭し、諸國の寺社に令し延喜以後公家武家の舊記を求む、同月本朝編年録の名を改めて本朝通鑑と號せらる、十一月在府の大名旗本の諸士和書所持の面々目録差出すべき旨命を傳ふ、同五年夏春齋に命じて靈芝説を作らしむ、是は去年箕田に靈芝を生ずる故なり、其圖は探幽之を畫く、

七月東鑑を假名文字に書改むべき由、萬治中に中野等和に命せられしが此に至て成る十月道春が撰上せる日本三十六將を彩色畫にし其傳を春齋に書寫せしめらる、同六年正月南都興福寺より樂書二十部、管眼果一册管絃集二册譜一册打物譜二册舞曲譜三册舞曲提要一册樂部新書呈進す、閑老春齋をして跋語を加へしめ御文庫に納む、同月山鹿甚五左衛門入聖教要録を著せし遺言に依て罰せらる、淺野内匠頭へ召十二月廿三日弘文院を召して黄金及び時服を賜ひ其子春常へ新に年俸を賜ふ、蓋し修史を提舉せられむが爲也、此年秋冬の際、春齋頰に二子を喪ひ憂居せるを以、當時春齋に非れば力能修史の事を成すべからざる故に、官時に此破格の優典ありて其事を提舉せられしなり、國史館日録に云、諸老列座土但牧命を傳へて曰、年俸を春常に賜ふ、又余春を召し命を述て曰、憂ひに居ると雖も修史の事を怠らず、御感あり御衣一襲及び黄金若干を賜ふ云々、少焉て黒書院に出御、土但牧余を引て拜謁す、玉音あり曰、修史の事に勞する旨上聞に達し云々、翌日伊牧書を寄て曰、自今哀を轉じて喜と爲し以公用を調ふ

べし云々、以將軍家及び幕閣が學士を優遇ありしを見るべし、

同七年七月吉川惟足神道相傳せし由台聽に達し、召出され拜謁す、

大猷公の御時道春に命じ本邦の通史即ち本を編輯せしめられしに、其功未だ成らずし

て道春身まかりしかば、公の御代に重ねて其子春勝等に仰せて追輯せしめられけるに

今年七月其書の内成功せし二百六十五冊を進覽す、依て總督編輯の永井伊賀守尚庸に

御太刀を下され、春勝には二百石加増を賜ひ、其他の屬吏にも銀時服かすく下し賜

はりぬ、此書は上神武天皇にはじまり後陽成院に終り、百有餘代の皇統を系し二千

餘年の曆數を貫き、斯る大部の國史を集成せしめ給ひしは、よく先代の御遺志を紹述

あり儒臣等に眷命ありしが故にして、實に一代の盛事と申すべし、

同九年閏十月四書五經大全 廿一史。通鑑綱目。二程全書。朱子語類。太平御覽を宮

中に進せらる、十二月酒井修理大夫銅製渾天儀を献す、之より先に尾州殿より渾

天儀を獻せられし事あり、

同十年六月御前に於て新撰本朝通鑑の序を春齋に讀ましめらる、

鵝峰譜略に曰、時に召に依て拜謁す、諸老侍す、命に依て御前に進み通鑑の序二通
を讀む、命に曰、年久く勤勞と、平伏して退く、諸老曰、本朝無雙の大部の書漸く
成る、誠に太平の盛事なり、

此月十二日本朝通鑑成る、十二箱上覽に備ふ、畢て御文庫に納めらる、十月十八日通
鑑殘編成り三箱進呈す總計三百十卷廿三日通鑑編纂の國史館を其ま、學寮となし、手
附の者へ被下候九十五人扶持は是迄の通下置れ學徒教育の料として、向後編集御用あ
る時彼學徒を召仕べき旨を春齋に命せらる同十一年文 四月林 春常に命じて、日光山
大猷公廿一回御忌辰記を撰上せしむ、

同十二年六月杉浦源右衛門久保金左衛門記録役被仰付 記録役は後御日八月紀伊殿類宣創
業記考異十冊を獻せらる、 記係と云に同じ八月紀伊殿類宣創

此書は紀州家より水野對馬守を以差上らる、又紀藩の舊記には八月廿六日創業記南
龍院様御心を盡され候所、公方様へ首尾能御差上成され御満足に思召候、李梅溪儀

永々此書物に付苦勞致し候御褒美として御加増下され候云々に見ゆ、李梅溪名は全直字は衡正梅溪と號す、朝鮮慶尙道の人李直榮、文祿の役に捕虜となり來りて全直を生めり、全直紀伊家に仕ふ、

延保二年八月閣老春齋をして吉田社勘文を作らしむ、此年の冬先聖殿を修繕せらる、同三年十二月會津筑前守正經亡父正之編集の二程治教錄。三子傳心錄。玉講附錄。并に會津風土記。同神社志の五部を、正之の遺言に依て之を獻上す、

會津世稿、土津靈神正之を祭の碑文を按ずるに、侍史をして和漢歷代の書を讀ましめ治亂の義を察し興亡の跡を論じ、これを地宜に考へこれを時義に質し、二程治教錄を編み以其意を寓す、風土記を作り座して四境を知り、神社を正し之が志を爲る云云、

同五年閏十二月禁裡へ冊府元龜。釋海。正續廣百川學海。三才圖繪を驛進せしめらる、これ其頃靈元上皇の好文におはしますを思召ての御事なるべし、

萬天日錄に閏十二月五日禁中へ御書物を進せらる、所謂冊府元龜二百五十二冊釋海八十冊正百川學海二十四冊續百川學海二十四冊廣百川學海二十四冊三才圖繪五十冊を進せらる」と見たり、

同六年十一月小笠原丹齋直經家流の書物五十冊十二卷を獻上す

此書は弓箭并に射法の書二十四冊同軸物六卷、諸禮法儀書二十冊同軸物三卷、乘馬并手綱の書十冊同軸物三卷なり、小笠原家傳も此獻本に同じ、

同八年四月水戸殿卿 園御編集の公卿補任補闕一冊。一代要記十冊。扶桑拾葉集三十三冊を獻せらる、

公は殊に繪事を嗜好せられ、其頃世に名高かりし狩野探幽守信永真安信等を常に召出で、其技をなさしめてみるなはし興じ給ふ後には年毎正月のはじめ御繪始といふことありて、畫工に時服を賜ふこと常例なり公自身も畫を善くさせ玉ひその畫を臣僚に下さるゝ事まゝあり、酒井忠勝が山莊に臨まれしとき、その園池のさまを圖し給へ

ば紙奉るべきよし仰けるに、とみの事にてさる用意やなかりけむ、武仙の畫がさし
屏風の裏紙をはがし、上を白紙もてはりて奉りければ、御筆を下され眼前の様をうつ
させられし、伺候の者どもが衣服の紋まで繊細に遊ばされ、誰某といふこと問ふこと
を待たずして明かなりしこの事は、空印言行録に見えたり、公の後深明公十代將軍の家治公の畫
を善くせられしあり、此二公の美術を嗜好せられしを以て儒士畫工を優遇あり文學美術
の獎勵に力ありし事を特に茲に掲ぐ、

常憲公五代將軍綱吉公

延寶八年九月林春常、人見友玄を召て經義を討論したまふ、後月に兩三次を例とす
十月春常友元をして御文庫に入て御書目を改正せしむ、
天和元年二月春常命を承て、四書五經小學近思錄の訓點を正す、
同三年十一月三河記を校正し定本を成すべしと命せらる、御日記に十一月十二日三河記御吟味
差圖を得相改むべき旨林春常人見友元木下順庵へ月田山城守之を申渡す
老中列座に見ゆ此書貞享三年に至て成る武德大成記と改題せられたり

貞享元年正月三河記校正に依て諸家先祖へ賜はりし御感狀御教書等を搜訪す、
松平家譜に云、祖宗の御事蹟編輯せしめむ思召にて、天和三年十一月林弘文院信
篤、人見友玄宜卿、木下順庵貞幹に三河記校正の事仰下され、老臣阿部豐後守正武
并に堀田下總守正仲に總裁命せられ、三河以來當家の事記せし書籍并びに家々の記
録、或は感狀御教書など持傳へしたぐひを、家人迄も委く調べ奉らしめ、貞享三年
九月に至り其功終りて三十冊となし奉り、名けて武德大成記といふ、總裁はじめつ
ぎく賞賜あり、

十一月廿八日貞享新曆を定めらる、是は元の授時曆に依て作られたり十二月松平隼人正忠冬寄合東武
實祿四十卷を撰上す、

是は忠冬が先祖主殿助家忠天文祿の間、徳川家創業の事を記し置たる書ありしに
忠冬重ねて元和元年までの事を増補し、家忠日記と題して將軍家へ上りければ、
御感賞ありてまた台徳院殿御代の事をも編纂すべし旨を命せられ、いく程なく貞享

元年十二月東武實祿四十卷を編て上りければ、其速成の功を賞せられ黄金五枚時服三を賜はれり、此等は創業の事蹟を窺ふに第一微信すべきものにて、そのはじめは公が好文の御志深かりしかばかゝる事にも御心を用ひ玉ひしなるべし、

同二年正月禁裏の御所望に依て日次記二百三十五冊、年頭使畠山飛彈守義里に附して進獻せらる、四月林春常詩經を進講す、是後月兩三次例となる、六月聖像を親寫せられて林信篤に賜ふ、九月三河記校合畢て進覽全部三十冊武徳大成記と號す、十一月長崎奉行川口源左衛門小學近思錄を獻す、

同三年春常に命じ和漢古今災異の應徵を考索し、録して三卷となす、

同四年二月春常をして弘文院學士の號を襲はしむ、是歲伊勢兵庫貞衡家傳の舊記百十八卷阿部豐後守に就て上つる、是は前に記せし如く大猷公時代

元祿元年二月弘文院家塾釋奠の昨を獻せしむ、十一月四書直解を新刊し、伊勢日光山王鶴岡東叡三縁兩山へ納めらる、此時伊勢の御使は奇合大寺住持伊勢兵部一族なり 島出羽守義近が奉はれり同月東叡山孔子堂へ御參詣時

常堯典を進講す、見臺文庫祝時服袴着を賜ふ、

同二年三月東叡山孔子堂御參詣弘文院に臨ませらる、

同三年三月東叡山孔子堂御參詣、四月春常其父春齋が著述鶴峰文集百五冊を獻上す、七月聖堂を經營せらる、松平右京亮輝貞御普請御手傳を命せられ御普請總奉行に仰付られ、蜂須賀飛彈守に御普請御手傳を命せらる、

同年三月八月執政執事の爲に大學を親講せらる、後月一次順次に四書を講せらる、是將軍家親講の始なり、凡講筵に與かるもの皆御版四書を賜ふ、御版四書は御講筵の日諸有司其本職を勤るの間は、狹袋中に置に便ならむが爲に、新に巾箱本に命せられしなるべし、

松蔭日記に云、御みづからの御講書は、四子の書はじめとりぐなりしうちに、周易は元祿六年四月廿一日より講筵開かれ月毎に六回と定められ、日光門主はじめ家門國持譜代の諸大名旗本、その他參向の公卿及び諸寺の高僧碩徳社人山伏、または

陪臣のともがらまでいさゝか好學の志ある者は、皆ねがひのまゝに拜聴せしめられ
八年へて十三年の十一月廿一日まで、二百四十座にて御卒業あり、その日には竟宴
行はれ、老臣始めその事にあづかりし儒臣等賞賜行はれ、林大學頭信篤は殊に加秩
賜りけり、その頃のことかきし者のうちに、博士はむかしより貧きものゝためしに
思ひたるに、今の世にはかやうの者の時を得たるは、かしこき御世のほごあらはれ
ぬとか、實に此年頃盛暑祈寒の折からといへども、いさゝか怠らせ玉ふ事なく講じ
はてさせ玉ひしは、その職の者といへども企て及びがたき御事にて、篤學の御志
かぎりなくましませしは古今その類ひまれなるにぞ、

九月廿一日芙蓉間諸司諸番頭及び布衣の有司を召して、文武並用するは政道の定理な
り、宜く文道に志し學問を勵むべしと云ことを面諭せられ、即ち春常に命じ黒木書院
次間に於て論語講筵を開かれ、執政執事以下悉く聴聞せしめらる、後月一次を常例と
す、十一月春常尙書を進講す、十二月聖堂下前後の坂を向後昌平坂と唱ふべき旨命

せらる、廿二日聖堂造營畢り上棟、秋元但馬守喬朝着座す、廿三日聖堂造營奉行及御
手傳に御褒美あり、

同四年正月弘文院春常に束髮せしめ諸大夫に補せられ大學頭と改名せしめらる、
憲廟實錄同御日記に、本邦中古よりこのかた騷亂打つゞき干戈やむ時なかりしかば
學校の設廢絶し、菅江の儒家等も徒に其祀を奉ずるのみなり、まして室町殿の頃と
なりては、文學の事皆五山緇流の手に歸せしより、儒を業とする者も悉く剃髮して
釋徒と同じ姿になり、弊風數百年をへて改らざりしが、當代聖道を尊崇のあまり、
元祿四年正月のころ林弘文院信篤に束髮命せられ、從五位下に叙し大學頭と政稱
せしめられ、その外の儒官等も皆束髮せしめらる、(林門の徒には和田春堅傳藏と稱
し、大河内春龍新助と改め、林春益又右衛門と號し、人見友元又兵衛と稱し、坂井
伯隆三右衛門と改め、伊庭春貞五大夫と改め、深尾春安權左衛門と號し、非家の儒
者には木下順庵平之丞と號し、同寅亮平三郎と稱す)、これより積年の弊風一變し

て官儒はさらなり諸侯の門に經を抱き閭巷に冊を挾むともがらまで、皆陋俗を變じければ、天下の人聖賢の道を講ずるものは、かの緇流と別あることを知るに至れりこれぞ非常の盛舉と申さるべきにぞ。

此歳元禄二年二月、相生橋向後昌平橋と號すべき旨仰出さる、七日聖堂御遷座あり林大學頭信篤忍岡より舊殿の聖像并に四配の像を新殿に移す、松平右京亮從へり、大成殿は御筆なり、新に十哲の神主を設く、七十二賢并先儒の像は畫工狩野洞雲命を奉て畫く、前年十月中甲府殿御三家并諸大名より、聖堂へ書籍その外寄進あり、十一日昌平坂聖堂御參詣釋菜上覽あり、

御日記に云、昌平坂聖堂へ始て御參詣、辰後刻大廣間御車寄前御乘駕御道筋大手より昌平橋渡御、仰高門より入御、入徳門際にて下御、御先立柳澤出羽守御刀山名杏壇門の外に林大學頭奉拜、杏壇門に近きの内庭上にて御手水なされ、奉納の御劍大學頭へ大久保加賀守之れを渡す、阿部豊後守戸田山城守御張御旗之を揚ぐ、堂内へ入

御御劍奉納の御拜禮御焼香なさる、時に大學頭漆階へ登り御幣持參御頂戴之ありて奉納へ之を納む、神酒是又御頂戴、御土器松平右亮之を役し、御土器引入、大學頭告文之を讀み、之を畢り御張御旗之無く、加賀守は退て堂前に於て、豊後守山城守は堂内に伺候秋元但馬守は堂前に之あり、事訖て右の御門より御成御門より御殿に入御、暫く之ありて重ねて聖堂假帳へ出御、釋菜執行上覽、加賀守豊後守山城守但馬守佐渡守御側の衆、御向の假帳に着座、終て御殿へ入らせられ、此節大學頭召出され拜領物等之を頂戴す、且又聖堂料千石御寄附の旨仰出され、老中御挨拶申上畢て御太刀代銀馬代御樽肴林大學頭之を奉獻す御禮、戸田能登守之を披露し進物之を引入れ、御吸物御酒召上られ申中刻還御、此節下され物、銀百枚二種一荷大學頭、綴紗二十卷同人母、同十五卷同人妻、同十卷宛同人娘、悴右之を頂戴す、

九月十日論語學而篇首章を講じ給ひ、奏者番以下諸役人拜聞す、

同五年二月十三日聖堂御參詣、釋菜の儀上覽畢て行殿に入御論語學而首章を講じ給ふ
二十一日御座間にて論語學而篇孝弟の章巧言令色の章を講じ給ふ、三月廿八日本願寺
御門跡前大僧正光常新門跡前大僧正光隆が爲に、大學三綱領の段を親講あり、
六月三日尾張大納言光友卿尾張宰相綱誠卿紀伊宰相綱教卿水戸中將綱條卿並に松平
加賀守綱紀の爲に、大學三綱領の一節を講じ玉ひ、綱紀に命じて中庸性道教の章を講
せしめらる、廿六日譜代の大名高家合五十二人の爲に、論語學而篇を講せらる、
同六年二月廿一日聖堂御參詣釋菜上覽、行殿に入らせ賜與例の如し、廿二日國主城主
萬石以上の輩百五十一人の爲に、中庸の首章を講じ給ふ、廿七日増上寺方丈了也が爲
に大學三綱領の章を講せらる、三月十二日年頭の勅使柳原前大納言資康卿持明院前
中納言基時卿本院使小川坊城前大納言俊廣卿仙洞使庭田前中納言重條卿并鷹司左大
臣兼藤公大乗院御門跡覺雅法親王の爲に大學三綱領の段を講じ給ふ、八月六日昌平坂
大成殿釋菜、國主城主萬石以上の輩來觀者四十餘人あり、是は毎歳の釋菜は台臨ある

により諸大名崇聖の志あれども、來り觀る能はざるにより、春丁と秋丁と兩次執行
することとせられしなり、十二月廿一日服忌令を精定せらる、天和四年より以來敬虔致
することとせられしなり、十二月廿一日服忌令を精定せらる、訂せられ此に至り精備す

同元七年二月國主城主以下諸大名高家諸役人醫師合三百四十二人の爲に、中庸第二章
を講じ給ふ、四月三卿并に松平加賀守等の爲に論語を講じ給ふ、水戸中納言光圀卿命
を奉て大學を講ず、五月紀伊光貞卿甲府綱豐卿并に松年綱紀が爲に論語八佾篇を講
じ給ふ、七月松平綱紀保科肥後守正容が爲に易の御講筵、綱紀正容命を奉て論語を講
ず、九月昌平坂大成殿に御詣母堂院 桂も御詣あり、
同八年二月紀伊光貞卿甲府綱豐卿水戸綱條卿并に保科正容が爲に易を講せられ、三
卿に五經大全を賜ふ、三月國主城主萬石以下諸役人諸番頭物頭等四百十四人の爲に
易を講せらる、同月年頭の勅使本院使仙洞使并に仁和寺御門跡の爲に易を講せらる、
八月聖堂へ御成御講談論語爲政篇、
同九年九月松平出羽守亭へ御成、彼家の儒者荻生惣右衛門棟 徂へ司馬温公疑孟の得失

議論を令せられ、又林大學頭に命じて詰難せらる。

柳澤家譜及び御日記に據るに、公には牧野備後守貞松平美濃守保吉始め老臣の亭にしばく成せ玉ひ、且昵近の人々の宅に成らせ玉ふ事もあり、殊に吉保が亭にては御みづからの御講書あり、其後申樂も御みづから御所作ありて吉保も經書を講じ、そが藩細井次郎太夫荻生惣右衛門志村三左衛門をはじめ、家士どもを召出て或は進講し或は經義を討論して御聴に備へ、進講せし家人どもに時服布帛などこちたく纏頭せらるゝ常の事なり、その中には召出され御家人になりしもありて、この後にもたびく此事あり、元祿六年四月には龍興寺長老全底はじめ禪僧十九人召て問答商量聞召し、七年十二月には盲醫出て鍼書を講じ、八年五月には家人等出て格物致知の義を討論し、十年十一月には諸奉行を召し訴訟裁判せしめ聞召さる、果てゝ又御講書ありて今日出仕の諸奉行等に拜聴せしめ、又家人等職原鈔徒然草を講ず、同廿六日には月桂寺碩秀の問答を聞召し、十五年十二月には家人等源氏物語紅葉賀の巻を講ず

十六年正月には唐音の問答聞し召され、寶永二年二月には御賀和歌十二首披講あり、そのさま奉行一人讀師一人講師一人發聲一人講義六人、すべて六位裝束してその式つかふまつり、又禪僧の問答聞し召さる、同九月には例の講義はてゝ後、賀茂禰宜梨本左京亮祐之めして神代卷を説しめらる同十二月新古今集を講せしめられ、其家婢出て詩經を講じ詩句作り獻するものあり、三年三月には淨土の法門きこしめし五年二月久遠寺日亨觀世音の義を講じ其上徒然草の講あり、十月五日には太極の御問答あり、かく成らせ玉ふごとに異様の事どもをあかね御遊となされしも、道々の業をすたらしめじとの盛慮にあらざるはなし、いとかしこみ奉るべき御事にぞと見ゆ、されば公には儒經のみならず禪僧の問答をも試みまた國書をも講せしめらる、博學多識の將軍家なりしと申すべし、

十一月寺社奉行大目付町奉行勘定頭に命じて六十餘州輿地圖を校正せしむ、
同元 十年閏二月大目付仙石伯耆守久尙か奉りし六十餘州輿地圖の事を、安藤筑後守

に命せらる、
同十一年四月昌平坂大成殿の側に小堂を建て、神農の木像を安置せらる、
同十三年十一月易の御講筵雜卦傳終る、去六年四月御開筵より二百四十座にて御竟宴
なり、

實記に云、御家門衆譜代外様諸大名旗本の諸士、外は諸家の貴僧碩徳社人山伏、下
は柳澤出羽守保明松平右京大夫輝貞が家の儒生等に至るまで、志あるものは拜聴を
許し、登城すること毎月六度たりき云々、毎日晝夜に限らず燕暇の時は、林大學
頭信篤并に伊達五大夫大河内新助和田傳藏安見文平中村新兵衛杉浦藤五郎木下平三
郎荻生小次郎等の儒臣を集め、經義を問答し玉ふに英辯泉の如くに湧き、釋義綺の
如くに榮かにて、問對する輩敬服せずといふとなし、或は御家門衆執政并に牧野
成貞松平輝貞及び保明が亭に成らせ給ふにも、必ず先經書を講じ給ひ次にその家の
儒生をして或は進講或は問答せしめ、親ら尊貴を降して御上段をおり進講の士と一

間を同くし玉ひて討論講究をなし給ひしなり云々、
又曰、天より下民を降してそが君としそが師とすと云ふは、堯舜禹湯文武などいひ
しあがりての代の聖主の事をいひしにて、唐國にても後の世となりては、さること
も聞えず、君と師とははるかに異なるものに成行しに、當代みづから講説ありて遍
く天下の者に教諭なし玉ひしは、實に御一身もて君師の職を兼させ玉ひしと申すべ
けれ、いつの頃にや近臣等が御講書承りし後に、御辯の雄爽におはしますと、義
理の詳晰なるとは、並々の儒者等がおさく及ぶ所に非ずと評し奉るを聞召て、
汝等儒學を何と心得たるや古への堯舜禹湯文武などいひし聖人は皆儒者なり、今の
如く讀書をもて業とする者のみ儒といふは後世の事にて大なる誤なり是はつとめて
聖人の道を狹隘にするなりとの仰なり云々、又いつも御講書の終には此上は各の
心得に在る事なりと仰られしと常例の如くにてありしといふ是も人々に躬行實踐の
道をしらしめんとての御事なるべし、されば公が當時將軍家の尊貴を以て講説して

聴聞せしめらるゝすら異例なるに、陪臣たる進講の士と同間に降りて討論せられし
など、學問には人爵の高下を論せざるの意なるべし、徳川氏時代學問の隆盛は斯公
の時代を最とし、且神儒佛三道のみならず、院本小説の作家に至るまで、元祿時代
人物の輩出せること前後其比を見ざる亦宜なりと謂へし、

同十四年十一月水野隱岐守勝長が亭に台臨四書大全を賜ふ、

寶永元年十一月昌平坂大成殿再建上棟廿五日文宣王神像遷座、畢て高家畠山民部太

輔基妾代參使として太刀馬代黄金一枚持參同二年閏四月林大學頭信篤西九にて講

筵を開く、毎月一回、

同三年三月持明院基輔卿に聖堂の額を書せしめらる、

文昭公 家宣公 六代將軍

寶永六年四月御休息間に於て林大學頭論語講釋仰付らる、同月同間に於て新井勘解

由通鑑綱目講釋仰付らる、

折焚柴の記新井君に、元祿六年十二月二十二日初は大學を進講す、同七年正月の

初仰下されしは、是よりさき四書を講せしめられし事凡三遍小學近思錄等の書凡

一遍、されどいまだ聖人の道いかにと云事を明かにせず、是より後いかに學び給ふ

べきかはからひ申べしとの御事なり聖人の大經大法その詳なる事をしらしめされ

んには五經の書を兼學せ給ふべきかと答へ申す、されば先詩禮より始めらるべし

とて、侍講の者二人に日講の事仰下されて、詩を進講すべき事は某に仰下さる、禮

記は吉田をして講せしめらる、二月十三日始めて詩經の講筵を開かる此年十一月廿

日に至て某講にはべる事凡百六十二日にして功終りぬ、此後書を以進講すべき事

を仰下され、また此事すでに日毎に講筵に臨まれしといへども、餘暇猶おはします

三代より以下歴世治亂興亡の事をも兼聞召されんこといかりあるべきと仰下さる、

仰下さるゝ所誠に斯道の大事也、さらば司馬氏資治通鑑朱子通鑑綱目の書を兼學は

るべし、某又進講すべきよしを仰下され、同八年正月廿四日書經の講筵を開か

れ、同廿八日通鑑綱目の講筵を開かる、此年書を講ずること凡七十一日、十二月廿一日に至りて功終る、此のち某春秋を講ずべき由を仰下さる、此年又禮記の功終らせ給ひしかば、周易を講せしめらるべしと聞ゆ、同九年三月廿六日春秋の講筵を開かれ、左氏公羊穀梁胡氏等の四傳をあはせ講せしめらる、通鑑綱目を兼講すること前の如し、春秋の講は凡六年を経て十四年十二月十九日に至り、講に侍る事凡百五十七日にして功終り、これより後通鑑綱目の講年々に怠らせ給はず、其全篇功終るに及びてかくれさせ給ひたりけり、つねに進講終りぬれば座を賜りて和漢の故事等問はせ給ふ事もおはします、就中祖宗開闢の時の御事に至ては、特に御心を深くし給し程に、書經の講終し、初某奉て詩を講せしめられしかば、年々に四書并に孝經周禮儀禮等の書を兼講せしめられし事、十九年の間、某講筵に侍る事凡一千二百九十九日なり、其外日講侍講等の事を承りしもの三人、おのゝ講筵にはべる事又かくぞあるべき、されば經史諸子の書大かたは殘所なくぞ通曉せさせ

給ひたりける、和漢古今の間かく迄に學の道を好ませ給ひし御事をば未聞及し所もあらず、周易の日講終りし後は大學衍義の書を講せしめらる、これもかくれ給ひし頃迄は正補共に功畢り給ひき、六月御休息間に於て林大學頭諭語講釋仰付らる、林七三郎林百助へ御座間に於て初て講釋仰付られ、來月より六の日大學頭七三郎百助順番に講釋すべき旨仰出さる八月上州世良田長樂寺より寶藏に之ある御系圖一卷を献上す、折焚柴の記に云、此度若君御誕生ありて世良田と稱しまいらせ候御事によりて長樂寺の住僧廣海僧正やがて日光准后につきて、かの系圖をまいらすべきよし申されしを、七月廿九日に准后其由をもて申給ひ、僧正の坊よりして八月二日其系圖をば獻せられしなり、同永七年正月五日講釋始、御休息間に於て新井勘解由詩經仰付られ、畢て時服二を賜ふ、折焚柴の記に云毎年正月の始に講を開かるの儀ありかれてより講章を奉らしめ給ひ其日講終りければ時服二領を賜ふ事つれにかはらず此儀は年の始の御事なれば大小雅の中にてめでたき時を選むで進講す

る事例はなりき初藩邸におはしませしより御代を知らせ給ふ後に至て歲初に講鑑を開かれしの中に月の十五日を過て日講始り十二月の末に至るまで大故おはします事の外は朔望はいふに及ばず四時の節日さいへども日講をさめられし御事ばあらじ

新井白石手簡に、詩には鳥獸草木の名は申に及ばず、器物のごとき夥しき事に候故に、望申て繪圖を作りたく、講日の前に段々差上とくと御内見の上にて、講日には字面ばかりあらくと申候て、専らに詩意を講じ候様に仕たり、是により藩邸の書師狩野春湖を老朽へ御附候ひき、さて鳥獸草木の類は本邦に有候丈は、先師木下順又稻若水へ相談し候て、生寫にうつしたて候、鳥獸または是に同じ、本邦になきものは長崎へたのみこし唐山より之を取寄、器物は博古圖より始て周禮圖など殊に其料にて候き、凡圖出來り候所三百七八十品、一往再校して淨寫し候様にこの御事のうちに御他界に候ひき、近藤正實が右文故事に云此詩經圖着色三百六十枚御文庫に現存す後來紙張の數佚を慮り同僚と議して畫帖に製せん欲す」と果して畫帖に製せしや否やを知らず

同七年八月四日御代替初て聖堂御參、大廣間御車寄より御駕籠に召され、仰高門より

入御、入徳門にて下御、杏壇門の外へ林大學頭同七三郎同百助拜迎、唐戸之を開き堂内へ入らせられ東の方御上疊の上御着座、御太刀御劍は御後に伺候、時に御小性神帳之を揚げ、御進納の御幣帛箱に入奏者番之を持參す、大學頭神前へ之を納め畢て堂外へ退去、此節堂内東の方へ寄らせられ御手水之を遊ばされ、御小性之を役す、御拜位に於て御再拜、夫より御獻爵、神前の方机の前へ御寄遊ばされ、爵御取遊ばさる、此時酒瓶左の通御小性之を役す、爵へ神酒之を盛則机の上へ御備遊ばされ御拜位へ御立歸、御再拜前の如し、神帳おろす畢て還御御乘駕の節肥後守老中へ上意之あり、還御の節杏壇門の外に林大學頭罷在、奏者番之を披露す、上意之あり、同七三郎同百助も罷出、披露之なし上意之なし、四時過御本丸入御、御留守伯耆守河内守永井伊豆守還御以後拜領物白銀百枚二種一荷林大學頭時服三同七三郎、同斷、同百助右の通之を下さる、饗應所にて老中之を申渡す、六日一昨日聖堂へ成せらるゝに依て、大學頭より御書物四書條注一箱を獻上す、六月儒者深見新右衛門三宅九十郎室新助、御書

物御用初て相勤に付時服二づゝ之を下さる、儒者新井勘解由奥へも罷出相勤其上御奉公出精に付布衣仰下さる、此歳紅葉山御文庫を増し造らる之を西御文庫と稱せり、正徳三年五月紅葉山新造の御文庫成る、櫻田藩邸御文庫の御書籍を新庫へ移さる、折焚柴の記に云、元禄八年の秋の末に御側に差置れて御覽じつべき和漢の書の見じ入て参らすべきよし仰下されたり書目を参らせしかばそれらの書ども購求て参らすべしとあり、爰かしくもとめ出して和漢の書百數十部を奉れり、とあり御文庫に櫻田御文庫本と稱するもの數百種ありしは即ち此御本なり、七月是より先金地院へ本光國師日記を寫し上らしむ、廿二日賞銀を賜ふ金地院役者團 四堂足利學校 下叙西堂へ銀二十 枅づゝか賜はれり折焚柴の記に依て新井筑後守君美が公の命に依て編輯せしものは、藩翰譜の古史通の古史或問、讀史餘論なるを知る、今白石の記する所を掲げて其顛末を知るに便すべし、折焚柴の記に云、公いまだ藩邸におはせし時、進講のふち常に和漢の故事を聞せ玉

ひ、ことに國初祖宗の事に至りては深く御心に懸させ玉ひ、萬石以上の家々の事を進講の暇にしるし奉るべきよし、元禄十四年正月の頃仰下され、明る十五年二月書成て奉りぬ、その書慶長五年にはじまり延寶八年に終る、凡そ八十年の間家々の始封襲爵および廢除に至るまで、すべて三百三十七家、正編十卷附録二卷凡例目錄共に一卷、通計十三卷分ちて廿冊となし奉りぬ、公御覽じてその書の名をば御みづから藩翰譜と題せらるると、其書わづか期年の間に成功せしゆゑ、桂漏少からずといへども百年の後に至り、各家の事蹟をしらんとするもの先此書に便らざるはなし、これすなはち公好文の餘澤に非ずといふことなし、白石手簡に云、我邦開闢のはじめ古事記神代卷等にしるせしことも、恠誕不經にしてその義分曉しがたきより、これも君美に仰せてしかるべく書しるして奉れどありければ、古史通并びに或問合せて十卷となして奉りぬ、又讀史餘論も正徳壬辰春夏の頃經筵に侍して、本邦古今の治亂盛衰を討論せし折

から筆記せしものなりとぞ、

常憲公の時林大學頭信篤其他の儒臣に命じて撰進せしめし武徳大成記に、岩松八彌が廣忠君を刺まいらせて走出しを、人々是を誅しぬと記したり、此時御股に疵付しといふことをかきのせず、若立どころに死し玉ふまでの御疵ならずば、御みづから追玉ふといふことなくば、後代のもいいか、思ふべき、こは筆とる者の武士の道心得ぬもるなりと仰られき、かくて御代つがせ玉ひしはじめ祖宗御實錄編集のこと思召立れ、すでに仰下さるべしとありしに、いく程なくかくれさせ給ひて其事遂すなりぬるとぞ、貞觀政要は神祖の仰置かれし事あればとて常に儒臣に命じて進講せしめ、通鑑綱目は三度までかせられ、宋儒編纂の書もおほかた通読したまひ、殊に大學衍義は御みづから朱もて文字を正し句讀を點せられ玉ひぬるとぞ、國史をはじめいまだ世に行はれざる典籍ども、官費もて刊行せられなばひとり當時に益あるのみならず、後來學者の爲にも便ならんとて、既に其局を建べき所ならびに事

に興かる者等の次第まで、新井君美に仰てあらかじめ其議を定めし内に、御不豫次第におもらせ玉ひ其事とらまりぬるはいとをしむべきこととぞ、

清の陳湏子が著はせし秘傳花鏡十卷はじめて舶來せし時、木下半之丞貞幹順が珍奇の物なりと申せしにより、即購り玉ひて御文庫に收められぬ、かゝる藝植の事まで捨させ玉はで常に御側に置せられし、これも藩邸にまします時のことなりとぞ、有章公（七代將軍家繼公）は正徳三年四月御繼職あり五同六年四月薨去入せられしかば別に茲に記すべき事なし、但此に記すべきは公の御生母は勝田氏也勝於喜世方と稱し、正徳三年從三位に叙す、文昭公薨じて後落飾して月光院尼公と稱せり、尼公生質淑美にして婦道を得させしのみならず、何事も敏捷にして、公をもうけられしのは幼主を輔育せんに自ら學ばではその功成し得がたしと、内政の暇常に盛雪をあつめ和漢の典籍をひもとさ、御遊びの側に文よみて御聞にそなへ、ゆく／＼天下の機務をしらせ給ふ入まひも聞上られければ、公も後々は何ばかりの賢明の將軍家ともな

らせ玉ふべきに、天齡を假しまいらせずして世を早くし玉ひしは惜むべき事どもなり
抑も和漢古今の先蹤を按ずるに主幼く國危きは必ず宰臣の政權を弄するあるか、或
は女主の威福を恣にするためしいと多かり有章公御機職のはじめ老臣の輩文昭公の
遺命を守り、善政を施し行はれ、内には斯る賢母のおはして宮幃の内も整肅にして敢
て女謁の行はれざりしは遠く古へに超過せりと謂ふべし、

尼公ひろく和漢の書にわたりたまひしうちにも、くりかへし見玉ひしは徒然草。吉野
拾遺。六百番歌合、常に口ずさみ玉ひしは清少納言が枕草紙、漢籍は古文眞寶前後集
なり、又眞言奥秘の教をも明らめ、梵文をも自らかゝれしとぞ、

尼公もとより和歌をよくしたまひ、冷泉爲久爲村兩卿の點削を乞はれしとぞ、かくれ
給ひてのち遺命により年頃よみ置かれし詠草どもを中納言爲村卿の許におくりしかば
卿そのうち殊に調高く趣新なるもの三百首ばかり選み出て車玉集と名け、家の文庫
にひめ置けるうち、やむごとなき九重の奥ふかき御前わたりにも聞わあげしかば、も

し後々撰集の沙汰あらば、三位尼とてこそ入らるべけれと仰ありしとぞ、今左に數首
を抄録す、

夏 懐

夏ぞうき夕の空を待侘て
相見るほどは短夜の夢

夜思花

あけぬ間にちりもやせんと思つゝ
ぬればや花の夢にみもらん

老述懐

かばかりの老となるまでうき度に
生らん身共思はざりしを

あまにあまそふ

老の身の秋に秋そふ夕ぐれを

思すてゝも袖を露けき

枕邊聞虫

聞佗ぬ獨ねさめのきりぐす

鳴音なそへそ老のまくらに

郭公

雨はるゝ夕の空に鳴すてゝ

山ほととぎすいづちのくらむ

やまほととぎす

一聲はさやかに名のれ月ならで

待夜かさぬる山郭公

月照雪

白妙の色もひとつに影さわて

雪をみかける冬の夜の月

有徳公八代將軍
吉宗公

享保元年六月御文庫御書籍目錄御覽せらるべき旨令せらる、依て御書物奉行より先年
林大學頭改正せし書目を上る、七月小笠原縫殿助持廣家傳の書九十一部御覽に備ふ
小笠原系譜に、六年九月十六日前の書籍を台覽あり、閏七月七日御紋蒔たる匣を作
りて賜はり、世に稀なる書なれば永く秘藏すべき旨仰下さる、有徳院殿弓道を好ま
せ給ひ諸家の舊記を御穿鑿之ある所持廣が家傳の書故實明白に思召さるゝによりて
なり、

十二月松平甲斐守吉里に命じて、其父吉保が撰ぶ所常憲院贈大相國公實紀三十卷を獻
せしむ、是歳林大學頭玉音抄一冊を鈔上す同二年九月松平吉里に内命し、實紀三
十の卷を刪訂し、其他も潤色を加へ再び獻せしむ、是歳下田幸太夫へ和學御用仰付ら

れ、年々金五十兩を賜て其料たらしむ、
同三年七月冷泉爲經新刻惺窩文集十冊を獻す、五月十八日御前に於て儒者人見又兵衛
に中庸を講釋せしむ、此後毎月十日を式日とせらる、九月小笠原右近將監忠雄家傳三
議一統百問答の書を奉る、

同四年三月伊勢兵庫貞益其家流諸禮弓馬の書二十七卷を獻す、時服五領 九月松平加賀守
諸物類纂を獻す、是月日本國總圖を製せしめらる、八年に至て成る、十一月高倉屋敷
講釋始る、木下平三郎并に門人毎日儒書を講ず、諸役人に於て聽聞望みの者は彼所
に相越學問すべきなり云々、

同五年二月高瀬喜朴に命じて明律釋義を撰上せしむ、公常に大明律を好ませられ 五月林大
學頭御書物奉行に命じて、御文庫御書籍目錄を改正せしむ、十月廿九日水戸中將宗堯
卿大日本史二百五十卷を獻せらる、宗堯卿日本史の序に其志表若干卷未だ全書に非ずと雖も而も適鈞
命を蒙り訪問投進す云々此志表は今明治四十年に至て全備せり
是歳より長崎舶來禁書の内、西洋人の著述たりとも邪法教化の事記せざるもの御構之

なき旨なり、是は天文曆算醫術等西洋書を翻譯するな
得せしめらるべき爲なるへしと思はる

同六年五月參考太平記を寫さしめらる、是は故水戸光圀同月古林見宜醫書の講釋望の者は
聽聞すべき旨を令せらる、七月書籍假名雙紙等新規に仕出に於ては、奉行へ伺へし、
時の雜説或は流言祥行を停めらるこの市令あり、閏十月禁裏へ經解七百廿冊を進獻せ
らる、蓋餘に經解元祿乙亥の歲始て本國に來る其後相繼で船に附て到る享保六年閏十
月三日京尹松平伊賀守教目を奉じ瀕し到り天府に進す康熙字典等並進す云 是月六諭衍義を
訓點祥行せらる、是歳犬追物類聚六十卷を輯録せらる、又儀式を九條殿藏本と校合せ
しめらる、

同七年正月、日新國史。本朝世記。寛平御記。延喜御記。律令集解。令抄。弘仁式。
貞觀式。法曹類林。爲政錄。風土記。本朝月令。西宮記。北山抄。類聚三代格。類聚
國史。台記。中右記。玉藻。玉海。山槐記。康富記。江次第。延喜式。三條裝束抄。定
家次將裝束抄。雅佐裝束抄。後稱念院裝束抄。伏見院裝束抄。永綱卿裝束抄。戴法抄。
桃花藥葉抄。胡曹抄。飾抄等これなり。中には始て世に出るもあり或は異本にして校正

の便とすべきもありき、そのうち類聚國史もあまた來しかば、かの舊本の闕卷百數卷をも補はれたりとなり、二月六諭衍義大意を板行せらる、享保七年四月梓杵あり室直清がひし人其國に印行しけるをばるかに我國にも傳へ來れりしかはあれど常に單本のみ有ておほやけの文府におさめければ世の人は見る事なし云々過し頃有司の人かしこき仰を奉りて書坊に命じて梓に鈔む云々譯文は江戸中手跡指南の者どもへ子供手本に仕習はせ申へき御觸之ありき享保記に見ゆ此書は明治二十二年高島嘉右衛門氏が活版に新刷したるものあり然れども現今は此書あるを知るもの稀なるべし

同年享保三月御前に於て室新助直清鳩巢、尙書を講ず、四月是より先松平加賀守綱紀獻する所の保定并に河間等の府志十三部を御文庫に納めらる、法曹類林金澤卷爲政錄十伊賀風土記一松平綱紀是を獻す、五月法皇靈元院より本朝世紀四十六冊を關東へ下され幕府に賜與せらる、六月禮儀類典五百十五冊法皇へ進獻せらる、九月御前に於て室新助貞觀政要を講ず、十月戸田透御成島根村醫者順庵御代々御法度書を以、童蒙の手本とし習はせける由を聞召賞銀十枚と六諭衍義大意一帙を賜ふ、

同八年八月五常和解を室新助へ命せられ、同十月五倫和解を同人へ命せらる、

同九年二月是より前松平加賀守獻する所の金澤文庫本の新寫清慨眼鈔を御文庫に納め

しめらる、十一月長崎唐船へ去寅年募求せられし元享療馬集一部當五番船主施翼亭携へ來る、依て賞銀三枚を賜ふ、

同十年四月下田幸太夫に命じ多門院日記を略鈔せしむ、七月萩生總右衛門徠へ清人朱來章献上の鄭世子朱載堯の樂書を校閲せしめらる、十二月萩生總へ七故唐律疏議を校正せしめらる、

同十一年二月御前に於て室新助に大學三綱領の章を講せしむ、七月南京船主俞枚吉探參紀略一冊を上る、遠東人參乾根葉併參實百餘種共

同十二年二月古和書中御收貯あるべきものに書目を上るべき旨、浦上五右衛門より下田幸太夫へ達す、同月和書御文庫に收むべきもの二百八十餘部書目を注上す、六月萩生總右衛門へ三五中録を校正せしめらる、九月京極黃門眞蹟の一帖長歌短歌古冷泉中納言爲久卿へ賜はりし事叙感淺からざるの旨女房奉書到來す、十月政治要略の異同を下田師古に校正せしめらる、十二月康富記二水記の宣胤記、百鍊鈔、管見記五部校合

べき旨を命せらる、御書物奉行へ目賀田幸助之を達す、

同十三年四月日光御社參の途中より、御小納戸を足利學校へ遣はされ、藏書を檢閲せしめらる、六月松平右京大夫頼安その儒員山井某が著す所の七經孟子考文を獻す、

七月秋生總七等に命じて七經孟子考文を校正せしめられ補遺を作る、

同十四年四月松平甲斐守家臣秋生總右衛門道濟其父茂卿が著述の度量考を獻す同月浪人並河五市郎五畿内志編集に依て、五畿内處々にて舊記を尋ねべき旨水野和泉守より

京町奉行へ達す、五月醫員に命じて普救類方を撰せしめ板行せらる、十二

冊
典藥頭橋親顯が序に曰、頃日大君之を命す、彼天録石渠の書以巨家の備たり、邊鄙窮巷醫藥に乏き者のごとくに至りては、小民の患る所にして人綱の漏る所なり、

是に於て辱く醫員林良適丹羽正伯に命じ、官庫の群籍を點檢し捷方單方を搜羅し其至要を選び、品味亦四五許、方法八九に過す、繕寫初て畢り特に臣親顯をして披閱せしむ、之を目して普救類方と曰ふ云々、」

十二月松平右京大夫輝貞その父美濃守信興が撰著の甲冑の書を獻じ又繪卷物を上る

親筆の馬の繪を輝貞に賜ふ、是歲禁裏へ文獻通考百廿冊續文獻通考百冊を進獻せらる

同保十五年官刻普救類方書肆より諸國へ活布すべきに依て、望の者は購求すべき由御代官へ令せられて同月普救類方望の者は購求すべき由市令あり、三月是より先足利學

校御修履願出るに依り、廿九日黒田豊前守宅に於て、學校は御由緒もあり且は藏書上覽に入たるを以、姑く當分の雨漏防致すべき旨にて御金下さる、是歲山槐記御藏本十

五冊の外十二冊、京都に於て應永の古寫本を以補寫せしめらる、是より前秋生總七に校寫せしめし故唐律疏義を、旨あり此年清人沈燮庵に校閱せしむ、
元文元年秋唐清の刑部尚書關廷儀に此書の序

を献上す
同十七年五月贈鎮守府將軍義重朝臣眞蹟文書二通世良田長樂寺へ納めらる、是吉田梅

庵が上りし新田岩松文書の中なり、
同十八年正月是より先十一曆算全書の寫并譯を建部彦次郎賢弘に命せらる、賢弘中根

某と謀り此に至て校上す、十一月吉野吉水院所藏新葉集沙彌充長新寫して獻上す、同十九年正月丹羽正伯書物編集の諸物類纂に依て、諸國の物産同人搜索演説すべき旨仰出さる、二月伊勢家流の書物四卷伊勢平藏貞丈獻上す、是月廿九日時三賞賜あり四月禁裏御所望に依て禮儀類典全部十箱進獻せらる、同月六日傳奏中山大納言兼頼同西三條大納言公福より松平左近將監酒井讚岐守松平伊豆守への書狀に曰、

先達て仰進せられ候禮儀類典、此度出來に付全部十箱之を御進獻遊され、早速披露を遂候處、御感斜ならざる御事に候誠に水戸源義公殿より大部類聚せられ、改正の御書物之を進獻せられ、永々御重寶遊ばさる可くと厚く御満悦の御事、此旨宜く言上あるべく仰出され候恐々謹言、

八月伶官より左方舞曲譜一冊を獻す、十二月林大學頭より金玉掌中抄を獻す、是歲仁風一覽是は去十七年西園總内飢る所の民を賑恤を禁裏日光へ進獻せらる、同廿年正月明月記關本補正すべき旨御書物奉行へ傳へしめらる、九月補正畢る、旨を

得て補遺二卷附録一冊は水戸家の本を以寫し、記略一卷は林大學頭藏本を以寫す、十月松平甲斐守家臣秋生總右衛門道濟父茂卿が著述の學律考を獻す、

元文元年正月仁風一覽の書望の者は買取べき旨市令あり、三月類聚國史を訂正し一本に刊定すべき旨、御書物奉行へ命せらる、五月園太曆關本一冊林大學頭補寫進呈す、八月日本後紀纂圖太曆校合のこと御書物奉行へ命せらる、九月新渡書圖集成繪圖六百六十卷御覽に備へしに、不審の品これあり圖書集成繪圖を御書物奉行に校閱せしめらる、十月中右近水戸家の本を以關卷參考のことを御書物奉行に命せらる、此月の末圖書集成本書考一冊御書物奉行進呈す、圖書集成繪圖は長崎へ返却され追て全書將來すべき旨令せらる、明和元年二月に至りて全部六百〇九千九十一月下田幸太夫をして日本紀類を校訂せしめ、清和記を標出せしむ、同月類聚國史校合本五十冊成る、御書物奉行呈上し土岐左兵衛佐を以御覽に備ふ、十二月七日諸家より呈進の圖書并に重本廿二同文二年三月松平加賀守吉治が藏本、飲膳正要を寫して獻せしめらる、九月豊島郡瀧

野川村飛鳥山へ櫻樹を植しめ碑石を立らる、碑銘鳴鳳卿に命ぜられ九月廿六日銘文御覽に備へ四月十一日二石を立たるなり 同三年二月流鏑馬之記を近藤半助壽俊に命じて記せしむ、八月に至り高田流鏑馬圖畫及び詞書を献す銀五枚を賞賜せらる 五月是より前二條家火災に罹り、日次記焼亡するに依て、御本を鈔寫惠送せんことを請はる、即ち御小納戸より台記玉海玉薬の別本を出され、殿上の間にて御文庫御本と校合書寫せしめらる、

同五年七月是より先紀州より御取寄ありし慶長活字銅版群書治要一部大藏一覽二部御文庫へ納めらる、閏七月京都樂人豊伊賀守家藏の掌中要録を新寫せしめらる、御本錯簡あるに依てなり、同月大阪富商籍没の類聚國史を御文庫本と校考すべき旨、小堀土佐守より御書物奉行へ達す、九月青木文藏、寺社奉行支配なり御役無名、甲州國中へ廻り所にて書籍舊記等搜索すべき旨、甲信二州へ御代官より達す、寛保元年正月木村彌十郎高教西丸御慶敷ちよじつ御用人なり著述せし武徳編年集成九十三卷を獻す、二領 後又著す所の四戦紀開長篠御陣圖を奉る、四月青木文藏に武藏國中の舊書古記を

採進すべき由命せらる、
同二年四月青木文藏を相州豆州遠州参州武州金澤へ遣はされ、書籍舊記等を搜訪せらる、七月大阪御陣始末記編纂の事林大學頭同百助、御書物奉行桂山三郎左衛門へ仰付らる、

同三年七月臣軌異同校合すべき旨、御書物奉行川口頼母へ小堀土佐守を以仰付らる、同月深見新兵衛所藏天工開物を御文庫に於て繕寫せらる、八月林大學頭桂山三郎左衛門編集仰付られし記録十冊淨校成て左近將監へ出す、
延享元年九月册府元龜、續文獻通考、圖書編、右編、函史編、説文長箋、品字箋、百川學海、玉海、以上九部唐國、詠遺す可き旨仰出さる、此書の中六部船來同四年十二月御文庫收 類纂に載する外に甘蔗の植方砂糖の製法府志の外にも見出し考ふべき旨、土岐左兵衛佐へ申渡さる、
同二年三月家々に持傳へたる日本の記録日記類の書籍、外題冊數を目錄にして呈進す

可き旨仰出さる、九月水戸殿より禮儀類典引用書を獻せらる、同月鳳岡全集六十七冊
林大學頭獻本御文庫へ納めらる、十月左兵衛佐より先達深見新兵衛掛にて認め上し甘
蔗考一冊、聞へ易き様に和點を加ふべき旨仰出さる、旨申渡さる、
同三年三月貞觀儀式十一冊累年小堀土佐守奉はり、羽倉藤之進に校合せしめ頭書し
て呈上す、八月蜷川將監親豊家に傳來の記録足利家以所日記類書狀類千枚餘御覽に備
ふ、九月禮儀類典引用書名を拔萃して呈進すべき旨御書物奉行へ令せらる、十月貞享
曆差ひ之あるに依て補曆の事西川忠次郎へ仰付らる、

公潛邸より既に意を天文曆算へ用ひられ繼職の初寄合建部彦次郎へ曆算の事を親問
せられ、又京の銀座中根文右衛門へも下問あり、紀州の良工加藤某に大渾天儀を作
らしめ享保三年自作の測午表を吹上の庭に設け同年西川如見を長崎より召て其著述
を呈せしめ、延享元年簡天儀を親制せられ、神田佐久間町へ天文臺を設けられ簡天
儀を置かる、惜の哉公の薨せられし後其事熄み神田天文臺も寶曆七年に廢したり、

同享四年冬丹羽正伯に命せらる、所の庶物類纂一千五十四卷全部竣工す、

此書は元祿寶永の間松平加賀守稻若水をして編集せしむる者にして、前編三百六十
二卷は享保四年献上せり、又享保元文の間丹羽正伯へ台命ありて後編は六百三十八
卷合て増補五十四卷を編纂し此に至て功成しなり、

公は徳川氏中興の賢將にして、文武共に之を更張せられたることは諸書の記する所に
依て知るべし、上來歴擧する所は特に文學に關係するもののみ、然も尙茲に特筆せざ
るべからざるは本草學の公の時より大に進みたる事是なり、前に記する如く稻若水丹
羽正伯の編纂に係る庶物類纂即ち植物に就てのもの一千五十四卷の大部に至る、然れ
ども是は机上文筆間の事なるが、更に阿部將翁といへる奥州盛岡の人、深山幽谷を跋
渉し植物採收に勉め、足跡殆ど全國に遍き奇傑あり、享保十二年四月俸米二百俵を賜
ひ宅地三百坪を本所相生町二丁目に賜はる幾くも無く藥園を城東三十間堀に闢き、將
翁に諸の藥材を種糞する事を監せしむ、將翁は一百四歳まで存命し寶曆四年に歿せり

其後は門人田村元雄之に代る、藥圃も亦小石川に移さる、茲に養生所を立られ孤獨の者を治養せしめらる、御醫師は小曾清より日々數人出精して療治を施す町奉行支配也 將翁曾て人參を種て民用に備へんことを建白す、從來海外より求め民庶容易く服するを得ず、野語に人參湯を飲て首を縊るといふ、官其種及び苗を朝鮮より取り寄、將翁心を盡し之を培養して花實を着け、遂に能く繁生し世用を爲す俗に御種人參と稱せし是なり、此小石川藥圃は今の植物御苑の濫觴にして、養生所は慈惠醫院、養育院の類といふべきか、將翁物産の學を享保年間部の人後藤桐庵(江戸)平賀鳩溪(讃岐)大田大洲(上總)内田南山(丹波)宇津國(江戸)等みな本草學を以て名を世に擧たり之を概述する者絶えず近ごろ物故せし伊藤圭介翁の如き又是なり 延享元年二年の條下に、甘蔗云々の事を記せしが、我邦に甘蔗を栽植して砂糖を製出せしは實に公の獎勵せられし所なり、明治十三年三月大阪に於て我政府(勸農局商務局)は綿糖共進會を開かる、當時同會の委員半井榮氏が此會開設の要旨を述たる言に曰く、

永祿年中から慶長元和へかけて支那和蘭の交易始り云々、砂糖はその頃から追々に

渡つたであらふ、併し此頃では重に藥用につかふた故砂糖の味を知たものはまだ世間に少なかつた、其後追々砂糖をつかひ覺ゆ、又干菓子羊羹饅頭など種々の食品を造出てからは、年々四百三十萬斤正徳年間(五代將軍の時)の調査ほど外國より買はねばならぬ様になつた、かやうに砂糖について日本の金を外國に取られるのは返すぐも歎かほしき事と、徳川八代將軍が深く心をこめて、享保十二年、琉球から甘蔗の苗を取よせ、薩摩の島大島にては慶長のころ支那から苗を傳へた云琉球も前後の時代ならん是が我國で甘蔗の傳來した本源じやしかし他國へは弘んだをを試み、關東又は東海道西國筋へも苗を分て栽させ、百方手を盡したけれど、五十餘年寛政での其間は諸國に良砂糖は出来なんだ、其上手間雑用ばかり多く懸て引合はず、一旦始めたものも身代を減し終には氣根盡さてやめる様になつた、其ころ泉州日根郡の子守謠に

甘蔗つくるなら薦からつくれ

かんじや畢功たら薦かぶれ

と歌ひしは、甘蔗を作る時は必ず零落て乞食非人の身となるぞと人を誡めたる意なるべし。

此土謠にて甘蔗の利益なかつた事が知れる、右の次第もるよき砂糖は日本では逆も出来ぬものと皆諦て居た中に、猶根限り骨を折て製法に工夫を凝した者だ、

砂糖の製法は寛政の頃讃岐國から開け初め、舶來にも劣らぬ佳品を作出し、其後追諸國に廣まり、文政の末天保の初から益盛になり、夫からは甘蔗で身代を興す者多く、例の薦かぶれの謠は眞の昔話となつた、舊藩々にも或は爲替金又は肥料の元仕込など、色々世話をしたそれ等の關係から砂糖の産出は夥しく殖れた、今

一二の例を擧てみれば讃岐高松藩で天保七年より安政六年まで廿四年甘蔗の植付段別四萬九千二百六十三町五反十四歩、一反より白下砂糖六樽を製すると見積り、十二萬三千百五十八樽となる、右の通甘蔗は諸國共年々殖ねばならぬ譯なれど、其時世では種々の法令あつてさうもやかなんだ、例へば(第一)本田に甘蔗を植付るを許さず

其實米の出來ぬ處も作るこゝならす中(第二)製法を他國へ傳ふる事を許さず(第三)株鑑札には役人見廻り引拔せた領主もあつた(第四)製法を他國へ傳ふる事を許さず(第三)株鑑札などはあつて自儘に砂糖を作り賣出すこと叶はず(第四)砂糖を榮耀物とし、これを用ふるを禁じたる事云々

惇信公九代將軍 家重公

公は吉宗公八代軍の同じ公達の中にも、繼嗣たるべき御方なればにや、ことさらに表立しくかしづき育立させ給ひける、文學は室新助直清を伴讀とせられ、武藝も各其人を選み學ばしめ玉ひけるに、もとより御性質は寛厚にて威儀は嚴格にわたらせ給ひしとぞ、

享保十年二月宿老安藤對馬守に嘉辰令月の四大字を親書して賜ひけり、公いまだ長福君と稱せられしほどの事なり、此對馬守は御幼年のころより付添參らせしかば、ことに御親み思召ける故とぞ、

公は多病に渡らせられけるが、好古の志深くおはして、延享四年奥御右筆徳川八右

衛門親雄が家に、先祖彦右衛門親熙が時より傳へたりし代始和抄を召て御覽せらる、又笏の古製を搜索せられ、其頃田安右衛門督宗武卿はさる有職にておはしければ、特旨もて考へ奉らしめたまふ、卿古書を檢索して考ふる所の事ども未だ聞へ上るに及ばずして、公昇退したまひければ、卿も深く歎かれ後に其考へし説を繕寫し三縁山の靈廟に進薦せられしとぞ、

元文三年五月日次記校合抄寫仰付らるる二條家へ送り、寛保三年八月天工開物寫仰付らるる原本の出處、寶曆三年九月延喜儀式并に弘安格式新寫仰付らる、板倉佐渡守より御書物奉行へ、「右二部は此度禁裏に御進獻に付御藏御吟味の處、御藏にも之なき由御書物奉行申聞候に付新寫仰付られ、御藏へ納置候様之を仰出さる」と見わたり、

同年十一月八日の冬至に方り、京都土御門三位安部泰邦梅小路館に於て立表測量推歩規式を行はる、江戸より天文方澁川圖書西川忠次郎上京す、澁川家遠祖は安井算哲といふ

じたる由を吉宗公御聞あり貞享元年十二月天文方を仰付られ貞享曆法撰述仰付られ始て頒行に相成西川忠次郎は如見の子にて如見は長崎へ歸府

寶曆四年甲戌十二月十二日貞享曆を改めて新曆を行はる、是を寶曆甲戌元曆といふ、

貞享改曆以後是迄貞享曆相用候處違之あり候に付測量仰付られ、今度京都に於て改曆宣下、曆號定陣義遂行せられ新曆號寶曆甲戌曆と相定られ候、之に依て來る

亥曆より新曆頒行の事に候」と觸らる、

同五年乙亥頒行の曆面に載する所の文、曆本には寶曆五年きのこのいの新曆とあり同六年曆本には寶曆甲戌元曆貞享以降數十年を距て、一曆を用ひ其推歩天と差ふ、今表を立て景を測り氣朔を定めて新曆を治め、以之を天下に頒つ、

一曆面にいむ日は多しといへども、吉日は天しや大みやうの二つのみにて、世俗の日取立がたかるべし、仍今天恩母倉月徳三つの吉日を記して知しむるものなり、

一彼岸の中日は晝夜等分にして天地の氣均しき時なり、前曆の注する所是に違へり故に今よりその誤を糾し夫を附出す、仍て前曆の彼岸と春は七日進み、秋は三日す、

むものなり、
一晝夜を分つこと世俗の時取感多し、仍て一たび翌の字を附出すといへどもなを其ま
ごひ解がたし、故に夜半より前を今夜と記し、夜半より後を今晚と記するもの也、

土御門 從三位陰陽頭 安部 泰邦

澁川 圖書

門人天文生 源 光洪

浚明公十代將軍 家治公

公は文武の御學び怠らせ給はざりし中にも御讀書は有徳公吉宗わけて沙汰させられ、
國家を治る御身にしては聖人經國の要、和漢治亂の事實に暗くしてはなりがたしとて
日々の如く儒臣をめして經書はさらなり、和漢の典籍を進講せしめられしが、成島道
築信遍格同 朋ははじめより御側を離れず伺候せしめられ、聖賢の嘉言善行よりして和漢
古今の治亂興廢を話のごとく申奉り、御伽の様に侍らせらる、御年たけさせられて

も前後漢書三國志などのことは、くはしく暗記したまひ、時々近習の人々に御物語あ
りしといへり、
無點の唐本何にてもすらくくと御よみあり御晩年には多紀安元元惠 奥醫師後法印などを
もて御伴讀となされしとぞ、同人の語りしは將軍家は中々尊貴の御學問には非ず、眞
に博士風の御學問なりとひそかに感服し奉りけり、また成島忠八和鼎をば御休息
の御座所又は御茶屋に召して御質問ありいかにも好文の將軍家にてましくけること

ひそかに感歎し奉れりとなむ、
明和二年四月奥醫師多喜元孝願により、神田に地を貸され醫學館を建、諸醫の子弟を
して業を學ばしむ、是私立醫學館に官より 助力せらるる始なり

醫學館は 俾ありとて是を聖壽館と號す神田佐久間町に拜借地仰付られ諸醫の子弟
を教育す、諸醫の其科に名ある者日々出席して書を講ず、後元孝が男安元元眞父に
繼で其業を修め教授し來りしところ明和九年二月講堂災に罹りしかば私財を以再建

し、安永二年諸醫より醫學館へ寄附物の銀差出へき旨諸向へ仰付られ、毎年此集物の銀を以て學館の費用に充つ、天明六年正月醫學館再建に付、當年より毎年二月中旬より五月中旬まで百日が間諸藝の子弟并に醫道に志ある者は學舎に止宿致させ醫道教育候間望の者は罷出へき旨御書にして仰出さる寛政二年に至りて改正あり純然たる官立醫學館となれり、

同年五月新曆調を佐々木文次郎に命せられ牛込に測量所を置かる、

同四年の曆面に附載せし文に曰、

今まで頒行ふ所の曆日月食三分以下はしるし來らず此たび命ありて淺食といへどもことごとく記さしむ、しかれども新曆しらべ未だおはらず、よりて今までの數にならふのみ、

同五年の曆面に、

寶曆の新曆日月食三分以下はしるし來らざるを、命ありて淺食といへどもことごとく

とくしるせり、しかれども新曆しらべいまだおはらず、しらべおはらば更にのへ告て頒ち行はん、

同八年新曆調事畢る、同年の曆面に曰、

寶曆の新曆調なる命をうけたまはりしことより後は、しらべたる法數を以て頒ち行ふものなり、

天明二年五月淺草片町裏通へ天文屋敷を移さる、

天文臺の事は前々代吉宗公御取立あり、薨去の後寶曆七年に廢せらる、其後家重公

御代明和二年六月、天文方吉田四郎三郎勤役中、牛込薬店光照寺前火除地へ新曆調

御用所御取立になりし所今度淺草へ移し司天臺を築かれ、天文方三家その外下役出

役等あり、此月閣老より御目付へ「頒曆調御用所淺草司天臺に申合一人づゝ見廻申さる

可く候、先年測量所へ見廻候節の通相心得らるべく候」と違あり、

嚴有公綱公の後特に畫を好ませられしは此公なり、公の描法遠く宋元の妙に至られ

古畫を模寫し玉へるは眞偽を辨じがたかりしとぞ、當時その道の宗匠と呼ばれし狩野榮川院典信。養川惟信。永徳高信。慶舟廣高なども、及びがたきことを感服しけることなり、されば内勅により禁裏へも獻せられ、輪王寺の宮よりも請ひ奉りて進せられし三家の方々并に老臣近習の人々へも賜はりしこと度々なり、公が畫幅におさせ玉ふ御印の字は、成島忠八郎和鼎をらみて桂川甫三國教醫篆刻したるを常に用ひ玉ひしとなり、其文は政事之暇。忠賢惟所親。天之祐。明德。天保。良哉。梅風薰四方。雲接蓮來常五色等なり、そのうちにも思召に叶はれし繪には政事之暇をおし玉ひ、梅風薰四方はおとりたると思召されしにおされけるぞ、公閑暇の時には年久き近習の人々を召し、乃祖有徳公の遺事を問はせ玉ひしが、或日高田のあたり鷹狩し玉ひやがて假殿に休らはせ人々に酒を賜ふ、其時彦根久敬茶坊主と云者、同く酒たまはるべしとて進出しに小性柴田修理亮勝房におほせて久敬に酒多く飲せ、享保の頃御繪にあづかりし事の物語させよとありければ其由を傳へけるに、

久敬質撲直實の者にて、差當り申べきこともなく、唯有徳院殿常に某が師の岡本豊久同朋に仰せられしは、繪の事は極て丁寧に意を用るをよしとす、性急にては精微に至ることを得難し、されば繪をこふ人の方にては急ぎ催したつるは畫事知らぬ者のすることとなり、速かなるを求むるよりは巧みなるを求むべきなりと常々仰ありしとなり、如何なればかやうに末技までも至り深くまし〜けるにや、汝等も畫を學ぶには随分と丁寧な心を用ひよと教へ諭しつる由申ければ、此座に列りし人々久敬何事を申にやと思ひしに左計の事は誰も知ることなり、事々しく申出べきことにも非すと笑ひければ公物蔭より聞召し笑ふ者を制し玉ひ、かれが申條予等深く取所ありとて御喜色ありしとなり、これより先少く火急の御癖あり、諸畫工へ命せらるゝにも必ず日を限り急ぎ玉ひしが、此詞を聞召されし後はたゞ丁寧にとのみ仰せあり更に急ぎ玉はざりしといへり、書畫を鑑定遊ばさるゝ事もまた勝れさせ玉へり、諸家の秘藏はさらなり古寺舊祠の什

物なども召て御覽せられしが、いつも筆者の名印をば御覽せずして是は誰筆かは誰
書といふことをよくあてさせられしと、其が中にも鎌倉建長寺の子院に年久しく收藏
せし牡丹の大幅は殊に御賞美あり、内々の御沙汰として献上せしめられしも、筆者は
知れざりしに、御みづから宋趙昌の筆と御審定ありしかば、當時賞鑒の名を得たる榮
川院典信も手を拍て感服せり、其寺へは公の畫かせられしを装演して賜はれり、
平素公は遊戯に渉る事までも御慎みあること敷々なりし、中にも畫の讀に詩歌など書
ながし玉ふに、若文字の畫をあやまり假名遣等の違ひありては、恥を後世にのこすな
りとして、天明三年の春ごろよりは御書畫成りし度毎に成島和鼎を御次にめし拜覽して
差誤を正さしめられしといふ、

文恭公十一代將軍家齊公

天明七年二月昌平坂聖堂火災に罹るを以、權に釋奠を停めらる、同年九月に至りて聖
堂成り神位を遷す、儒員人見稱行七之初獻の禮を行ふ、勘定奉行松本伊豆守秀持作事

奉行横田大和守松房工役を董す、遷祀は安永の故事に従ふ、但前將軍家の喪に依て奏
樂告文を停む、巳にして講を仰高門に開き士庶をして聴かしめ、又御旗本及び諸藩士
の經に精しき者に命じて各講釋せしめ、閏老參政以下諸有司蒞て檢聽す、講者には
賜賚せらるゝこと差あり、

八年正月昌平營の廳堂仰高門を修拓せしめらる、五月輔佐職松平越中守定信是より
先正月廿九日禁裏炎上に依り御造營の役を董さんが爲京都に抵り、巳にして伏見八
幡を巡視し遂に大坂に抵る、本府の人中井積善を召見し政事を問ふ、積善退いて草莽
危言を著し、得失を條陳し以呈す、積善又逸史を草して之を上る、定信此事を上陳
し銀錠を賜はる、

寛政二年六月柴野彦輔邦彦、岡田清助恕を召出し學政を佐けしむ、後邦彦朝綱を統へ
邪徑を塞ぎ貨賂を禁じ姦王を辨じ力役を節し冗費を省き移封を罷る等の事を建議す、
而して首に君學を論ず、官之を嘉納す、其文詳悉確切比ひ罕なりといふ、八月二十六

物なども召て御覽せられしが、いつも筆者の名印をば御覽せずして是は誰筆かれば誰
書といふことをよくあてさせられしと、其が中にも鎌倉建長寺の子院に年久しく收藏
せし牡丹の大幅は殊に御賞美あり、内々の御沙汰として献上せしめられしも、筆者は
知れざりしに、御みづから宋趙昌の筆と御審定ありしかば、當時賞鑒の名を得たる榮
川院典信も手を拍て感服せり、其寺へは公の畫かせられしを裝演して賜はれり、
平素公は遊戯に渉る事までも御慎みあること數々なりし、中にも畫の讀に詩歌など書
ながし玉ふに、若文字の畫をあまり假名遣等の違ひありては、恥を後世にのこすな
りとして、天明三年の春ごろよりは御書畫成りし度毎に成島和鼎を御次にめし拜覽して
差誤を正さしめられしといふ、

文恭公十一代將軍家齊公

天明七年二月昌平坂聖堂火災に罹るを以、權に釋奠を停めらる、同年九月に至りて聖
堂成り神位を遷す、儒員人見稱行助 初獻の禮を行ふ、勘定奉行松本伊豆守秀持作事

奉行横田大和守松房工役を董す、遷祀は安永の故事に従ふ、但前將軍家の輿に依て奏
樂告文を停む、已にして講を仰高門に開き士庶をして聴かしめ、又御旗本及び諸藩士
の經に精しき者に命じて各講釋せしめ、閏老參政以下諸有司蒞て檢聽す、講者には
賜賚せらるゝこと差あり、

八年正月昌平坂の廳堂仰高門を修拓せしめらる、五月輔佐職松平越中守定信是より
先正月廿九日禁裏炎上に依り御造營の役を董さんが爲京都に抵り、已にして伏見八
幡を巡視し遂に大坂に抵る、本府の人中井積善を召見し政事を問ふ、積善退いて草茅
危言を著し、得失を條陳し以呈す、積善又逸史を草して之を上る、定信此事を上陳
し銀錠を賜はる、

寛政二年六月柴野彦輔邦彦、岡田清助恕を召出し學政を佐けしむ、後邦彦朝綱を統べ
邪徑を塞ぎ貨賂を禁じ姦王を辨じ力役を節し冗費を省き移封を罷る等の事を建議す、
而して首に君學を論ず、官之を嘉納す、其文詳悉確切比ひ罕なりといふ、八月二十六

日皇居新に成る、是より先祭酒大學頭林信敬儒員柴野邦彦旨を奉て賢聖障子圖を作り獻呈す、更に朝廷の博士高辻福長五條爲徳を経て議を定め以畫員住吉廣行等に授けて之を畫かしむ、凡八障東西分設す、東は則馬周房玄齡杜如晦魏徵諸葛亮。蓮伯玉張良第五倫管仲鄧禹子產蕭何伊尹傅說太公望仲山甫の十有六圖を列し、西は則李勣虞世南杜預張華羊祜楊雄陳寔理國桓榮鄭玄蘇武倪寬董仲舒文翁賈誼叔孫通の十有六圖を列す、各障の背面亦白練を以之を貼り禽鳥花木を畫く、金彩繪飾爛然として寬平の舊に復すといふ、天皇御製五古一章を公に賜ひ之を嘉賞し給ふ、

遙慕周文園不羨漢武臺。舊章一是率。新築本非僞。百工忽告竣。整駕自東回。拭目向城雉。城雉亦美哉。九重舊九重。兩殿應規矩。四門總崔嵬。燕雀鏡簷集。櫻橋接階栽。豈其爲逸豫。講禮共徘徊。委佩群僚會。將幣九州來。素心既已定。起臥感鹽梅。欣然歌思動。乙夜薄言裁。

公宸翰を親模し副るに家守の刀一口を以して輔佐松平定信に賜ふ、總督の功を褒するなり、是役天皇及び上皇貞次宗家の雌雄刀朗詠集三十六歌仙色紙を定信に賜ふ、亦役を督するを褒せられしなり、

同三年四月輔佐松平定信諸閣老と俱に昌平園を視て學政を講す、閣老學を視る此より始る、此月新に昌平園祭器庫を修す、九月伊豫人尾藤良佐孝肇を辟て儒員に列せしむ是より先輔佐松平定信儒員柴野邦彦に命じ儒人の齒徳ある者を選ばしむ、邦彦其友立原萬に諮ふ、萬曰尾藤孝肇その人に非ずやと、邦彦言上して之を擢んず、而て孝肇之を知らず、孝肇江戸に來る萬見わす、後職を辭し孝肇亦老を告ぐ、是に於て萬往て之を訪ふ、適ま孝肇尊に在り竟に見るに及ばず、幾もなくして歿す世皆その神交を稱すといふ、

同年三月 政十月醫學館を改正せらる、
醫學館の事は 治明公家 御代明和二年四月、奥醫多喜安元元孝乞て神田佐久間町

の拜借地に講堂を建て、諸醫の子弟を教育す、其子永壽院元徳父に繼で之を教示せし所、是歲其制を改められ官の醫學館となる、多喜永壽院其子安長をして其事を司り、官醫及び其子弟をして教育せしめらる、此時より譜醫町醫の教示を止めらる、今年より學館費用として町屋敷一ヶ所毎年金二百兩を付られ御徒目付より出役して其費用を會計す、醫學館雜事役御目付支配兩人役宅に住す、此御改正仰出されし時永壽院元徳を召され、父元孝學館を建しより已來火災に罹ると雖も私財を以て改め作り元徳に至りても猶其業を修め、教育の事により申むねありて厚く心を用ひしを賞せられて金百兩を賜ふ、文化三年三月佐久間町の學館焼亡し同年是を下谷新橋通りに學館を新築せられけり、抑も此醫學館の規制は官位成學の外寄合小普請の者、并に奥醫寄合小普請の子弟四十歳已下の者をして教育せらる、四十歳已上は自分勝手に勤るは格別、その餘は諸醫の會と稱して一年に三度學館に集會するまでなり御教育の役とは先取締方世話役と稱し、奥醫寄合より五人御手當は十五人扶持、館

主多喜氏へ三十人扶持下され、同く手傳と稱して寄合御番醫より四人銀七枚づゝ下され、講書方と稱し奥醫寄合御番醫諸科の家の人之を勤め銀十枚づゝ下され、調合役取締小普請或は部屋住より六人、隔年銀三枚づゝ下され、讀書教示と稱し小普請より之を勤む五人、三年目に銀三枚づゝ下され、讀書方取締と稱し同席より之を勤め三年目に銀三枚づゝ下され、調合役と稱し同席より勤め、五年目に銀三枚づゝ下され、講書は三八、素讀調合は毎日なり、さて町家の病人三八の日に出席の御醫師五六輩をして診脈して案を記して入札にせしむ、世話役の人々衆議して入札相當の者をして療治せしむ、轉法轉藥等の事は病人調と稱し、八の日に世話役手傳又は御番醫より手傳にも進まんとする人は是を勤め、療治方は専ら小普請の輩或ひは部屋住の者は是を勤む、御番醫に擧げらるれば是を許さる、藥種は勿論官より給與せられ日病家より學館へ参り御藥頂戴す、調合役の者は是を勤む、病人診察は朝五ツ時より九ツ時に限る、今日の午前八時より正午十二時係役の者は食事御賄を下さる、

此の如き組織にて兎も角醫學を講究し、また實際に患者診察投劑の事も取扱はれたれば、當時奥醫の某院法印など稱する國手の診察をうくる事も得たるなり、今より視れば猶幼稚なれども今の醫科大學大學病院などに類する設備は、早くも明和二年に今より百四創始し、寛政三年に官立となりしは、即ち今明治四十二年より百十八年の十二年前

昔時に在り、往時は官民ともに醫術衛生の如きは全く等閑に付せしもの、如く速断する勿れ、同寛四年四月昌平齋の廳堂を修し、教官の邸を新修す、是より先林大學頭信敬儒員柴野邦彦岡田恕尾藤孝肇等學政を議し修擧を請ふ、昨年の秋命あり此に至りて役を竣る、五月松平陸奥守齊村の家臣林友直平を其邑に禁錮す、友直慷慨氣節を喜び、最も意を邊防に留む、嘗てその著海國兵談三國通覽を梓行し、極めて外寇を論ず、幕閣の議以爲く友直無根の説を張りて人心を煽動すと、命じて其板を焚き之を禁錮す、文化丁卯の歲に至り魯國の賊蝦夷に寇す、世友直が遠識に服す、九月寄合番士と小吏の未

だ調を賜はらざる者及び其子弟に命じて、經を講せしめ文を昌平齋に撰ばしめ、甲乙科を設けて之を課す、若年寄堀田正教及び祭主林信敬儒員柴野邦彦岡田恕尾藤孝肇等之を監す、己にして儒員互ひに書を齋内に講じ、御旗本の諸士をして聴聞せしむ、此歳の九月に行はれたる所の甲乙科を設け云々は、支那の科擧の制に模倣したるものなるべけれど、その試業を以人材を選抜する方法を用ひたるは、所謂武斷專治にして官職を世襲したる昔時に於ては、一大革新ともいふべし、されば此年より寄合御番衆小普請并に總領二男三男厄介の者、御目見以下の者同斷、學問御試あり四書小學を以て二科とす其餘は五經歴史并に論策等の作文、人々學ぶ所の淺深によりて、前年に御試う可き書目を係り御目付へ出す、一科にはづれたる書目を書出ては本の吟味にならず附御吟味にて宜く致しても御褒美なし、さて御試の日限毎日の定日ありて其日朝五時揃御目付出席、御係堀田攝津守殿御渡し、御出題の書目何書の内何の章と大字に書して張出さる、論策等も是に同じ、人々是に就て其辯

書及び作文等認め黄昏を以限となし乘燭を禁せらる、後日御儒者其辯書等をららび
解義よろしき者を三段に品し、上科は家督の者は時服二部屋住は銀十五枚、中科は
同断巻物三同断銀十枚、下科は同断御言葉にて御譽なり、御目見以下の者は銀を下
さる、上中下の科部屋住と同じ下され者之ある者召して下さる、爾後四年毎に春一
度づ久しく行はれたりき、中村敏字翁の如も此の試たは太田直次郎人と號す寛政六年この
御試をうけたる次第を自記せし、科場窓稿と題する一書は其模様を詳記せり、今は
その一斑を抄出して當時試場の概況を知るの便に供せん、
御目付中川勘三郎外二名よりの達

神尾市左衛門組御徒

太田直次郎

外敷名

右は來月三日學問初場の御吟味有之候間右之面々朝五ツ時聖堂に罷出候様御達可有

候尤平服之積り書物小學論語持參候様可被致候以上(但焼飯被下候間左様御心得可
有之候)

當日林大學頭殿四ツ時御出席堀田攝津守殿被仰渡候由出題張紙出申候

小學内篇敬身

樂記曰君子致聲亂色章

論語子路

仲弓爲季氏宰問政章

論語雍也

冉求曰非不說子之道章

張紙

該解假字抄之類持參相成不申候

其前に銘々硯筆墨料紙美濃紙野引十御渡之あり相濟候て硯筆墨とも相返し申候硯は臺

に載せ之あり

焼飯 香物淺漬 味噌 張紙御一人前七つ宛三席に分之あり仕切之ある板に御目見以上御目見以下羽織格と記し之あり候答辯は章意。解義、餘論。字訓を解義の前に加へしもあり

是は二月三日にて次は廿二日朝五つ時聖堂へ罷出へしこの達あり、此日の試験は詩經十四人書經十七人易經二人合三十三人の受験者にて太田は詩經なり、當日休息所并場中に張之あり候書付

一辯書暮時前迄に差出さるべく候、燭臺は出し申さず候
一席上随分物靜に致さる可く候、學事たりとも相互に咄合無用に候、

又

諺解假字抄の類持參相成申さず候

御目付森山源五郎殿林大學頭殿出席堀田攝津守殿 若年より御渡成され候由にて題

長押に張申候各別紙なり

易 上經 謙 易 上象傳 泰

易 下繫辭傳 知幾其神乎止萬去之望

書 舜典 帝曰咨四岳有能有典朕三禮節書

甘誓 全篇 書旅葵 玩人表德止篇末詩

齊風 鷄鳴篇 詩 大雅生民之什 河酌篇 詩 周頌閔予小子之什 般節

一當日城中御見廻度々之有り森山源五郎殿御目付林大學頭殿御兩人の節も之あり、岡田清助貞柴野彦輔上兩人の時も有之候二月廿一日廻狀より御目付にて廿四日歴史の御吟味に付朝五つ時より聖堂へ罷出へしこの達あり、太田は左傳初卷より十史記六十一の迄なり、他も左傳史記と前後漢書なり、當日の張出は

左傳 禧公二年 苟息假道於虞條

史記 管晏傳贊

漢書 李廣傳 陵至浚稽山與單于相值止單于下走

後漢書 酷吏傳序

今日は御目見以上十六人 同部屋 御目見以下十九人 同部屋 都合四十五人の所四人病氣 断都合四十一人に成る、

今日八つ時譯義出來致せし者二十人計別座敷の席につき候様 尤書籍一切持参いたし申さる様この事にて堀田攝津守殿より御問目各科に一條づゝ出申候一條づゝ御對申上べく尤も断り候ても苦しからざる由仰渡され、二十人程のうち漸く六人御對申上候、出題例の通張出之あり右張出後は小用に立候にも御小人目付差添行申候、

太田はあざやかに答へたる一人なり

前後漢書科 馬援一生の功業何第一と定め可申哉

左傳史記科 子産鄭を治る事業何を要といたし候哉

此次は二月廿七日 紀事文二首 同廿八日 文論一首 復の試験あり、例の張出の文に曰、紀事二

首の内一首は原文の字句にしたがひ認らるべく候、一首は勝手に引直し認らるべく候、

廿八日の張出は左の二通なり

賈誼論 一首

復文 一首

此年四月廿二日御城へ罷出堀田攝津守殿出席焼火の間にて仰渡され候

太田直次郎

學問出精一段の事に候此度吟味候處學術も相應仕候に付銀子被下猶出精可致候

此日御納戸にて銀拾枚を拜領仕候、(以上)

是歳の試験には近藤重藏も太田と同じく御目見以下が與にて、是は譽められたるのみ

心掛一段の事に候猶なりし由も見たり、

出精いたすべく候、昌平坂學問所丙丁にかゝり、其後聖堂はじめ假建なりしが學問所の

御座敷向ばかり成功せし時の令に、林大學頭信敬も時々出席講釋し、柴野彦輔岡田清助尾藤良佐は定日をたて講釋あるにより望の輩は意に任せて出べし又入門も勝手次第たるべしと松平定信をして傳へらる、「其後學問所に於て一統の考試あるべき旨仰出さる」こはすべて學問専ら御引立の御趣意により其試を望出る輩に限らず學術宜しき聞かある者は更なり、相應に解了する者までも遺漏なく調べて書出べし、學問厚く心掛る者若洩る事あらば、其頭支配たる者の落度たるべし精々泄ざる様念を入べし試の上は少老寄 對面の事も有べき旨宿老松平伊豆守信明をして傳へられ目付より普ねく觸知しめらる、「聖堂并に學館改造をはりて仰出されしは、今度學問所の法を改めさせられ、拜調以上以下をいはず子弟までも御教育あるべきため、其所を設けられしにより寄宿すとも通學すとも人々の便にしたがひ修行すべし、未だ落成には至らざれども格別の盛慮にて仰出されしことなればまづ此の旨を觸れ知しむべしと參政堀田攝津守正教傳へらる、「又令ありしは此度學問所改造落成により兼て仰出されし如く、御

家人の輩御教育あるべければ學問修行の志有ものは入學すべし、其事のよしは林大學頭衡監察小長谷和泉守政良羽太庄衛門正發尾藤良佐孝肇古賀彌助櫻に問はかるべしとなり又學問所に於て定日の講釋並に仰高門内日講の事も前々の通仰付らるゝにより志しあるものは意に任せて聽問す可とぞ」又仰出されしは學問は御代々御世記あらせられ、就中元祿家 宣享 保吉 宗の間厚く御引立ありし盛慮をつがせられ今度學問所において御教育あるにより人々相勵むべし、尤も文武の道一致の事なれば武藝も彌よ怠りなく心掛よと正教をして傳へらる、「此頃孝肇櫻學問所教授たるにより、座班は兩番の上前列すべし、併し惣儒者の格式を改めらるゝに非ずとなり、昌平阪仰高門内日講の事前々の如くに仰付らるゝにより、前にも觸知しめられし如く聽聞の志ある輩は貴賤をへだてずまかるべき由、是も同人をして傳へらる、「扱學館の法も日を追て整ひ寄宿して學ぶもの日々通ひて修業する輩數多し又年毎に一度年少の者の素讀を試られて物を賜ひ、年期を立て一統の學業を試みられ大城に召て賞賜あるの類、みなこれまで

代々になき法を新に議定せしめられ、稽古右文の化を廣め給へり、
又曰、或日大學頭衡を御座所に召寄られ機務の事ども御下問ありて刻を移し衡退さぬ
なほ御聲をあげられ召かへされしかば、とく立戻り拜伏すれば、學問所育英の効ある
やなど問しめ給ふ、夫に應せる事どもいらへ奉り、さまざまの御下問あらせ給ひし後
油断なく世話して用立者の出来る様にせよとの仰あり、衡かしくまり申て退りぬると
ぞ、これは聖廟御再造の事終りて學政を新に更張し給ひて、いまだ程たゞざる頃なれ
ばよくも御心づかせ給ひ、專職の事まで結局を戒めたまひし御心なるべしとて、衡も
深く感じ奉りしとぞ、
亦以て公が如何に學事に心をかけられ、人材養成に力を用ひられしかの一斑を窺ふべ
きなり、

同年寛政十月儒員柴野邦彦及び祐筆屋代太郎弘賢に命じ、畿内を巡回し遍く名刹の古
書畫を探討せしめらる、邦彦大和畝傍山神武天皇の御陵を經詩を賦して曰、

遺陵纒向里民求半死孤松數畝丘非有聖神開帝統誰教品庶脫夷流

廐王像設專金閣藤相墳瑩層玉樓百代本支躡不億幾人來此一回頭
末に陪臣無位柴野邦彦と署す、已にして入京し町奉行三浦伊勢守を見て談修陵に及ぶ
伊勢守乃ち其著二葉草を示す亦帝創業の難を言ふ、後近臣竊に邦彦の詩を録して台覽
に供す、公陪臣の二字を署するを恠み、輔佐松平越中守定信に問て曰、孤邦彦を列藩
より擢んで顧問の臣に充つ、未だ此稱を免かるゝ能はざる乎と、定信對て曰、若武臣
の天朝に於けるを論せば定信猶陪臣たり、況や無位邦彦の如き者を乎、公大いに悦服
せられしといふ、定信朝臣も柴野栗山も共に儒術を尊信して王霸正閏の論に熟するを
以、當時一般に幕府あることを知て朝廷あることを知らざる世なりしかども、流石に
其所見は大義名分に暗からず、左ればこそ定信朝臣その晩年には頼子成が日本外史を
喜びしなれ子成も朝臣の後援あるに依て幕吏の爲に文禍を買ふことを免れたり、而し
て海内勤王の論は子成が日本外史に動かされし志士の相唱和したるもの多からずとせ

す、是に由て此を觀れば徳川氏が孔孟の學を奨勵し、人物を養成せんが爲に力を用ひしは、間接に王政維新の風氣を養成したるものと謂ふべし、因に記す一日邦彦昌平翁に論語剛毅木訥の章を講じて曰、惟に東照公の興るや榛を披き棘を斬り、風に櫛り雨に浴し以鴻業を輔る者、率ね皆粗野寡黙の人のみ、其關左に従ふに及び或は之を嘲て曰、三河武士は剛毅木訥なり其人終身三河の風あり、然る後公の忠臣たることを得たり、今の人は則ち否らず、強笑詭言寵を固め祿を保つ亦至れり、是巧言令色なり、焉んぞ其君を賣る者に非るを知らむや、宜なるかな夫子剛毅木訥に與して巧言令色に與せざること、是三河武士の風仰慕せざるべからざる所以なり、邦彦經を説く毎に幕府諸公の言行を擧て以之を暢説す、聞者悦服す率ね此に類せりと、通儒と謂べし、同五年三月輔佐松平定信豆相房總沿海巡視の命を奉じ、鎌倉に至り鶴岡祠に謁し、徧く文庫の古書を閲し模寫冊を成して歸る、其權要に居り學を嗜むこと此の如し、四月祭酒林信敬卒す、特に岩村城主松平能登守の第二子衡に命じて嗣たらしむ、衡再び辭表を

上る允さず、衡祭酒となり上言して國學を増修し以文教を興さんことを請ふ、初昌平翁は信敬の別邸たり、聖堂ありと雖も猶林氏の私塾に屬す、此に至りて地と堂とを獻じ以官費と爲し、又官と議して詳かに學政を定め、特に學規五ヶ條を立つ、曰入學。曰行儀。曰修業。曰講會。曰放繳。職掌八條を定む、曰員長。曰司講。曰司計。曰司籍。曰司記。曰司賓。又學資の剩餘金を以書を購ふ、後一日公若年寄格加納久周をして衡が才を試みしむ 衡祝允明が墨帖中の字を集め詩を賦して之を獻じ、大に公の旨に稱ふ、七月和學館を衰六番町に修め温古堂といふ、替者塙保巳一を以寮長と爲す、保巳一は幼くして明を喪ひ、謠曲及び鍼術を學ぶ並びに成らず、而して固より衆盲人と伍するを恥づ、性又強記にして深く心を國書に留む、累歲拮据して古書殘缺を集輯して群書類從といふ、冊をなすこと六百三十五、皇朝の大著滋野貞主が秘府略一千卷を除きては倫比罕なりといふ、同七年天下の學程朱を奉せざる者を禁す、儒員柴野邦彦尾藤孝肇等が建白する所なり

時に大川鴻、家田虎、松川進修等あり、閣老及び諸賢官に上書して曰、學者見る所各異なり、均く是孔孟の教何ぞ程朱のみを墨守せんやと、是に於て正異の辨彈奏聚訟紛然として已す、

同八年政、二月儒員尾藤孝肇若年寄堀田正教に就て建議して曰、臣右文の世に生れ乏きを賢官に承けて以來、六たび星霜を経たり、同僚林銜柴野邦彦等心力を戮せ、大に學政を興し、士大夫靡然として化に向ふ、固より臣が力を待つこと無し、願くば更に小賢を都下各處に造り、麾下の子弟を寄寓せしめ、臣之を教督せん、未だ國家造士の一端に補ひ無しとせず、夫學を興すの大本は風俗を淳くし、人心を正すを以要と爲す、其人才なりと雖も、制行苟も虧くれば、此職に蒞む不可なり、官若し愚衷を憐み其請を許さるれば、則俸米を奉じて以永世の學糧に供せん、臣の願ひ足れりと、正教執て之を上る、遂に報せず、五月肥前國主鍋島治茂の家臣古賀樸助を徵して儒員と爲す、初め命の下るや、樸親老たるを以留養せんとし、疾と稱して固辭す、藩議台命を拒むは可なるなき

勿論にして事體亦安からず、宜く命に應ずべしとなす、是に於て樸辟に就く、後公樸及び柴野邦彦、岡田恕尾藤孝肇に命じて經を講せしむ、孝肇固辭して曰、臣は山野に生れ、素朴庸陋、猥に朝班を漬す禮度を知らず、加ふるに足疾を以講筵に臨む必ず威儀を失せんのみ、公も亦強ず、餘は皆命に應ず、樸は語肥音あり、一日公邦彦に問て曰、彌助が經を講ずる吐音澁訥、汝が明快通暢に如かずと、邦彦席を避て對て曰、殿下の言臣敢て當らず、抑も樸の肥音を操るは是父母の邦を忘れざるを以なり、唯其經に精しきに至りては、百の邦彦ありと雖も亦當に三舍を避くべしと、公之を領し給ふ、

同九年十一月十八日改曆宣下の旨仰出さる

實曆甲戌曆差錯あるを以來、午年より新曆頒行、本朝改曆の略に曰、三大曆と稱して儀風曆、大衍曆、天平曆、宣明曆、此曆貞觀の比より天和四年貞享曆、寶曆曆、寛政曆、九年丁巳の

同十年三月昌平靈の新廟を修す、閣老松平信明若年寄堀田正教工役を董す、是歳學政大に成り、諸賢官皆幕臣を用ひ、従前處士の賢官に列する者悉く罷去らる、是より先

近藤重藏守最上徳内常に命じて、北蝦夷を探討せしむ、險を冒し幽を踏み殆ど數日の糧を絶つ、守重等毅然として撓まず役を畢りて復命せり、同十一年七月始めて調を小野職博に賜ふ、其本草に精しきを以なり、此年十二月尾張殿宗薨す諡して明公といふ、世に稱す藩祖義直卿の風あり、明倫堂を重修し大に學政を興す、封内の人細井徳民を擧て督學となす、是に於て蘭藩學に向ふ、學規十四科を設く、曰孝友慈愛。直言正義。寛裕莊栗。剛毅信敬。方正公察。果斷明決。深計遠慮。數量潔精。辭辨提給。臨機應對。原慈廉清。篤實簡要。能文善書。事理疏通。同月小性組番士伊勢百助傳家の秘書を獻す、銀十枚を賜はりて之を賞す、伊勢氏は足利幕府より以來、世今川小笠原二氏と將家の禮式を草す、百助の祖貞丈に至り特に公武の典式に明かなるを以聞もと云、是月下總の人伊能忠敬に命じて蝦夷地方東南の沿海を測量せしむ、忠敬は三郎右衛門と號す推歩に長す、因て宇内の全圖を修め併て度數譜行程記を著し以て上呈す、是時に方り備中の人古川某亦地學に長す、命を奉じて諸國を

巡察し地圖をつくり之を獻す、官之を祿賞せんと欲す、某辭するに疾を以てして就かず故に輔佐松平定信山林引興長の五字を大書して之を與ふ、同年八月、是より先林大學頭衡に命じ日本全國御料私領を簡ばす、父母に孝養し夫に貞節なる者、農業に出精し租税上納の期を愆らざる者、公益の爲に私財を捐てたる者等にて、賞賜にあづかりし者の行實を記して之を上らしむ、衡儒員柴野邦彦。尾藤孝肇。古賀樸等と之が編纂に従事し、太田直次郎氏則ち蜀山人が最、この編輯に力を盡したりさい以褒美を與へられたる孝子節婦等を列記しその中にも特に人の模範となしなり五十巻を獻す、賜賚差あり、り名教に裨益すべきほどの行ひある者だけ之が行狀を記述したるものなり、是月薩摩の國主島津齊宣の家臣赤崎源助。安藝の國主淺野齊賢の家臣頼彌太郎。惟に命じて、儒經を昌平齋に説かしめらる、二藩その異例を以て之を訪ふ、後島津淺野二侯登城ありし際、儒員古賀樸二侯に面陳して曰、列藩の士學行ある者は之を召用す、人材は天下と之を公共にするに在る將軍家の盛旨に外ならず、享和元年正月時服二襲を儒員古賀樸に賜ふ學政の修擧するを以の故なり、此月松平

民部大輔 頼元水戸の支祖 大學頭頼寛著はす所の大三河志百八巻を獻す、公瀏覽せられ容を動かして之を賞す、

同三年十二月醫官小野政博に銀七枚を賞賜せらる、書を醫學館に講せしを以なり、文化元年十月嗣君家の元妃有栖川宮の王女大城に抵る、月を暇て西丸に移居せらる初め元妃の來るや公爲に其寢殿を修む、侍讀成島勝雄に命じ、古人の善言良行を撫録せしめ、畫師狩野惟信子榮信に命じて之を畫かす、これを障子に貼り、重ねて勝雄に命じて其典故を輯録せしめ古事詳説といふ、其近臣をして之を讀ましむ蓋し啓沃に資するなり、

新見正路記に曰、儲君西城へうつらせ給ひしころは、休息御座の四壁墨山水にはありしが、其後樂宮御方京都より參せらるゝによりて所々修理を加へ給ふ、次に張付襖障子をも改めらるべきとて、畫所よりさまざまの繪様うかひしかば、仰に花鳥山水等は事ふりたり、この頃専ら物學の折からなれば古聖賢はいふに及ばず、

善行ある歴代帝王の事蹟或は名だたる事の世に傳へ古事となる類を新に圖畫せしむべし、しかして坐臥朝暮に熟視せば自然治務の助ともなるべく、はた古への事を知る益もあるべしと、畫工狩野養川院法印惟信伊川院法眼榮信に其事を命せられしかば、侍讀成島仙藏勝雄にはかりて經史子集の中より選出し、新に圖を設けてるがかり、其圖は御休息上段文王の圍(孟子)太公望涓濱(史記)伯夷叔齊(同)召公甘棠(詩經)吳起儉德(史記)曾子芸瓜(家語)子路負米(同)齊閔王之宿瘤(列女傳)魯恭馴雉郭巨鑿坑(蒙求舊注)李陵蘇武(史記)、北入側に倪寛帶經(史記)匡衡鑿壁(漢書)車胤聚螢(晉書)朱子八卦(宋史)温公破瓶(冷齋夜話)、御後の間は孟母斷機(列女傳)子罕辭玉(左傳)商山四皓(史記)宋均除虎(後漢書)、御下段は巢父許由(高士傳)老子出關(史記)秦彭善政(後漢書)朱買臣好學(同)周茂叔愛蓮(伊洛淵源錄)老萊斑衣(孝子傳)楊寶黃雀(續齊諧記)孟宗雪笋(三國志)子猷尋戴(晉書)東南入側は漢文帝孝行(漢書)宋太宗紫雲樓(宋史)唐太宗諫獵(貞觀政要)北入側は伊川渡江(宋史)張良石公(史記)

韓信跨下(同)の圖なりき。

同三年十二月藩翰譜續編同系圖備考成る此編纂に與かりし奥御右筆組頭近藤吉左衛門
その他數名賜賚差あり、

右編纂は新井君美が藩翰譜の書繼にて、上は延寶八年下は天明六年に終る百七年の
間萬石已上の譜傳當年に至りて卒業續編附録とも十二卷系圖備考附録共十一卷都て
二十三卷成帙披露是に依て賜ものあり、此編纂の始は寛政元年九月廿一日奥御右
筆組頭格瀨名源五郎寄合儒者岡田清助兩人へ仰付られ、近藤吉左衛門奥御右筆秋山
松之丞へ申談じ候様にと仰渡され御用相勤し所、同六年清助は御代官仰付られ、以
來御右筆所引請と成しものごとぞ、

同五年八月代官岡田恕布衣に班す、嘗て學政を綜理するを以なり、初め恕儒員たり
林銜諸老に告て曰、恕は清廉淳謹司農たらば則ち民倚頼すべきなりと、恕代官となる
奸を釐し弊を剔し學ぶ所に負かず、是に於て部民安服す、

同六年二月松平全之助容衆津新編會津風土記を進獻す、同年五月會津大守會津風土記進獻
に依り其家臣一柳新三郎へ白銀二

十枚武井完平へ白銀十枚右編纂出此歲西九侍讀柴野彦助邦彦歿す、朔日世に邦彦及び尾藤
精の旨御褒美として之を下さる

孝肇古賀樸を稱して寛政三博士といふ、又寛政の三邦彦最も故輔佐松平定信と相善し、
數密勿を疏す、嘗て修陵を議して曰、神武後の諸陵荒蕪修めず、石を標して樵牧を

禁するを請ふ、又京學を議して曰、京都の習俗間雅なり宜く一箇を設け以育才の地を
爲すべし、元和中松永尺五宋學を唱へ、後水尾帝御筆を賜はりて之を嘉歎し給ふ、願

くは舊に仍て若干の學田を給し尺五の裔孫をして世守らしめ、更に一碩儒を選び教を
督せしめば斯學を興すを庶幾せんとはより先近衛左大臣基前公その臣進藤某を遣は

し、邦彦に就て學事を諮ふ、邦彦公卿學を件録して以て呈す、天保年間仁孝天皇詔
りして學習院を建て公卿學に就く、其舉邦彦が議に胚胎すといふ、

同七年十一月國書鑑書寫功を畢り聖堂儒員より之を獻す、

是は天明八年十月通鑑綱目を假名書にして參らすべき旨、御儒者柴野彦助仰を受勳

し所彦助死去により、文化四年より尾藤良助へ仰付られ、良助死去に付依田源太左衛門書繼を命ぜられ今年に至り卒業せしなり、唐虞より始め後漢の光武中興建武十二年に畢る、巻帙二十巻と云、

同十二月水戸治紀卿大日本史を朝廷に獻す、

此時治紀卿の上表に據るに、「本記七十三卷列傳一百七十卷、校訂粗完し彫刻未だ半ばならず云々、故に今紀傳二十六卷刊刻已に就る者裝して一函を成し聊か先づ上送し餘は將に續進せんとす」と見わたれば、固より全部にはあらず、天皇御製の贊辭に宣はく、「専ら國史に據り博く群書を考へ、一大部の書と爲す、昭代の美事堂構の業、勤勞想ふ可し」、原漢

同八年二月韓使に對馬に應接す小笠原忠固小倉正使たり、林大學頭衡古賀彌助等之に屬す、韓使金履喬最も樸の學業に服す、歸るに臨み樸の著大學纂釋に序し贊揚を極む、十月祐筆組頭尾島定右衛門天寬日記を獻す、横絹五純を賜ひ之を賞す、是歲仙臺

松平陸奥守宗純の家臣大槻茂質に命じて蘭書を譯せしむ、歲ごとに例して銀三十枚を賜ふ、

同文九年十二月寛政諸家系譜始成る、八丈絹十屯を松平伊豆守信明中に良刀各一口を堀田攝津守正教若堀田豊前守正毅年等寄等に賜ふ、並びに總裁の功を賞するなり、寛政系譜と申すは寛永の時諸家の系圖編集之ある譯は、寛永十八年太田備中守資宗總宰にて林道春その子春齋編集の事を承はり、手傳は五山の碩學其外林家生書相交り是を勤む、是時家々より譜を奉る萬石以上、已下は御目見已上のみなり同二十年編集卒業、帙三百八十卷是を寛永諸家系圖といふ、其後寛政十一年正月十七日堀田攝津守正教願に依り、寛永已來の系圖書繼御用仰付られ、堀田豊前守正毅は攝津守に差副御用相勤むべしとの命を蒙り、右懸り大目付一人御目付二人奥御右筆組頭一人奥御右筆六人を命ぜらる、是等は系譜撰集の事にはあらず諸家の譜調進の事など取扱ふ爲なり、諸家に命令して新に系譜を奉る、此時兩邸に調所を設けられ、

攝津守役屋敷にも書院二間、豊前守屋敷は表居間なり、御旗本の内兩御番所御番新御番大御番小普請、又は兩御番の隠居部屋住の伴等文筆之ある者を選び、系圖書繼取調御用を命せられ御目見以下席よりは數十人を選抜し手傳を命せられ、年々人數を増し卒業の年に至りては四十八人なり、但兩邸に頭取二人づゝを置かれ諸事を取扱ふ、其外にも訂正校定日記方清書方家尋方などいふ役あり、享和三年の春寛永譜書繼の體裁を止め重修の體に改作あり、文化九年十月に至りて重修系圖書繼成帙一千五百三十卷、是を寛政重修諸家譜と名づけらる、序文は堀田正敦なり、凡例目録十卷を副らる、同十一月廿一日羽目の間に並べ、御老中方御見分相濟與へ差出し上覽の上紅葉山御書庫へ納めらる、同十二月二十八日寛政譜副本書寫御用を命せられ、御用濟の内より右出役命せられ此度は御殿にて淨書御用相勤め、尤も右見廻り御用西丸新番組頭一人、西丸御小姓組一人命せらる、是迄の出役なり、同十二年十月副本書寫皆出來につき羽目の間に並べ、御老中方御見分之あり後日光山御

神庫へ御納に相成たり、

同十年十二月儒員尾藤孝肇歿す、同月儒員古賀樸布衣に班す、其職を奉じて懈らざるを以なり、是月甲府勤番支配松平伊豫守定能著はす所の甲斐國志十卷を獻す、時服二襲を賜ひ之を賞す、

同十二年四月謁を塙保巳一に賜ふ、積歳校典の勞を以なり、十一月清水齊順卿紀州侯治寶卿の嗣となる、公嘗て二十一史を得完好比無し、齊順卿之を觀て得んと欲するこゝと特に甚し、公心に之を知り未だ賜はらず一日座を大學頭衛に賜ふ談此に及ぶ、衛曰殿下苟も之を得んと欲し給は、易々たるのみ、今清水卿書を讀み意を史に注ぐ、須らく此を賜はりて卿の志を助けらるべしと公曰然り、乃ち之を賜ふ、是行齊順卿猶その書を紀邸に携ふ、蓋し特賜に出るを以なり、是歳御徒原善その著先哲叢談を獻す、銀鏡を賜ふて之を賞す、

同文十四年正月、寄合仙石監物政和その校刻類聚國史を獻す、時服三襲を賜ひて之を

賞す、二月儒員古賀樸歎す、樸言行嚴正人に假に色を以せず、而して倅々徒に授く碩儒多く其門に出づといふ、十二月御書物奉行近藤重藏守重其著御本日記附録附註三冊御本日記續録三冊、御寫本譜一冊、御代々文事表二冊、御詩歌一冊を獻す、銀十枚を賜ひて之を賞す、

文政二年正月水戸治紀卿より大日本史四十五冊を獻せらる、

同三年七月小十人頭岡野孫十郎御番方代々記撰述獻上に依り、八月黄金三枚時服二襲を賜ひ之を賞す、十月御書物奉行兼天文方高橋作左衛門景保滿洲文字書籍積年考訂し譯文全備今度獻上に依り黄金二枚時服二襲を賜ひ之を賞す、

同五年、この歳青地盈に命じ俄羅斯人遭厄紀事を譯せしめ、銀十枚を賜ひ之を賞す、五年を閲て文政十年に至り、復盈に命じ輿地誌を譯せしめ、歳ごとに銀二十枚を下されたり、

同七年正月、大番頭五島伊賀守組下與力片山重次郎辰世著はす所の刑政總類百五十卷

を獻す、銀十五枚を賜ひて之を賞す、五月小普請近藤重藏守重三田村の農牛之助父子及び妻を斬る、或は曰ふ重藏の長男富藏曾て牛之助と別荘地の境界を争これが大溝の邑主分部左京亮光寧の邑に錮し、男富藏は流刑に處せらる、光寧吏を置て守重を監す、守重陽に温言を爲して酒を飲ましめ監吏の勞を慰す、吏の醉るに乗じ守重其刀を奪て之を斫り、晝夜程を併せて脱去し、事覺し光寧兵を遣はして之を追躡して捕獲し、これを檻に囚ふ、是より嚴に防護を加ふ、守重幽憤に堪へず、四歳を閲て文政十二年六月十六日に歿す、初め守重命を奉けて蝦夷を巡行す、其祿秩勞に酬ひざるを愠り屢刑憲を犯す而して其人鋭敏著述に富み世用に適す、外蕃通書、右文故事、邊要分界、安南紀略、阿瑪港紀略等數十種あり、此月老中阿部備中守正精城山卒す、正精人となり倅々愼厚にして然諾を重んじ、請謁を絶つ、暇あれば輒ち書を讀むことを嗜む、尤も筆札に長す、棕軒と號す、世に棕軒の書雪齋の畫殆んど大名の技倆に非すと稱せり雪齋は長島の城主増山河内守正賢の別號なり、十一月御書物奉行高橋作左衛門に銀十枚を賜ふ、

其蘭書を翻譯せしを賞するなり、
同十一年二月、佐伯城主毛利伊勢守高翰秘典數百部を獻す、時服十襲鞍轡を賜ひて之を賞す、七月雲州侯松平齊貴その校刻せる延喜式を獻す、

同十二年五月十三日故輔佐松平定信卒す、年七十一諡して守國公と曰ふ、定信鑒識あり薦むる所の良相廉吏通儒率ね皆一世の選なり、卒するに及びて處于頼襄子成山陽外史わたくし私に宋民が司馬温公を祭るの例を用ひ香を焚て遙拜し、敢て清酌庶羞の奠を用ひず文を用て之を祭る、其文に曰、
原文

人貴賤の相懸る天地の隔るが如く、而て知遇の間なき意念の外に出る者あり、況や昔の目仰ぐ所にして今の神契するをや昔在吾童稚、天明の季寛政の始め、信岳の火を發する灰七道の二に被ふる、閭里の民飢に號び斃るゝを待つ、起て盜賊を爲し蟻聚蜂萃し、三都の市白晝肆を閉づ、官吏來り捕ふ、罵言思ます、曰汝が肉を啖はんと欲す寧ぞ汝をこれ畏れん汝來て吾と對するより大なるものありといふを聞

く、吾童心と雖も恟懼して寐ねず、況や天下の心敗船を以海に坐し、洪波逆風底る所を知らざるが如し、巨にして越公といふ者ありて出るを聞く、宗親の慙を躬し付託の密に任じ其賞罰を宣べ、凶を變じて吉と爲す、一令發する毎に人の之を望む暗夜を出て、日月を觀るが如きなり、其之を聽くや將に潰んとするの卒、良將を得て其呵喝を聞くが如きなり、其或は畏忌して之を褒誦するや、狡奴黠僕の家宰の聰察を便とせざるが如きなり、七年の中百幣盡く罰す、骸骨を方に壯なる年に乞ひ而て權勢を得意の日に捨て、經世濟民の精を集古玩物の末に消し、我君事を濟す願くは吾肩を息はん、政畫一の如し、吾吾が觀を建つ才茅茹の如し、吾に代て君を輔く、身を以安危に繋ること三十有九年、老て終りを命す、公に於て安に就く、而て天下の患と爲す所なり、吾菟生何ぞ己と關からん、抑も幼より強に及ぶ、公が海内に立つを聞く公を望む天際に在るが如し、忽ち潜夫の一書を徴す、蓋し今を去るの四載、其深濱を懼る乃ち嘉誨を辱くす、汝の紀事繁簡に適す事を論ずる

兆會を見る、後の論者云何吾其大を知ると、一言の九鼎より重き以信を百世に取に足る、自ら顧るに孤寒世を擧て背く所、而して何を以獨り公の愛を得たる乎、感激を抱くの衆異にして報答の期無きを悼む、爰に忌辰に遇ひ聊か吾私を盡す、嗚呼哀哉、而して敢て其饗むことを望まず、

天保三年二月、坊主竹尾善筑次春その著舊考録五卷を獻す、銀五枚を賜ひて之を賞す九月二十三日處士願襄歿す、父惟寛二叔惟彊惟柔と並に鴻儒たり、人眉山の蘇氏に比す、

同四年五月、林式部輝始祖春徳著はす所の讀耕齋文集三十八卷を獻す、時服二襲を賜ひて之を賞す、

慎徳公十二代將平家慶公

公には寛政十二年四月即ち満七歳に達せられし御時より讀書習字を始めさせられ、近藤吉左衛門御手本を差上、書物の句讀は林大學頭授け奉りしとぞ、之より先常の

御遊も尋常におはしませず、特に繪本を好ませられ古への聖賢和漢名高き人をはじめ草木鳥獸蟲魚の類までも、一度申上ればよく其名を御記憶ありて彼までも遺忘し給はず、婦女子などのなまめかしき圖をば御いやと宣ひて見給はず、聖賢等の威儀備はりしが、又は武者甲冑にていかにもおごそかに見ゆる圖を好ませらる、一日狩野伊川院榮信をめし、御慰に席畫仰付られし時孔明をるかくべしと仰ありしかば、頓にかきて奉りしかば、孔明が叔父をも畫くべしと宣ひしかば、いかで斯る事を知し召給ふらんと驚感しやがて諸葛玄をも書てたてまつりしとぞ、又若君の御座所の傍に畫畫挿替へきたために設けたる衝立あり、本丸より西丸御側佐野義行に命じていろは四十七字と日本國名とを大書せしめ、國名にはかたはらに假名をつけしめ、伊川院榮信に草木鳥獸蟲魚を多くるがしめられ、傍にその名を義行に書しめ假名つけて日々かはるくさし替て見せたてまつり、御みづから御教示ありしに日ならずして、悉く記憶したまひ御かたはらの者ども、いろはのうち國名のうちいづれをさして問奉りても頓に

御答ありて、たがはせらるゝ事なかりしとぞ、

天保八年四月、時疫流行の節服薬心得の書を官版にて發行せらる、

醫學館へ命せられ諸の醫書より良方を抄出せしめ、江戸市中及び諸國に觸示さる
享保の例に隨はるゝなり、

六月天文方山路彌左衛門寒暖義一冊献上に付、銀三枚を賜ひ之を賞す、

同九年正月、官製御藥種の事に付達示あり、

小石川御藥園にて製御藥種のうち、養生所御醫師中へ御下げに相成間請取療治に用

ふる様御醫師中に達せらるべく、請取方の儀は野間廣春院石田成方院岡田孫次郎芥

川小野寺へ談せらるべしとの事なり、

二月御代官羽倉外記伊豆の諸島巡見の命を奉けて出帆す、黄金二枚時服二襲羽織を賜

ふ、此時外記南汎録の著あり後世に梓行せり、

同十年正月、御勘定組頭渡邊三郎助惣御國繪圖取調御用勤務の賞として銀二十枚を賜

はる、

同十一年正月、林大學頭年來出精相勤其上學問所其外の儀父の勤來りし如く相勤

候に付御小姓組番頭次席に班し、二千石高に成下さる、五月長崎奉行へ「阿蘭陀人差

出候風説書以來は翻譯に原文相添差出さるべく、通詞共通辯掛心掛のみに之無く書籍

の上の取回し出來候様出精致すべき旨世話之あり然るべく」と達せらる、又天文方へ

蠶書關譯致し候品、曆書醫書天文等を始め究理書の類、其筋取扱の者の外猥り

に世上に流布せざる心得にて取扱ふべく、翻譯等差支なき様彌勵むべき旨を諭され

たり、

同十二年六月、小十人本多左京組大野權之丞處罰せらる、

其方儀御政務筋に拘り候容易ならざる事共彫刻いたし、本屋伊助へ相渡遣候段不

届の至、之に依て九鬼式部少輔へ御預仰付られ候」是は泰平年表及び殿居囊、青標

紙等を著述の罪科なりとぞ、權之丞嫡子大野鑓之助は改易、同年九月權之丞は丹

波綾部に於て病死す、檢使として御徒目付生駒藤藏満田作内彼地へ出張せり

同二年八月成島邦之助司直叙爵して圖書頭に任ず、

數年出精相勤其上累年御侍讀相勤候に付格別の思召を以百儀御加増成下され、御廣敷御用人格仰付られ候、勤役中五百儀高にて御足高御役料三百儀下置れ諸大夫仰付られ圖書頭と相改、と與に於て仰渡さる、司直は年來侍讀たりし所「老のくり言」と題する一冊を台覽に供へ、その御賞與の由なり、林大學頭を除くの外儒員にして諸大夫に列せし例は、文昭公家宣御代新井勘解由が筑後守に任せし外未だ曾て有らず、殊に此月例年任官位階の時日に先だち、傳奏を經任叙ありし事は眞に異例破格の事たり、然るに天保十四年に至り與儒者御役召放され、慎罷在べき旨仰渡されけるが其由知るべくもあらずといふ、

十一月昌平坂學問所仰高門内日講聽聞の事を令せらる、

朝四つ時より九つ時まで前々の通に之あり候間、寛政十二申年相達候通聽聞の

志之ある輩は貴賤に限らず罷出聽聞致さる可く候との達文なり、

同月佐藤捨藏召出され十五人扶持を賜ふ、捨藏名は坦字は大道一齋又は愛日樓と號す、醇儒の名あり、同十二月學業の事に付左の如く壁下御家人等へ諭されたり、

學問所に於て素讀吟味を受御褒美下され候者共は、引續猶又學業相勵み五ヶ年目學問御試の節罷出候様心掛べく候筈の處素讀御褒美に相成候へば夫にて事濟候様に相心得、自然廢學にも至候哉に付向後御褒美下され候者は、別して出精致し修業の上學問御試の節は成べきだけ罷出候様致すべく候、尤も左候とて學問のみに相泥み武藝を怠り候儀には之ある間敷勿論の事に候間、右の趣銘々厚く相心得其父兄の者共も精々世話致し、教訓の筋行届候様致さる可く候、

同十三年三月改曆の事を命せらる、

貞享曆寶曆甲戌曆とも各編者の自序ありて、寛政曆は序文無し右は體裁宜からず思召さる、新曆序文は此度は土御門家に仰付らるべしとありて、即ち別書差越候旨

達せらるべしとの事なり、
 四月十五日昇平坂學問所に於て御老中若年寄一同講釋を聽聞す、五月一柳兵部少輔家
 來勇之助父隱居近藤高太郎、常々學問出精且行狀相勝れ候趣相聞、一段の事に付
 御褒美として銀十五枚を賜はり之を賞せらる、六月麴町善國寺谷々學問教授所を創
 建せられ、御書院番本多日向守組兵庫庫弟松平謹次郎はその教授を命せらる、同月新書
 出版の事に付左の令達あり、

自今以後新板書物の儀儒書佛書神書醫書歌書、都て書物類其筋一通の事は格別、其
 外異教妄説等取交作出し時の風俗人の評判等を認め候類、或は好色繪本等堅く停止
 たるべく候、○何事によらず新板の物作者并に板元の實名等奥書致すべき事
 右の外曆書天文書紅毛書籍翻譯物は勿論右の著述に限らず總て書物板行致候節本屋
 共々奉行所へ相達差圖の上沙汰に及ぶ候筈に付、紛敷義決て之無き様致す可く候、
 且又彫刻出來の上は一部宛奉行所へ差出べく候、若内證にて板行致候に於ては、何書

物に限らず板木燒拾掛合の者一同吟味の上嚴重の咎申附べく候、諸家藏板の義も右
 に準じ、其以前當人より學問所へ草稿差出差圖に任せ彫刻出來の上一部づゝ學問所
 へ相納べく候、萬一私に彫刻致す輩之あるに於ては急度沙汰に及ぶべく候、
 同天正三年六月廿日十萬石已上の大名に、大部の書を藏板として彫刻すべき旨を諭され
 たり、當時印書の術未だ甚だ發達せず、これを上梓するには費額多きを以、大部の書
 は概ね清商の船載に仰ぐ狀況なりしを以の故なりと知らる、其布令に曰、
 文學の義は當時格別に御世話あらせられ追々官板も仰付られ候處、諸家藏板に至
 り候ては僅に數十部には相過ざるやに候、一體大身の輩は心掛次第大部の書一二
 部づゝは藏版致し、普く後來にも相傳へ候様之あり度事に候、此段十萬石以上の面
 面へ急度なく相達らるべく候」とあり、此後藤堂家の資治通鑑の如き河越松平家の
 日本外史の如き、此布令の趣旨に基ける諸家藏板の一に算すべきものか、
 八月太田攝津守家來空次祖父隱居松崎懺堂松浦壹岐守家來朝川鼎、御序の節御目見仰

付らる、

此二人は儒者にて學行共に高きものなれば、特に將軍家謁を賜ふものにて、學者を優待するの至れる、當時陪臣に賜謁の命あるは異常の特典なり、

同月西丸御小性組酒井肥前守組筒井辨之助父平右衛門編集の書物献上時服一襲を賜ふ

十月新曆頒行せらる、

寛政曆差錯之あるに付今度京都に於て改曆宣下新曆を天保壬寅元曆と定められ翌翌辰年より新曆頒行の事之あり、

此月寺門五郎左衛門(靜軒と號す江戸繁昌記の作者)柳亭種彦(小説田舎源氏の作者)

爲永春水(南仙笑拙人二世、人情本作者)右の三人當時の人情を穿ち風俗に拘り候間、

以來右様の戯作停止たるべく叱、但板木取 同月若年寄大岡主膳 正忠固御儒者林大學

頭成島圖書頭直林式部成島植之助へ系譜調御用を命せらる、

是は寛政年間堀田攝津守正致に命せられし重修系譜の書繼なり、

同月京都に於て學問所を設置せらる、

京都に學館設置の事に付傳奏より閣老への書面に曰「近來別て堂上風儀宜しからず

身柄不相應の遊興卑俗の服を着し遊里へ忍行人々も之ある歟の風聞時々相聞に候に

付、制止を加へられ候へども兎角相止す、不法の進退等増長致し關白殿も誠に以恐

入られ且吳々深く御心配成され候、往古は大學寮四姓學校も之あり候へ共當時廢絶

慶長十八年仰出されにも公家第一學問と御座候に付、年々來何卒學問致し候様成さ

れ度御存念に候へ共、堂上困窮の人々は授教師招請も出來難く、束修整へ兼候に付

て不學文盲の輩多く相成候次第、誠に以御心配成され候に就ては學校なごも申候て

は、禮式作法の古禮も候儀御大造にも相成申べく、其上六藝など堂上には決して必

用にも候間、せめては習學所仰付られ、若輩の人々月兩三度ばかり教授之あり、性

行端正篤信に相成往々は整然不法の進退之なき様に成され度、全く習學の爲に清菅

兩氏又は聊か心掛候人を兩人ばかり選ばれ、専ら場所已下御預り、又外に六員ばか

り有職學生商量仰付られ京住篤實の授業の師を召され、素讀及び講釋指南仰付られ御會釋物并に諸雜用且建物修葺書籍等の料、何卒關東より成進せられ候様遊され度、大抵堂上四十歳已下十五歳已上、非藏人二百人ばかり并に御内勤の者にも諸司官人子弟の外等にも、追々相願候はゞ人数加へらるべく候、右の次第故年々御用途凡そ金米五六百石餘程宛行はれ候はゞ、精々質素に仰付らるべく候へども、堂上地下諸生往々の御見込にては三四百人ばかりにも相成申すべき哉、其中にて隔年くらゐに昇殿の人ばかりなりとも、御残の用金にて上中下出精の御褒美聊かなりとも下され候へば、自然と風儀も相改り研學之あり往々御役に相立候半人柄に相成申すべく、餘り年次に御叱りの人ばかりにては上の思召も深く恐入られ候、右場所は當時開明門院御舊地か又は外に御築地内にて差支に相成ざる場所へ取建られ候様に成され度、此等の儀其許へ宜しく申入候様關白殿命せられ候事、十一月所司代より達し曰、

堂上方習學所御取建の儀に付先達て年寄衆より申來候處を以、傳奏衆差出され候書取寫繪圖面等、江戸表へ相達し候處右習學所の義、繪圖面の通開明門院御舊地へ御取建成進せらるべき旨、仰出され候間其意を得らるべく候、右習學所造立成りしとき、今帝 仁孝天皇の御慮を以同所へ聯をかけらる、曰く、

履聖人之至道崇皇國之慈風不讀聖經何以修身不通國典何以養正明辨之務行之。

此文は三條大納言實萬卿の撰文にて關白太政大臣政道公の筆なり、

十一月九段坂上に測量地理御用遊川助左衛門役宅を新築し竣功す、俗に之を天文屋敷と稱せり、

同十四年二月四日五日ごろより申酉の方に白氣現す、曆博士天文方等より各勘文を差出せり、其文を左に録す、今年も先比より慧星出現の事あり且當時星學の如何即ち今を距る六十四年前の學者の所論を知るべきを以なり、

權曆博士加茂朝臣保行。陰陽權助兼播磨守加茂朝臣保清。陰陽助兼曆博士加茂朝臣保救の勘文に曰、原漢

當月上旬以來昏に白氣申酉の方に出現す其形布の如く長さ數十丈、戌の刻後没す十日頃より晴陰定らず委く測り難し、十三日十四日の後見る所白氣次第に薄し、婁宿の度より參畢の南に至る東南に指し雲に非ず慧星の光芒の如し、夫氣は種々の氣多しと雖も此度現する所、去秋已來晴雨寒暖今に至て順ならずして爲す所なり、但歴史其占を擧ぐ兵革喪亡水火疾病等の徵なり、氣出現の事、和漢其徵の有無は、時の治亂に因り定例無き者なり、此度の氣發する所の分野は西國に當り、金氣陽を冒す其所大風若は洪水失火疫病の類歟、其理ありと雖も妖は徳に勝たず、元來治世聖徳四方に遍ねし、何ぞ變異の應あらむや、白氣漸く薄し異なくして消散すべし、謹で勘へ申す件の如し、「此勘文はまことに不得要領にして支那風の學者の頭腦より割出たる考案とこそ覺ゆるなれ、

天文方澁川助左衛門より書上に曰く、

當月七日の初昏西南の方に當り、其幅一度半一尺五寸長さ四十度餘の白氣の如きもの相見申候、尤も四五日頃よりも雲間に相見候へども眼と見様も仕兼候處翌八日夜は長さ五十度に亘り相見申候、連夜同様に相見候上は全く慧星の光芒に之あるべく候、併ら地下何程之あり候とも測り難く存じ奉り候へば、先は七十度餘之あるべき旨評論仕候、一體慧星の儀は近來西洋にては測驗仕候間、別に一種行環之あり候儀にて、其種類も數多候へども先豫め推歩仕り來り出來仕候星故妖星と申譯には之無き儀に御座候、既に去明和六年七月相見候慧星は八十度に亘り、光芒も兩光に相見に至て異様の形狀に候へども、別段兆應も之無き儀に御座候、但漢土にては周秦以來殊の外凶兆と申傳へ、又舊を除き新を敷き或は五色に取ては兵亂水火の災大節の患、大臣專權等種々の事之あり候、西洋にては往古は十二宮の位次により其……品々之ある由古き歴書に相見申候、既に近來の

般海曆には日月の蝕同様に、彗星を見釋記し候上は一種の奇星と申迄にて妖星に御座なく候、

又山路金之函書上に曰、

去七日西南の方に彗星の光芒に之あるべき哉白氣相見候處、暎と彗星とも見定難く其長さ地平まで凡五十度ばかり、猶地下の長さは量り難し、尤も八日初昏相伺ひ候處、矢張七日の所在と粗同様に付金彗星にも之あるべくと存じ奉り候、圖書集成の内宋の徽宗本紀を按ずるに、宣和五年の春正月戊戌彗星西方に出づ其長さ天に竟る、金史哀宗本紀、天興五年閏九月己酉、彗星東方に見ゆ色白く長さ丈餘、彎曲象牙の如し角參の南に出で、行く、十二日に至り長さ二丈、十六日月燭して見えず廿七日五更復東南に出づ約ね長さ四五丈、十月一日に至り初て滅す、漢土右の類之あり候、本邦にても醍醐天皇延喜五年四月彗星見はる、長さ三十餘丈、光芒異の方を指し或は長さ天に竟る、五月初旬に至り初て見ず、扶桑近頃明和六年七月中

相見候彗星長さ七丈二尺餘と舊記に相見申候、且又蘭書西洋千六百九十五年本邦元十月廿八日地名佛蘭察國の淺に於て、日出一時前に東方に彗星相見候處、其頭を見ること能はず、光芒のみ測量仕候と申儀相見候間、旁今度の白氣も彗星の光芒にも之あるべく存じ奉り候、尤も天歩眞源書に彗星の出る天下定るとありて、或は亂或は饑或は旱或は水など相見ぬ凶兆の由申傳へ候へども、西洋の説ごもは即ち彗星行道の天之ある趣に相見候間、天變地妖等の義にては御座あるまじく存じ奉り候取調候處右の通に御座候以上、

思ふに當時の學問は猶孔孟本位なれば、彗星も亦軌道ありて天をめぐる星の内にして妖に非ずといふは、僅に蘭學者の天文方のみなりし故に、世人は大に兵亂若は飢饉の兆にして之を畏れ危ふみけり、

此月藤堂和泉守高猷藏板の資治通鑑二箱を進獻す、

同天保四年三月左の市令あり、幕府が庶民教育に意を注ぎたるを見る可し、

御府内に於て手習師匠を立渡世致し候者、其町内の弟子々供は申に及ばず他所より
の通弟子とても依怙最負之なく心を用ひ教へ申可く候、手跡は貴賤男女に限らず相
應に認め候はねば叶はざるものに付、疎かに心得べからず、一體上分の者は子供仕
付方文武の藝能夫々務め候へども、町々末々輕き輩等は別段學文と申も之無く、且
又兩親の育方も心得違ふなからず候へば、幼年より不行跡遂に習しと成候事、則ち
風俗をも亂すべき程に相成候間、町内にて教へを専らとするは手習師匠の者にある
べし、筆道のみにあらず風俗を正し禮義を守り忠孝を訓へ申可きこと肝要に心得申
べく候、且文字認め候程の者は自然物讀事も出来るものなれば、御高札の文段或は
御觸事又は庭訓物、その外實語教大學小學、婦女子は女今川を始め女誡女孝經の類
を筆道の傍に教へ申可く候、凡そ人情は兩親文盲又は不束者にても其子供を深切
に教へ仕立嚴重に候へば、其親心必ず厚く存すべく候、左候へば手習師匠致す者
ははからずも御政道の一助と成、世間風俗の益少なからず候間、此趣意得と相辨へ

神妙に教育致す可く候、右の趣厚く相心得教育宜き者、又は等閑に心得教育方不
行届の者は、取調の上沙汰に及び候品も之ある可く候條、此旨町々端々迄洩れざる
様相觸べき者也、

十月醫學館に於て講書あるを以、陪臣醫師町醫師とも聽講隨意たるべき旨を令せらる
弘化二年正月、御小姓組曾我駒之丞所持の書物獻上に付巻物五を賜ひて之を賞す、同
月御小姓組近藤三左衛門百辟譜略四十卷獻上に付金五枚時服三襲を賜ひ之を賞す、五
月天文方山路彌左衛門阿蘭陀國の書翰和解御用骨折相勤しに付金二枚を賜ふ、七月新
板書籍の事に付左の如く令せらる、

去寅年相觸候内天文曆算蘭書翻譯、世界繪圖蘭方醫書等の類藏板致し度存じ候輩は
天文方へ草稿差出差圖に任せ彫刻出來の上は、一部づ、同所に相納む可云々、
此月學文の事に關し更に左の諭示あり、

學文の儀御代々御世話遊ばされ中に就く元祿享保の間厚く御引立遊され候、今度學

問所に於て御教育之あり候間、人々相勵み候様致すべく候、尤も文武一致の事に候間、武藝も怠らず心掛の義勿論に候、文武の道、常々相嗜、候は勿論の義に付、追追御世話之ある趣、遺失之なく、當時別て出精の由には候へども、猶此上油断なく修行致さるべき義、專要の事に候、之に依て先年相達候別紙相添、又々申達候間、兼々相達し候、趣等頭支配に於ても、猶更怠らず心附け稽古相勵み候様教育致すべく候、九月寛政重修系譜書繼來る十二月までに差出へべき旨を命せらる、十月、大目付深谷遠江守御目付稻葉清次郎系譜取調を命せらる、同三年三月丹羽左京大夫長富城主、本松より明朝記事一箱を進獻す、

同弘化元年五月諸家藏板書籍の事に付達令

諸家藏板の書物彫刻の節、學問所へ草稿差出差圖に任すべく旨、去寅年相觸候處彫刻出來の上、同所へ差出さず候向も之ある由、左候ては、改方差支候間、彫刻致さる以前、草稿を以學問所へ差出候様致す可候、尤も醫學館天文方へ差出候分も、同前に致す

べく、右の趣向々へ達せらるべく候、

六月佐渡奉行中川飛驒守祖父飛驒守所持の書物差上御採用相成しに付、金五枚時服三襲を賜ひ之を賞せらる、

同四年三月、寄合儒者成島桓之助、圖書頭司直が男元編輯の書籍献上に付、時服二襲を賜ひ之を賞せらる、

嘉永元年二月、紀伊殿家老水野土佐守編纂丹鶴叢書一箱を獻す、同月手習師匠その弟子を引連、観花の事に付左の市令あり、

市中手跡指南の者の内、弟子中召連向々花見に罷越候砌、附添候者の内、戯れに道化候身形にて途中往來致し、先々群集の場所にては所作様の儀等致し、且又、日傘手拭等目立候様出立罷越候義、是又風俗にも拘るべき義に付、向後右様の義致すまじく候、

十一月御筆司奉行格天文方澁川助左衛門著述の書籍献上により、白銀十枚を賜ひ之を

賞せらる、

同二年二月、西丸御小性組大岡豊後守組筒井辨之助著述の書籍並に丸木弓献上により金二枚時服二襲を賜ひ之を賞せらる、三月津輕越中守醫師澁江道純町醫坂上丈年來醫學出精に付、御序の節拜謁仰付らる、同月松平下總守忠國東都事略南朱書一箱宛を獻す、閏四月御番醫師奈須玄竹、森雲碩醫書彫刻骨折候に付銀五枚づゝ下さる、九月寄合醫師和田春孝醫學館に罷出鉞術取立講書等致すべき旨仰付らる、十一月若年寄大岡主膳正より左の達令を發表せり、

近年西洋學盛に相成世人新奇を好み候所より、僻學好事の輩深く其學研究爲さる者迄蘭書を取扱ひ、臆斷杜撰の翻譯致し奇說怪論を唱へ俗耳を驚かし候族も之ある由相聞り、畢竟元來蘭書和解等の義、悉に相成候に付右體義之のり如何の事に候元來蘭書の義は翻譯に依り其事柄を解得候事故、右様如何の翻譯を致し若一途に其説をのみ信じ候様なる心得違ひの者も之あり候は、向後如何なる弊を生じ間じく

とも申難く、其上醫書とても同様の事に候、之に依て以來持渡候蘭書残らず書名長崎奉行所へ書出させ、奉行所より免許の分は世上に流布致し苦しからざる旨申渡候間、向後右書上に漏候蘭書を取扱候歟、又は私に翻譯致し候者も之あり候は、其書を取上商人は急度吟味に及ぶべく候、右に付ては萬石已上の面々海岸守備等心得の爲、蘭書翻譯致させ候向も之あり候は、右の書名相認め一應老中に届出、翻譯出來候上は一部天文方役所へも差出さるべく候、

同二年十月小十人宮崎次郎著選の書進獻せしに依り時服三襲を賜ふ、十一月澁川助左衛門山崎彌左衛門足立糸之助山路金之丞、新法曆書教理撰述御進獻曆書等取調勉勵に依り各々銀十五枚を賜ふ、同月實紀副本取立御用精勤に依り、西丸御留守居林式部少輔卷物五、奥詰儒者成島桓之助、時服三襲を賞與せらる、同三年二月、丹羽左京大夫家來安積勇助名は信長召出され儒員に任ず、俸米二百石を賜ふ、七月藤堂和泉守高猷藏板の資治通鑑一箱を獻す、八月御小性組池田甲斐守組松平

謙之丞著述の書籍を獻せしに依り、時服二襲を賜ひ之を賞す、十月二十二日先聖誕日支干相當に依り臨時釋典を舉行す、大成殿に御名代岡部因幡守を遣はされ御太刀一口黄金一枚を進納す、

同四年十月、三河國山中法藏寺傳來の畫并に寶物類西丸に於て台覽あらせらる、十一月浪人前田謙助夏陸國學に造詣する所深き趣を台聽に達し、御序の節拜謁仰付らる、檢校保己一男崎次郎和學筋の御用多年勉勵に依り同じく拜謁仰付らる、十二日西丸御小性組津田日向守組布施彌一郎所持の書籍を淨寫し獻上せしに依り、黄金三枚時服三襲を賜ひ之を賞與せらる、

同五年二月、水戸慶篤卿より新本大日本史一箱を獻せらる、閏二月西丸御留守居林大學頭筒井紀伊守林式部少輔史料取調取立勉勵に付卷物五宛を賜はる、御書院番大久保因幡守組甲斐庄長三郎小十人服部善次郎組小貫彌太郎同上に依り黄金一枚宛を賜はる、三月十三日御黒書院に於て經書の講義を聽き給ふ、筒井肥前守は論語爲政篇を杉

原平助は孟子盡心章を進講せり、十月儒者杉原平助所持の書籍獻上に付黄金二枚時服二襲を賜ふ、此年文武人材選任の事に關し幕府は麾下一般へ左の如く訓諭したり

御旗本の面々各宅へ登城前途等繁々相越さる様兼て達の趣も之あり候處、兎角時候見舞として日々或は朝夕兩度相越候者も之あり、左なく候ては怠りの様にも相成申すべき哉と勵合候より、いつとなく其風儀に移り候儀と相聞候右に付ては何となく諸事容易に心得、自分心願の義をも心易く直に申聞候様相成候ては如何の事に候、右體の義之なく候共、平常文武の道を勵み行狀等宜く候へば、自然御擧用も之あるべく惣て上は對し候御禮事は格別、其外登城前時候見舞として度々相越候義は無益の事に候へば、其隙を文武の方に用ひ然るべき儀に候條、心得違之なき様致すべく候云々、

又三番頭へ達
各方の義は歴々の御番衆御委任置れ候に付ては、平常組中教諭の義は勿論文武才

能行跡等吟味を遂げ、御番出精相勤往々御用立候宜き人物選舉致候は、各の御奉
公第一の義にて猥に申立られ候筋は素より之あるまじく、尤も他の組たりとも相互
に心付兎角人材埋れ申さる様遠國御用等々出し候者共前以能々吟味を遂られ、且
勤勞之あり候者勵みを失はざる様精々厚く心を盡し申さるべく候事、
按ずるに慎徳公の薨去數年前よりは、幕政の綱紀漸く弛解し、文武の人材なきに非れ
ども之を用ふるの方法宜きを得ず、請托情實に依て進退し、勤勞あるも賞せられず怠
慢なるも罰せられざる如き實況ありて、此訓諭を發するの必要に際せしものなるべし

温恭公十三代將
軍家定公

嘉永六年十一月、天文測量博學に就て土佐の漁夫萬次郎を徵し、御普請役格仰付られ
その俸米を賜ふ、

萬次郎は天保十二年正月年十六歳にして他の漁夫四人と俱に乗船し魚獵に出で、難
風に逢ひ無人島に漂着し、米船の救助に依り米國に到り、十ヶ年間米國に滞留し、

ソイナセルと云者の聲養子となり、横文を讀むことを習ひ天文學を研究し、嘉永四
年四月便船を得て琉球に着し同年七月薩摩に九月長崎に着し長崎奉行の吟味をうけ
入牢し、放免せられて翌年七月土佐高知に歸りしものなりとぞ、

安政二年二月、蕃書調所を九段坂下に設く、

飯田町九段坂下竹本主水正屋敷跡へ蕃書調所と稱する西洋學講習所を設けられ、御
用掛若年寄遠藤但馬守御目付大久保右近將監、儒者古賀謹一郎取調所出役御書院
番土屋佐渡守組小田切庄三郎、御普請奉行美作守三男伊澤金吾、函館奉行支配向太
郎悴鈴木慎一郎、評定所書役一平悴森鉢太郎大御番大久保因幡守組與力小林八十五
郎、同四月四日蕃書調所教授方左の面々へ仰付らる、
松平三河守家來箕作玩市酒井修理大夫家來杉山成卿、堀田備中守家來佐藤金十郎厄
介手塚律藏松平阿波守家來高島五郎松平薩摩守家來松木廣安松平大膳大夫家來東條
英菴、松平肥前守家來原田敬策九鬼長門守家來川本好民、板倉伊豫守家來田島順助

等なり、

同所の規則は會讀の輪講、素讀稽古とも朝五つ時より夕七つ時まで、但正月十一日稽古始十二月廿日納の事、五節句入湖並に七月十三日より十六日迄休の事、番書調所稽古願候者は右願同所の玄關に使者を以差出候歟、自分持參候歟又は大久保右近將監古賀謹一郎の内、最寄宅へ差出候ても苦しからず、右差出開届の挨拶承り勝手次第罷出苦しからず候、但罷出候節麻上下着用其外平日着服勝手次第、同六月廿一日御達、諸向に新刻開版致すべき番書並に翻譯書類は、以來飯田町九段坂下番書調所へ差出改請候様致すべく候、同十一月老中阿部伊勢守より大久保左近將監へ達、番書調所御用兼帶仰付られ諸事引受重立相勤候に付當番其外臨時御役宅は都て御免成され、講武所掛海防並に御軍制御改正貿易筋取調御用は是迄の通相勤むべく候、之に依て御手當三十人扶持之を下さる、

安政三年正月十八日より番書調所開場せり、

その後番書調所は小川町御臺所町松平河内守屋敷跡へ引移り、又々護持院原三番明地へ引移り、洋書調所と改稱し、文久三年九月に至りて又開成所と改稱せり、

同四年九月、亞米利加合衆國々書の譯解を川本幸民等に命ず、

此和解は同十一月朔日に堀田備中守より布告したり、

同五年七月、松平薩摩守醫師戸塚靜海松平肥前守醫師伊東玄朴、松平三河守醫師遠田澄庵松平駿河守醫師青木春岱四人與醫師仰付られ二百苞三人扶持を賜ふ、これ幕府にて蘭醫を與醫師としたる始なり、同月蘭醫採用に付左の達あり、

和蘭醫術の儀先年仰出され候、趣も之あり候得共、當時廣く萬國の所長御採用遊ばされ候折柄に付、御醫師中も有志の者は和蘭醫術兼學致し候共苦しからず候、右之通御醫師中へ相達候間心得の爲向々へ達せらるべく候

昭徳公十四代將軍家茂公

萬延元年五月、天文方足立左内祖父著述の書を上りしに就き、金を賜はる、同月牧野

越中守家來小野友五郎常々測量等心掛今度亞國へ御用として差遣され候處、航海中格別骨折學業宜敷仕り候段御聞に達し、之に依り御序の節御目見仰付らるべく候」と達せらる、七月萬國全圖彫刻成るに就て、天文方山路金之丞へ金二枚時服二襲、同伴一郎へ金一枚を賜ひ之を賞せらる、八月西洋語修行すべき旨を諸士に諭さる、西洋語の儀當時専ら御用も之あるに付、御旗人御家人伴厄介等稽古望の者は番書調所へ罷出稽古致す可く候、尤も居留外國人方へ稽古差遣され候儀も之あるべき間、年若にて人物相應の者相選み頭支配にても右の趣相心得、有志者名前古賀謹一郎へ達せらるべく候、右の趣向々々へ達せらるべく候事、

文久元年三月、文武勉勵を諸士に諭す、文武御教育筋の儀に付ては是迄厚く仰出され候趣も之あり、殊に近來格別に御世話之あり、講武所御軍艦操練所番書調所等御取立、夫々修行仰付られ候儀に候へども、方今の時世彌以文武御隆盛に之なく候ては相成難き場合に付き、既に御直に

も夫々御世話在せられ候程の儀に付、銘銘解怠無く相勤御趣意行届候様、文弱に流れず武備の儀は粗暴に片寄らず、忠誠を主と致し眞實に修行を遂げ、文武並び行はれ御主意に違はざる様精々心得らるべく候、

同月水野和泉守家來鹽谷甲藏、松平能登守家來若山壯吉の兩人、學問宜く仕候段御聽に達し、之に依り御序の節御目見仰付らるべき旨を達せらる、五月彗星乾方に

出づ、天文方より左の上書あり、

彗星の西説により候へば一種の行道の違ひし星にて、限も無き遠天より太陽天へ環り來り並び遠天へ還り候星に之あり、太陽天へ近づき候節は自然地へも近く相成候事故人目に見え、遠天へ還り候得ば地に遠く相成候故人目に及び申さず候、其行道皆長象形にして各長短同じからず、故に再出の年間遠きは八九年其最も近きは三ヶ年餘にて、再出の年間一周仕り候ものも之あり候、右様數年來測量仕り豫め再出の時節を推歩致し候程に相成候上は、決して妖星と申には之無く一種の奇星と

申へき程の儀に御座候、漢土にては兎角吉凶の點候之あり、多くは舊を除き新を布
くなど申候へば、其形容籍に似寄候を支那人の文を巧みに認め候様に存候、當今
専ら西洋究理の説御採用の折柄に付、私共御役筋に於ても吉凶の有無の儀は差置、
ひたすら測量にのみ心志を盡し罷在候、且又其色に隨ひ其現はるゝ場所より、兵革
水火の災或は國王大臣の患など、漢説に相見候へ共、明和六年七月の彗星は其長さ
七十度に餘り、光芒は兩側へ相見候由舊記に相見、至て異様の形狀に候へども別に
奇異と申程の儀も之なき由申傳候、殊に彗星の天際に現れ候は日本ばかりに相見
候には之なく萬國共に見受候事故、素より何れの國誰の人事と吉凶に拘り候儀は毛
頭之ある間敷候事、

天保十四年二月の書上と比較するに、その學理の説明と漢説を駁するの論録共に觀
利なるを覺ゆ、蓋し星學も亦大に進みて前日の比にあらざりしなるべし、

同文二年七月、將軍家安井仲平を柳營に見る、仲平の博學を稱し歳に俸米二百石を賜

伊東修理太夫家來安井仲學問宜敷仕候段御聽に達し、初て御目見仰付られ追て
召出され、御儒者御切米二百俵之を下さる、

同三年九月、洋書調所を更めて開成所と唱ふ、其時の布令に曰、

洋所調所の儀向後開成所と唱替仰出され候間向々へ達せらる可き事、

此洋學講習所は温恭公家 御代即ち安政二年九段坂下に開き番書調所と唱へ、其後
小川町御臺所町に引移し、更に護持院原三番明地に引移し洋書調所と唱へ替、茲に
至りて開成所となる、

慶應二年七月、英佛學傳習所を横濱に開く、

横濱に於て英佛學傳習所御開きに相成候に附、右傳習相願度者は其頭支配より名前
差出し申へき旨、縫殿頭殿仰渡され候間早々名前取調、西丸拙者共へ御申聞之ある
可く候、

此より後は内外の紛擾殊に甚しく幕府が學問文藝に關して經營する所あるの餘裕も無かりしならむ、左れば別に記すべき程の事項の記録に存するものなし、上來列記する所の如く、徳川氏は祖宗東照公兵馬佐徳の中より、夙に古文書の散佚を惜み五山の僧侶等を使用し、或ひは謄寫せしめ或は活字を用ひて之を梓行し、公卿の秘藏したる珍書までも世に公けにするの機會を興へられたり、三代大猷公の時、外教の禁を嚴にし、醫行の書は之が爲に世に行はれざりしかども、漢籍も國書も次第に世に廣く行はれ、往時無學文盲を以て武士の本色の如くしたるものも、漸く其面目を一新したり、常憲公は（其生母桂昌院尼公に對し大猷公恆に語られる様、予學問に疎くして天下の政を執るにあたり數斷決に惑ふことあり、努めて我子には學問を勵ましめよと、桂昌院此言を服膺して幼時より學業を勸めたるに依り）、儒釋に涉りて博識なるのみならず自ら經書を講じて聽問せしめ、且當時徳川將軍の威嚴は有土の大諸侯と雖も膝行頓首敢て仰ぎ視るものなきほどなるも學事に關しては柳澤其他の家來たる儒

者と席を同じくして討論研究せられしが如き、如何に當時學事の世に尊重せらるべき影響を與へたるかを推想すべし、有徳公蠶書の耶蘇教に與からざるものは之を讀み之を譯するを許されしより、和蘭の書漸く世に行はるゝ事となり、開港五十年前より天文醫術等の蘭書に依て研究せらるゝに至り、温恭公の御代に蕃書調所を設けられ、専ら歐學を講習せしむるに達せり、但尊王攘夷の論を壓服せんとして、伊井大老の時に於て吉田松陰を刑し藤森天山大橋訥庵等の獄に下りしは別論として、昭徳公の時猶鹽谷岩陰安井息軒等の名儒を徵さる、王政維新を唱和せし志士は何人ぞや、概ねこれ漢學書生にして慷慨國に殉せんとしたる輩なり、維新の初に於ける俗諺を記憶す曰、書生書生と輕蔑すれど今の太政官も皆書生天下苟も有爲の志を抱く者をして讀書明理の闕くべからざることを認識せしめたるは、徳川氏々代將軍家が學事を獎勵し、著書を獻する者には金銀時服を賜賚し、學行高き者には特に調を賜ふ如き事までも、意を用ひられたる効果なりと云も溢美に非ず

若否らずんば帝國の學問文章決して今日の發達を見ること能はざりしならむ。
徳川將軍家は歴代文學に重きを措き、儒員を顧問とし、師傅の地位を與へざるも此を
優待し、或は有益なる著書を猷せしものは之を賞し、大に獎勵に力を用ひられしこと
は既に前に記述する所の如し、今より文學に功績ある名家に就て記する所あらむとす
るに方り、其名家にも國典の研究によりて世に知れたるあり、小説脚本の作者として
名を揚げたるあり、然れども徳川氏一代二百有餘年間の文學は、漢文學を以主腦とし
孔孟仁義の道を以士大夫の節操を砥礪したるものなれば、先儒門に於ける大家の事蹟
を略叙し、而て國學家佛敎學者小説家等に及ぶに至るの順序なりと認るを以本篇に續
ぐに先哲百家傳續先哲百家傳の二冊とし、慶元以降幕末に至るまでの鴻儒碩學の事歴
を略叙せんとす、

徳川時代の文學 終

明治四十二年十月五日印刷
明治四十二年十月十五日發行

徳川時代の文學

著作
所權有

定價金四拾錢

著者 干河岸貫一

東京市日本橋區通一丁目十七番地

發行兼印刷者 青木恒三郎

大阪府西區新町北通一丁目六拾五番屋敷

印刷所 嵩山堂印刷部
電話西七八二番

發行所

大阪府東區心齋橋筋博勞町角
東京市日本橋區通一丁目角

青木嵩山堂

(大阪) 電話局東貳五〇番
口座大阪 貳貳〇番
(東京) 電話局本局七八九番
口座東京 貳貳八九番